DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3.4(b)(3) NND 963

GHQ/SCAP Records (RG 331, National Archives and Records Service)

Description of contents

(1) Box no. 2981

(2) Folder title/number: (26)
Education - Safety

(3) Date: Feb. 1950 - Nov. 1950

(4) Subject:

Classification	Type of record
811, 9811	c, e, t

(5) Item description and comment:
i) Kinki
ii) Includes Contents List

(6) Reproduction: (Yes) No

(7) Film no. Sheet no.

(Compiled by *National Diet Library*)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 (E)(1)(D) By [illegible]

Contents of "Course of Study for Safety Education"

Chapter I: Traffic and Safety:

1. Present situation of traffic accidents.
2. Prevention of traffic accidents.
   (1) Correct way of travelling along the street.
   (2) Correct way of getting on and off the vehicle.
   (3) Traffic signals.
   (4) Streets.
3. Traffic Safety Education:
   (1) 3 basic principles for the prevention of traffic accidents.
   (2) Traffic Safety Education in school.

Chapter II: Fire and Safety:

1. Three essentials for burning.
2. Ignition.
3. Transfer of heat.
4. Conditions for the start of fire.
5. Methods for a fire to go off.
6. Methods to extinguish fire.
7. Fire and Weather.
8. Fire prevention.
9. Fire Alarm.
10. Investigation of causes of fires.

Chapter III: Disaster and Safety:

1. Kinds, causes and damages of disasters.
2. Anti-disaster plan.
3. Evacuation training.

Chapter IV: Dangerous Objects and Safety:

1. Dangerous objects according to the Fire Prevention Law.
2. Poisoncus articles.
3. Poisonous plants.
4. Poisonous fungus.
5. Poisonous animals.
6. Poisons of decayed meat.
7. Poison of globe-fish.

Chapter V: School and Safety:

(A) Playground Safety.
1. Improvement of public morals in the playground.
2. Examination and repairing of playground facilities and equipment, and elimination of dangerous objects.
3. Caution for using facilities and equipment.
4. Health Survey.
5. Sports.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 102/NNSS NO.

(B) Safety at seashore, swimming pool and rivers etc.
1. Water safety.
2. Swimming.
(C) School equipment and Safety.
1. Learning supplies and their use.
2. Machinery and tools and handicraft.
3. Farming tools.
(D) Safety Patrol:
1. Organization of safety patrol.
2. Activities within school.
3. Activities out of school.

Chapter VI: Home and Safety:

(A) Home safety.
1. Play.
2. Cleanliness in appearance.
3. School lunch.
4. Food.
5. Adjustment of clothing.
6. Assisting family.
7. Sleep and rest.
8. Prevention of diseases and First aid.
9. Against disaster.
10. Housing.
11. Proper way of using home utensils.
12. Winter health.
13. First aid.
14. Prevention of crime at home.
15. Sick nursing.
16. Health of girls.
(B) Anti-delinquency.
1. Prevention of juvenile crimes.
2. Examples of teaching plans for anti-delinquency.

Chapter VII: Industrial Safety:

1. Causes of diseases and injuries peculiar to occupation.
2. What are the diseases and injuries peculiar to occupation.
3. What are the types of death and injuries in factories.
4. Methods to prevent such diseases and injuries.

Appendix: Some examples of teaching plan for safety education.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNBS NO. _____

Safety Education Programs for Each Month

April:

1. Traffic Safety.
2. Prevention of Traffic Accidents.
3. Organization of Safety Patrols.
4. School Lunch.
5. Games.
6. Cleanliness in Appearance.
7. Poisonous Plants.
8. Improvement of Public Morals in using Playground.
9. Cautions in using Athletic Equipment.
10. Health Survey.

May:

1. Traffic Safety.
2. Disaster and Safety.
3. Sports.
4. Safety in Rivers, Lakes etc.
5. Food.
6. Dangerous Articles according to the Fire Prevention Law.
7. School Equipment and Safety.

June:

1. Anti-delinquency.
2. Sports.
3. Swimming.
4. Adjustment of Clothing.
5. Dangerous Articles according to the Fire Prevention Law.

July:

1. Helping Family.
2. Sleep and Rest.
3. Poisonous Animals and Poison of decayed Meat.
4. Swimming.

August:

1. Activities of Safety Patrols.
2. Examination and Repairing of Athletic Equipment and Elimination of Dangerous Articles.
3. Causes of Diseases and Injuries peculiar to occupation.

September:

1. Evacuation Training.
2. Anti-disaster.
3. Disease-prevention and "First Aid"
4. Swimming.
5. Health Survey.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNBS NO:

October:

1. Sports.
2. Cautions in using Athletic Equipment.
3. How to use Home Utensils.
4. Housing.
5. Farming machinery.
6. Poisonous Fungus and Fish.
7. Prevention of Traffic Accidents.

November:

1. Sports.
2. First Aid.
3. Health in Winter.
4. What are the diseases peculiar to Occupation?

December:

1. Fire and Safety.
2. Prevention of Crimes and Home.
3. Caution for storing Dangerous Articles.
4. Examination and Repairing of Athletic Equipment and elimination of Dangerous Objects.
5. Activities of Safety Patrols.

January:

1. Health Survey.
2. Caution to use Athletic Equipment.
3. Sick nursing.
4. What are the causes for death and injuries in Factories?

February:

1. Anti-delinquency.
2. Sports.
3. Methods to prevent diseases and injuries peculiar to Occupation.

March:

1. Examination and Repairing of Facilities and Equipment, and Elimination of Dangerous Objects.
2. Health for Girls.
3. Poisonous Articles.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNBS NO.

大阪府安
大阪府教

COURSE OF STUDY
SAFETY EDUCATION

安全教育指導要領

1951

財團法人安全協會發行

(大阪府教育委員會事務局保健体育課)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNBS No.

序　　文

昭和23年5月1日から1週間大阪府の安全教育運動を『安全大阪』確保のために大阪第25師團安全課長レフオード少佐殿と大阪軍政部教育課のコーン女史の御指導のもとに各官公廳、團体等一致協力の体制を整備して實施した。

この運動は單に一時的のもので終らずもちろん當然恒久的に『府民安全』のために行動すべきものである。

今回の運動の効果は相當上げられたと認められているが、さらに十分探究、檢討し、科學的に實施すれば、生命、財產は不測の不幸から逃れ、明るい社會は確立されるだろう。この安全確保には第一に教育、第二に實施、第三に施設工事が大切であるが、府民1人1人の誠意ある協力がなければ絶對に効果が上らない。

こゝに府民の1人1人が實踐していたゞきたい事項を提案して序文に代えたい。

一、身心を常に健康、そう快に保ち特に心に餘裕を持ち体力を常に確保しておく事。

二、情況に應じ、機を見るに敏速で動作は器用、速度に順應し判斷および操作は正確でよく物事のリズムを感得する事

三、事物情況の變化に關する理解と熟練と態度を養う事。

1 身体動作を支配する意志力。

2 狀況を分析し發見する力。

3 適切な判斷と敢行力。

4 油斷のない活發な心の働き。

四、『安全大阪』への社會的責任を果す事。

1 誠實、正義感、禮儀、同情と他人の權利の尊重。

2 社會福祉および公衆の安全に協力。

五、絶對安全感に確信を持つこと。

1 總てのコンデイションをベストに整備する。準備、調整、點檢の確實、機敏性。

2 スピードと冒險に對する自戒。

3 熟練しすぎて反射的になつた場合の處置。

4 事故、危險災害發生に適確な措置。

以上は總て精密な科學的根據に基づくトレイニングによりその態度を養うことが出來る。

なおこの教材は大阪安全教育研究委員會の各委員の方が、各々專門的立場から實情に卽してまとめあげられ、學校の教材編集委員により整理されたもので恐らく日本で始めてのものであると思う。

委員各位に深く感謝の意を表し學校關係はもちろん、大方の御活用を期待してやまない。

特に教育指導者に、『安全教育』は廣義の純正体育の基礎であり、体育指導が安全教育の基礎であることを理解し指導されることを期待している。

昭和23年6月

大阪府体育課長

岩野次郎

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNBS No.

安全教育指導要領改訂版發行に當って

民主的な明朗で平和で安定した社會を建設する基本的條件は、社會の安全にあることは云うまでもない。しかし、私達の社會には不注意と故意により種々の不安定があり、若い生命が不用意に失われて行くことが多い。教育者はもちろんP・T・Aも社會も國民1人1人もお互いに生命の安全確保にもつと注意し、純眞無クな生徒・兒童を災害から守り、身心の健全な發達をはかることに一段の努力をしとければならない。かくしてこそ文化の薫りの高い日本が育成されて行く。

昭和23年6月發刊された大阪府安全教育指導要領は安全教育好適の教材として學校關係はもちろん安全確保に各々の部門からも非常な好評を博したが、こゝに2ヶ年有半の歳月をけみし、その間法規の改正あり、かつ殘本なきため再版の必要にせまられ、こゝに改訂して發行することゝなつた。

この種文献の絶無な現段階において、ひとり大阪府のみならず日本全國の教育者各位がこの書を活用せられん事を祈るものである。

おわりに改訂版編纂に特別御盡力下さつた下記委員の方々に厚くお禮申上げる次第である。

大阪府交通ケイラ課	岡　警　三氏ほか
同　防　災　課	高田龍雄氏ほか
大阪市消防局	空本吉造氏ほか
同　警視廳交通部	柴谷善次郎氏ほか
大阪勞働基準局	川端球陽氏ほか
財團法人安全協會	三村起一氏ほか

昭和25年11月

大阪府教育委員會事務局
保健体育課長　岩野一次郎

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNDS NO.

安全教材月別配當表

4 月

1、交通と安全 …… 1
2、交通事故防止 …… 1
3、安全巡視班の編成 …… 20
4、給食 …… 21
5、遊び …… 21
6、整容 …… 21
7、有毒植物 …… 14
8、運動場使用道德の向上 …… 16
9、運動設備器具使用上の注意 …… 17
10、健康調査 …… 17

5 月

1、交通と安全 …… 1
2、災害と安全 …… 7
3、運動 …… 17
4、水邊の安全 …… 18
5、食物 …… 22
6、消防法による危險物品(第1類—第3類) …… 8
7、學習用具と安全 …… 19

6 月

1、不良化防止 …… 29
2、運動 …… 17
3、水泳 …… 18
4、衣服の調節 …… 22
5、消防法による危險物品(第4類—第6類) …… 10

7 月

1、家の手傳 …… 22
2、睡眠と休養 …… 23
3、有毒動物及腐敗肉中毒 …… 16
4、水泳 …… 18

8 月

1、安全巡視班の活動 …… 20
2、運動設備器具の調査整備、危險物除去 …… 17
3、職業病や職業傷害はなぜおきるか …… 30

9 月

1、避難訓練 …… 8
2、災害に備えて …… 25
3、病氣の豫防および家庭常備藥品と衛生用品 23
4、水泳 …… 18
5、健康調査 …… 17

10 月

1、運動 …… 17
2、運動設備器具使用上の注意 …… 17
3、家庭用品の使い方 …… 26
4、住居 …… 26
5、農機具 …… 19
6、有毒菌類とフグの中毒 …… 16
7、交通事故防止 …… 1

11 月

1、運動 …… 17
2、急場の手當 …… 28
3、冬の衛生 …… 27
4、どんな職業病があるか …… 30

12 月

1、火災と安全 …… 4
2、家庭内の防犯 …… 28
3、危險物品貯藏取扱上の注意 …… 12
4、運動設備器具の調査整備、危險物除去 …… 17
5、安全巡視班の活動 …… 20

1 月

1、健康調査 …… 17
2、運動設備、器具使用上の注意 …… 17
3、病人の看護 …… 28
4、どんな勞働死傷があるか …… 30

2 月

1、不良化防止 …… 29
2、運動 …… 17
3、職業病や職業傷害の防止方法は …… 31

3 月

1、設備器具の調査整備、危險物の除去 …… 17
2、女子の衛生 …… 28
3、劇毒物 …… 12

——目　次——

序　　文
安全教育指導要領改定版發行に當つて
安全教材月別配當表
第一 交通と安全…… 1
1、交通事故の現況 …… 1
2、交通事故防止 …… 1
(1) 正しい通行方法…… 1
(2) 正しい乘降車方法…… 2
(3) 交通信號…… 2
(4) 道　　路 …… 4
3、交通安全教育 …… 4
(1) 交通事故防止の三原則…… 4
(2) 學校における交通安全教育 …… 4
第二 火災と安全…… 4
1、燃燒の三要素 …… 4
2、發　　火 …… 4
3、熱の傳播 …… 5
4、出火の狀態 …… 5
5、消防方法…… 5
6、消防手段 …… 5
7、火災と氣象 …… 5
8、火災豫防 …… 5
9、火災警報 …… 6
10、火災の原因調査 …… 6
第三 災害(天災)と安全…… 7
1、災害の種類と發生原因、被害 …… 7
2、災害防止策(事前の處置) …… 7
3、避難訓練 …… 8
第四 危險物品と安全…… 8
1、消防法による危險物品…… 8
2、劇毒物 …… 12
3、有毒植物 …… 14
4、有毒菌類 …… 15
5、有毒動物 …… 16
6、腐敗肉中毒 …… 16
7、ふぐの中毒 …… 16
第五 學校と安全…… 16
(A) 運動場における安全…… 16
1、運動場使用道德の向上…… 16
2、設備器具の調査、整備、危險物の除去… 17
3、設備、器具使用上の注意…… 17
4、健康調査 …… 17
5、運　　動 …… 17
(B) 海濱、プール、河川における安全…… 18
1、水邊の安全 …… 18
2、水　　泳 …… 18
(C) 學習用具と安全…… 19
1、學習用品の携行と使用…… 19
2、工作機械器具 …… 19
3、農機具 …… 19
(D) 安全巡視班 …… 20
1、安全巡視班の編成 …… 20
2、學校内における活動…… 20
3、學校外における活動…… 20
第六 家庭と安全…… 21
(A) 家庭における安全…… 21
1、遊　　び …… 21
2、整　　容 …… 21
3、給　　食 …… 21
4、食　　物 …… 22
5、衣服の調節 …… 22
6、家の手傳い …… 22
7、睡眠と休養 …… 23
8、病氣の豫防および家庭常備藥と衛生用品23
9、災害に備えて …… 25
10、住　　居 …… 26
11、家庭用品の使い方…… 26
12、冬の衛生 …… 27
13、急場の手當 …… 28
14、家庭内の防犯 …… 28
15、病人の看護 …… 28
16、女子の衛生 …… 28
(B) 不良化防止…… 29
1、青少年の不良化防止について …… 29
2、不良化防止に關する學習活動例 …… 29
第七 産業安全 …… 30
1、職業病や職業傷害はなぜおきるか…… 30
2、どんな職業病があるか…… 30
3、どんな勞働死傷があるか …… 30
4、職業病や職業傷害の防止方法は…… 31
(付) 安全教育(社會科)指導案例 …… 32

第一　交通と安全

1 交通事故の現況

交通は文化のバロメーターといわれる通り、社會の進歩とともに交通機關が發達し、車兩の數が增加し、スピードが速くなると、どこの國でも交通事故がそれに比例して多くなるものである。今、全國の交通事故の發生狀況を統計によつて示そう。

全國交通事故發生狀況

年度別	發生件數	死傷者		
		死者	傷者	計
昭和20年	8,706	3,365	9,094	12,459
昭和21年	12,504	4,409	12,655	17,064
昭和22年	17,778	4,565	16,852	21,417
昭和23年	21,341	3,841	17,609	21,450
昭和24年	25,113	3,790	20,242	24,032

昭和24年中學生生徒兒童事故狀況（全國）

學校別	死者	重傷	輕傷	計
大學高等專門校	32	60	202	294
中學校(新制)	104	165	497	766
小學校	346	485	1,059	1,890

〃　〃　（大阪府）

學校別	死者	重傷	輕傷	計
大學高等專門校	3	0	28	31
中學校(新制)	16	8	49	73
小學校	26	35	102	163

人の事故原因表　（昭和24年度　大阪府）

原因	件數
右側通行	18
信號無視	14
車道立入	93
横斷步道外横斷	17
斜横斷	26
車の直前直後横斷	216
踏切不注意	63
飛乘	16
飛降	27
車体外乘車	16
路上作業	6
路上遊戲	71
醉つていた	47
心身欠陷	14
その他	146

2 交通事故防止

交通事故は全然防止出來ない不可避なものではなく、步行者は步行者として、運轉者は運轉者として普通の注意力をもつておれば防止出來る。

(1) 正しい通行方法（交通取締法による）

正しい社會道德の一環として交通道德を教える。

ア、右側通行の嚴守

構內、構外、その他とくに指定されたところ以外のあらゆる場所で必ず實行せしめる。特に曲り角階段等では注意しなければならない。

イ、步道と車道

步道と車道との區別、識別法等を教え、校外教授の時を利用して實際に指導することが大切である。市外の生徒には特に必要である。

ウ、横斷時の注意

横斷方法を教え、實際に訓練する必要がある。鐵道線路踏切横斷等は、特に交通信號の確認によるべきであることを知らしめる事も大切である（道路を横斷する時は横斷步道で、横斷步道のない時はまつすぐに横斷する。よく左右を見てから通る。見通しの惡い處は、レールの音に注意すべきである。）

エ、動車間の通行

この通行方法を誤り、はさまつて壓死した例があるから、誤つた冒險心による不用意な行動を戒めなければならぬ。

オ、登下校道路の決定

登校に一番便利な、しかも危險豫防上最も安全な道路を定め、これを校下の地圖に記入し、各人に容易に了解出來るようにする。また上級生が下級生を伴つて、なれるまで登下校する等の方法を指導する。（集團登校）

カ、スピードの安全について(特に曲り角の安全)

スピードについては、生徒が常に走らず、ゆつ

DECLASSIFIED E.O. 12065 3.4(b)(1) or 3.4(b)(2), MR 96-1

くりと姿勢よく歩行するしつけをつける。急ぐ場合や曲り角(カーブ)を通る時の注意を與え實際にやらせて見ることが大切である。市外の道路で、ジープ等でしかれた事があつたが、よく注意しなければならない。

キ、自轉車に乘つたときの注意

夜間自轉車に乘つたときは必ずあかりをつける。道路で左折または右折する場合には、それぞれ手で合圖をしてその方向をはつきり示す。ブレーキやラツパ(またはベル)の不完全な自轉車には乘らない。

自轉車で、混雜している道路を通るときは下車する。自轉車に乘つて、他の車やトラツクにつかまることは危險だからやめる。

(2) 正しい乘降車方法

ア、整列乘車の勵行

乘車の際は順序よく並んで、押さず割込まず乘ること。押されてプラツトフオームから落ちて死傷者を出した例もある。また飛乘りはけがのもとである。

イ、正しい降車

これも乘車時のように順序よく降りること。押さず、急がず順序よく、けが人を出さぬように注意すること。また飛降りは絶對にしないこと。

ウ、車外乘車の不法

車兩の出入口に鈴なりにぶら下つているもの、連結器にまたがつて得意氣な人がある。振り落されたり、電柱にぶつつかつたりして事故を起すことが多い。特に夏季が多い。注意すべきことである。

エ、乘車中の注意(輕犯罪法參照)

老幼婦女子をいたわつてさきに乘せてやること。しかし通勤時には不急事であれば、老幼者は乘車をさける方がよい。乘車の際は十分中へつめ合せ出入口やデツキをふさがぬようにする。運轉台に乘らぬこと。これは機械の破損を招くと同時に、運轉手の仕事のジヤマになる。車内での喫煙は、他の乘客に不快な感を與え、衛生安全、火災安全からも絶對にいけない。

つまらぬいたずらはやめる。思春期の男女が相互に風紀上おもしろくない姿態をつくつたり、また男子が女子に性的ないたずらをしたりせぬこと。

盜難や忘れ物、落しものをしないように注意する。

オ、その他

驛構内の線路をむやみに横斷したり、正しい改札口を通らず、裏の方からフオームへ急いだりしたために死傷者を出した例が多い。

(3) 交通信號

ア、信號機

信號機の燈火は次の意味がある。

A、青色は〔進め〕

B、赤色は〔止れ〕

C、黃色は〔注意〕

D、青色の矢印

車馬は矢印の方向に進行することが出來る。

E、黃色の矢印

軌道車は矢印の方向に進行することが出來る。この信號が表示されているときは、軌道車は同時に〔止れ〕または〔注意〕の信號に直面している場合でも、他の交通に注意して矢印の方向に進行することができる。

F、黃色のせん光

黃色の燈火が點滅されている場合は、他の交通に注意して交差點を進行し、または信號を通過することが出來る。

G、赤色のせん光

赤色の燈火が點滅されている場合は、歩行者は他の交通に注意して進行することが出來る。

この場合車馬または軌道車は停止線で(停止線のない場合には、横道歩道の直前で)またはその設備のない場合においては、交差點に入る直前で一時停止しなければならない。なお停止した後の進行は通常交差點で適用される法則に從わなければならない。

イ、手信號

交通巡査の手振を生徒にやらせてみると興味もわき大變効果がある。

A、腕をあげた場合は、これに平行する交通は、進行を開始することができる。片腕または兩腕を下した場合においては、身体に平行する交通は、進行を繼續することができる。これ以外の交通は停止しなければならない。

B、掌を外にして兩腕を頭上に高くあげた場合は、既に交差點に入つた交通を除き注意して停止しなければならない。

道路標識【一】

【禁止標識】

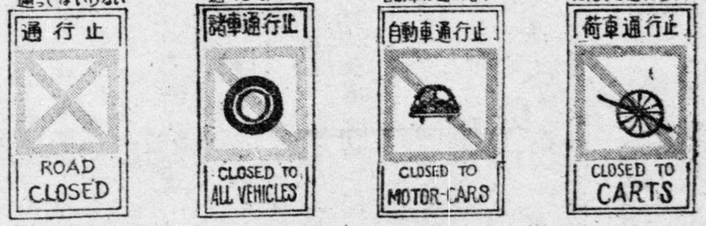

【指導標識】

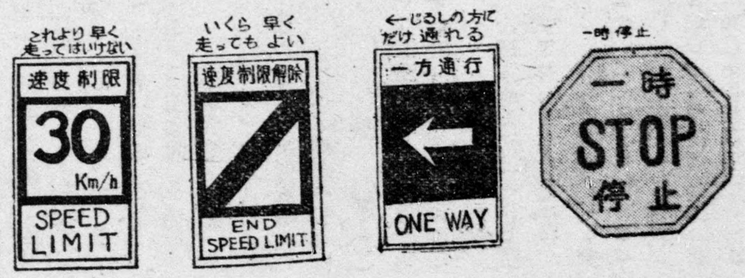

道路標識【二】

【指示標識】

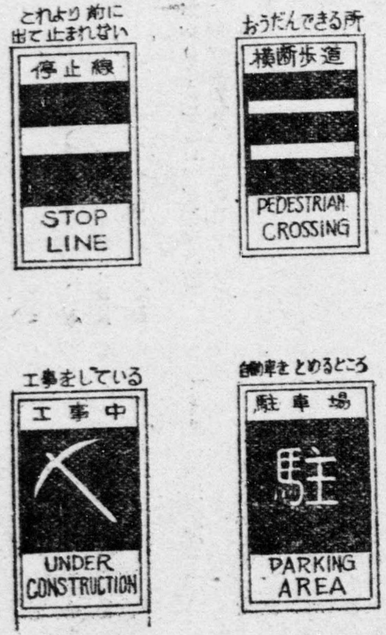

【警戒標識】

【案内標識】

方面・方向および距離

	大阪 ŌSAKA	23 Km
	新在家 SHINZAIKE	
	六甲山 ROKKŌZAN	10 Km

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 NND NO.

C、左手または右手の掌を内にして招かれまたは導かれた交通は、その方向へ進行しなければならない。左手または右手の前はく部および掌を向けられた交通は停止しなければならない。

ウ、海上交通信號

船舶安全法により航海に設置されたもので、晝間は主として色旗を用い、夜間は花火を用いる。

(發火信號器)

信號器には火せん、りゆう彈信號、紅焰信號、青焰、救命焰等の5種類がある。

(4) 道　　路

ア、安全道路の利用

各市區町村と連絡の上協議決定し、生徒に利用することをすゝめる。

イ、道路上の遊戲

道路上の遊戲は交通事故の大きな原因となつているので、道路上で遊戲をしたり、自轉車やスケートの練習をするのはやめる。

ウ、幼兒の一人歩きを嚴禁する。

幼兒を連れているときは、必ず手を引くか、抱くかして、道路上の獨りあるきをさせないようにする。

エ、地下道、陸橋の利用

これを利用することによつて、どれだけの安全さを得るかを研究し、また陸橋通行の時の注意を與えることが大切である。

3 交通安全教育

(1) 交通事故防止の三原則

A、指導教育

B、技術の向上と施設の改善

C、違反者の取締處置

以上三原則のうち最も重要なのは交通安全に關する指導教育である。

(2) 學校における交通安全教育

ア、實際に卽し、生きた教材を取入れてやる。例えば新聞に報道される生徒、兒童の交通事故に取材して、これの防止方法を研究させる。

イ、交通安全をテーマとする講演會、討論會、討議會、自治會を開催し、話合いをする。

ウ、映畫、演劇、紙しばい、ポスター等により、視覺、聽覺教育をする。

エ、生徒、兒童から圖畫、綴方の募集をする。

オ、學校内に交通安全自治班を結成させ、これを活用して實地訓練をさせる。

カ、生徒自身關係官廳へ行つて統計資料をあつめさせること。

第二　火災と安全

1 燃燒の三要素

(1) 燃燒するには炭素含有物材料（材料）

(2) 燃燒するに要する一定の溫度（熱）

(3) 燃燒を支えて繼續させる酸素（空氣）

以上の3條件が具備して燃燒を起こす。これを燃燒の3條件という。すなわち一定の溫度以上の高熱によつて燃燒材料が數物体（主としてガス）に分解せられ、この物体と空氣中の酸素とが化合する際に光線を放ち燃燒となる。

燃燒の原理

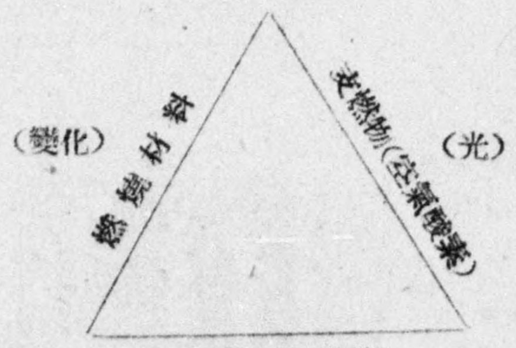

どの一つを除いても燃燒は起らない。
從つて消火はこの中の一つを取除けばよい。

2 發　　火

燃燒の開始を發火という。その發火の原因は

(1) 加熱　マツチ、ライター等で火を點ける。

(2) 擊突　火花が散る。

(3) 摩擦　熱が起きてくる。

(4) 壓縮　熱が起きてくる。

(5) 電氣　電流を熱に變える。

(6) 化學變化

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 NND NO.

火災の原因は以上のいずれかに含まれる。

3 熱の傳播

(1) 熱の傳導

熱が物に沿つて移り行く狀態。

(2) 熱の對流

流体の交代運動によつて移動する狀態。

(3) 熱のふくしや

物体の熱が中間の物に關係なく移り行く狀態。熱は高溫度から低溫度に移動して同溫となつたときに休止する。物が燒けて行くのは以上3つの熱によつて燒けるのである。

4 出火の狀態

(1) くん燒發火(無炎火)

こたつ、火鉢、線香、電熱、火のし等から徐々にくすぶり狀態を長時間續け、可燃性のガスが充滿し、風が吹込むか何かのきつかけによつて一時に全体が發炎して出火延燒。

(2) 接炎出火(有炎火)

かまど、マツチ、ローソク、たきび、ガス火等でその接する部分から漸次擴大して延燒。

(3) 爆發出火

混合ガス、藥品、粉塵等の强度の壓縮衝撃、電氣のスパークその他によつて急激出火。

(4) 火粉出火

たばこ、煙突、汽車のすす煙、飛火等の火の粉から出火。室內ではくすぶり出火の狀態、屋外では風による吹きつけの接炎出火狀態となることが多い。

(5) 過熱出火

ストーブ、かまど等の煙突に接觸している可燃物(板等)の過熱、取灰の熱で混入した雜物の過熱、かまどの裏側の壁柱等が直接長時間の使用によつて加熱し出火。

5 消防方法

(1) 自然消防

われわれが欲すると否とにかゝわらず、何ら工作をせず、自然的に燃燒も起らず、あるいは延燒しないのは自然的防火であり、自然的に消火せられるのは自然的消火である。この二つを自然消防といえる。

(2) 人爲消防

人が何らかの方法によつて發火延燒を食いとめる方法。

6 消防手段

燃燒を防ぐには、前記の燃燒の三要素すべてを絶つことであるが、その一つあるいは二つの要素を絶つてもよい。これで消火は完成する。

(1) 除却消防　燃燒材料を取除く。
(2) 冷却消防　溫度を下げる(注水手段)
(3) 窒息消防　空氣(さんそ)の流通をとめる。

以上に基づいての消火方法。

(1) 注水(水をかける)
(2) 打消し(たたき消し)
(3) 扇風(ローソクの火を吹き消す理)
(4) 斜斷(燃燒物と未燃燒物の間をさえぎる方法)
(5) 搬出(燃えているものを安全なところへ搬出する方法)
(6) 破壞(燃燒しているものまたは延燒しつゝあるところを破壞除去する方法)
(7) 迎火(山林火災、大火災等で延燒の進む反對の方向に火を放つて、火と火とを衝突させて鎭火させる方法)
(8) 窒息(ぬれむしろ等を掛けておおう方法)

7 火災と気象

(1) 物が濕氣を帶び(含む)ている(濕度が高い)と火が着き難い。
(2) 反對に物がよく乾いている(濕度が低い)とよく燃える。
(3) 風がないと燃え方が遲いが、小さい火でも風を吹きつけると、ひどく燃える。

火災はこの原理で氣象狀況によつて火災の發生率と發生してからの燒失率に影響する。
その外に氣溫が高いとよく燃えることになる。

8 火災豫防

消防上最も重要なことは、火災を起してからこれを消すよりも起さないことが肝要である。
その對象は火の害の及ぶ範圍であつて、人命と財

DECLASSIFIED E.O. 12033 SECTION 3 402/NNDG NO.

産である。

火災豫防をつぎの3つに大別する。

(1) 出火豫防（火を出さないようにする方法）

ア、警火思想の普及（火の用心の精神的な部面）（例、火遊びをしない）

イ、豫防設備（火を取扱う器等に對して危險のないよう設備する）（例、かんてきの下へ厚い石を置いて使用する）

ウ、豫防處分（火を取扱うものが危險とみた時使用禁止したり注意する方法）（例、タバコを危險なところへ捨てさせない）

(2) 延燒豫防（燃え續けるのをとめる方法）

ア、豫防處分（延燒する方面のものを破壞したりする）（例、油などのように延燒の危險のある物を處置させる）

イ、防火工作 ｝防火するに用いるものおよび手段
ウ、防火設備 ｝を講じて延燒するを防ぐ。

（例、防火壁、防火戸、消火器、ポンプ）

(3) 危險豫防（人命に危害のないようにする方法）

ア、防害處置の普及（火災によつて受ける危險から人命をまもる心がまえ）（例、煙に襲われたらどうするか）

イ、避難設備（器具と通路、出口）（例、避難ハシゴ、非常口、廣い階段）

9 火災警報

火災と氣象とは密接な關係がある。風力、空氣中の濕度、物質の乾燥度がそれである。氣象の狀況が火災の豫防上危險な域に達したとき火災警報が發せられる。この警報の發令基準はつぎの三つの何れかの狀態に立至つたときであるが、地方的特殊事情を考慮して、これとは多少異つた基準を定めている市町村もある。

(1) 實効濕度が60%以下で最低濕度が40%を下り最大風速7mを超える見込のとき。

(2) 平均風速10m以上の風が1時間以上連續して吹く見込のとき。

(3) 實効濕度が60%以下であつて最低濕度40%を下る狀況が連日に及ぶ見込みのとき。

火災警報を發することによつて絶對に火事を出さないよう、平常以上に綿密な火の元注意を促すのである。この場合市町村條例で定めた火の使用制限、たき火の制限、火のしまつ、消火の準備、可燃物の整理等を實施しなければならない。

10 火災の原因調査

(1) 煙突の飛火

ア、煙突掃除をしないで煙突内にすす煙がたまつたため。

イ、火の粉を多く出す燃料（わら、かんなくず、えだしば等）を使用したため。

(2) 煙突の過熱

ア、煙突が屋根裏または軒先の板等と接觸しているまゝ放置しておいたため。

イ、煙突の破損を修理せずそのまゝ使つたため。

ウ、煙突の先端が屋根上でなく軒下にあつて、熱が板當に當るような設備を改善せずして使用したため。

(3) 電氣コンロの過熱

ア、使用後スイツチを切忘れたため。

イ、斜斷板のない電熱器を長時間使つたため。

ウ、不良なコンロを使用したため。

(4) たばこのすいがら

ア、すいがらぐらいと考えて、どこにでも捨てるため。

イ、危險な場所（引火し易い場所）でたばこを吸うため。

(5) カンテキの不始末

ア、使用後殘り火を始末せず放つておいたため。

イ、破損したカンテキを使用し付近に燃え易い物品があるとき。

(6) カマドの不始末

ア、カマド使用中カマド付近を離れていたために燃え殘りが下に落ちた。

イ、カマド付近の整理整とんが出來ていないために火の粉が落ちてこれに燃え移つた。

(7) 取灰の不始末

ア、殘火のある灰を木箱またはわら製ふごに入れたため。

イ、燃え易い物の近くに灰を捨てたため。

(8) たき火の不始末

ア、たき火の後しまつを十分しなかつたため。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNBS No.

イ、危険場所でたき火をしたために油類等に引火した。

(9) こたつの過熱

ア、火を必要以上に入れていた。

イ、不良な器具を使用したため。

ウ、布切れ等が火に接触していたため。

(10) 電氣器具の不良および配線の不備

ア、不良器具を使用したため。

イ、不正工事（素人工事）または配線が悪かつたため。

第三　災害(天災)と安全

1 災害の種類と發生原因被害

(1) 地　　震

ア、日本における地震の震源地および回數を調査する。

大体1ヶ年(身体に感じたものを標準にして)1,300回。震源地については地學教科書、地理通論參照のこと。

イ、地震による被害。

家の倒壞、地盤の降昇、火災の發生、交通諸機關の故障、破壞、斷層地割、津波等の發生。

(2) 台　　風

ア、台風は熱帶性低氣壓の發達したもので暴風と豪雨を伴う。

イ、風速、台風の進路(圖表を作れ)發生時期（二百十日、二百二十日等について統計表を作れ）等を調査研究する。

ウ、被害調査　　地域別、風速別、進路別の調査表を作り各個について出水、家屋倒壞、船の沈沒等を統計によつて示し防災處置を考える。

(3) 出　　水

ア、台風、長雨、雪どけ等に原因をもつ。

イ、日本の山、川の性質を了解しておく。

ウ、被害の様相により對策を考える。

(4) 落　　雷

ア、陰電氣と陽電氣との交合關係による。

イ、雷といなずまの關係を教える。

ウ、落雷に關する調査を行う。

（例えば關東地方が多い。九州、中部地方はこれに次ぐ。季節では夏の午後に多い）

(5) 津波と高潮

ア、地震によるものを津波、台風によるものを高潮といゝ、海水が陸地に侵入するものをいう。

イ、津波の被害（田畑、家屋の流失、破壞等）調査を行う。

(6) 乾　ば　つ

ア、氣候異常(照る日が多くて空氣乾燥する等)

イ、被害（例、凶作、斷水、停電等）をしらべる

2 災害防止策(事前の處置)

(1) 災害の定期的襲來およびその對策

災害史の調査、統計法による研究をなす。

(2) 地震の危險防止

地震の性質、地震の避難法を研究しておく。

ア、丈夫な家具、机、イス等の下に避難する。

イ、1階よりも2階が安全である。

ウ、火事を出さぬようにする。（火災安全の條參照)

エ、カワラ等の諸物の落下に注意する。

オ、津波、山崩れ、地割れに注意する。

カ、防火用水の準備（貯水、火災に備えて）をしておく。

キ、家具の整理、海邊なれば津波の襲來に心がける。

(3) 台風の危險防止

ア、ラジオ、新聞により台風情報を聞いてその進路に注意する。

イ、雨戸、ヘイ、大木等の支え棒を用意しておく。

ウ、屋根の修理、弱い箇所の强化をしておく。

エ、防波堤、防風林等の利用を考える。

(4) 出水の危險防止

ア、堤防を修理し、堤防の耕作利用を禁止する。

イ、河川を修理し、排水路を設ける。

(5) 落雷の危險防止

ア、避雷針を完備する。
イ、火災發生防止法を自覺しておく。
ウ、雷にうたれぬ方法を知つておく。（例えば電燈線の傍によらぬとか金物にもたれぬ等）

(6) 津波の危險防止

ア、防波堤をきずき、防風林を作つておく。
イ、早く高い所へ逃げる準備をする。

以上は一例にすぎぬから、平素科學的にわれわれの住居を中心に事前の處置を考えて準備しておかねばならぬ。

『付』流言飛語に就いて

社會の諸機構に支障を來たさしめるものとして流言飛語ほど恐ろしいものはない。社會の人々がこの言語に多少とも動かされたために思わぬ大事をひき起した例が見られる。平素から科學的常識を理解し、不動の精神を養い、迷わされぬようにすることが大切である。万一流言飛語が行われる時は、その原因をたずね、根據を科學的に調査思考し、その媒介の本質をも明らかにする事が大切である。

3 避難訓練

(1) 兒童の避難訓練計畫

地域的あるいは環境上の制約もある事だから、一般的なものを一例としてつぎにかゝげる。

ア、非常勤務

A、警報傳達班　ラジオ、サイレン、電話、合圖、打鐘、連絡網等による。
B、警備班　上級生によつて初期警備を行う。主に火氣注意、傷害豫防立入禁止區域の警備にあたる。
C、災害防止班　初期防火に協力、校舍倒壞燒失、流失等の恐れある場合避難處置を考え指示を與える。
D、避難誘導班　學校所定の安全地帶へ速かに誘導する。
E、救護班

イ、避難時の注意

A、あわてず、周圍の物品に注意しながら順序よく速かに定められた道路から（地震の場合は前揭參照）避難する。
B、災害時の避難方法は機會を得てあらかじめ平時に說明し、實施させ、經驗をつませておく事が大切である。

ウ、救護法

A、校醫校下各科醫師との連絡援助を求める。
B、P・T・Aとの連絡協力を豫めきめておく。
C、救護器具、藥品を完備しておく。

(2) 避難訓練の實施

各教官、P・T・A役員、學級委員（生徒側）等の參加の上で立案計畫をなし、實施後、反省會を開き、向上策を講ずる。火災については、消防署と連絡、その他災害事項の內容によつて、各官公署に連絡指導をうけることを忘れてはならない。また參觀に行き參考資料の說明を聞くことも大切である。

第四　危險物品と安全

1 消防法による危險物品

ア、危險物といえば、直ぐに火藥、爆藥や引火性發火性のもの、あるいは高い壓力で容器に入れてある壓縮ガス、その他毒物や劇物等を考えるが、こゝでは火災の危險性の高い發火性、引火性物品のみに限ることゝする。
イ、火災の危險性の高い發火性、引火性物品をその性質および消火方法等から消防法では六つに分類している。
ウ、消防法で取締つている危險物の分類と性質および取扱い消火方法六分類を第一類から述べる。

(1) 第 1 類

一般に、混合するとき爆發する性質をもつているもの。

ア、塩素酸塩類

A、鹽素酸カリ

白色の結晶や粉末でしおからみがあつて有毒である。
爆藥、花火、醫藥の製造に使用される。

木材、紙、ワラ、さとう等の有機物や酸類とを混合したものは、まさつ、衝撃によつて爆發する。
火災に對しては、注水消火をする。
ガラス製または金屬製もしくは防濕處置を施した木製容器に入れて運搬する時は、衝撃を受けないように緩衝物で覆う。

B、鹽素酸ソーダ

粉末の結晶で潮解性がある。
危險性、取扱法、消火方法は鹽素酸カリと同様であり、この他鹽素酸、鹽素酸バリウム等がある。

イ、過鹽素鹽類

A、過鹽素酸カリ

危險性は鹽素酸鹽類と同様で、火薬、花火、醫薬品の製造に使う。
火災に對しては注水消火をする。取扱貯藏は鹽素酸鹽類と同じである。
この他に、過鹽素酸ソーダ、過鹽素酸アンモン、過鹽素酸バリウム等がある。

ウ、過酸化物A

過酸化水素水（オキシフル）濃厚なるもの。酸化する性質があり、危險性は比較的に弱い。

エ、過酸化物B

過酸化ソーダ、過酸化カリ等がある。

A、過酸化ソーダ

ナトリウムを加熱して製造する。
白色、微黄色の粉末で吸濕性がある。種々の物質との混合物で爆發性があり、また吸濕することにより自然發火することもある。乾燥狀態にあるものは爆發、發火するおそれがある。
火災に對しては注水消火を行う。

オ、過マンガン酸鹽類

A、過マンガン酸カリ（カメレオン）

黑紫色の結晶で、容易に酸素を放出する。イオウ、リン、有機物、可燃性物質との混合物は、加熱衝撃等により爆發し、濃硫酸を加えると、發火爆發する。
火災に對しては、土砂撒布、被覆消火、火勢が大きければ注水する。この場合、他物を汚染するので注意する。
水の他に炭酸ガス、四鹽化炭素等を使用する。
乾燥した冷所に、引火性、發火性、爆發性のものおよび强酸類等から引離して貯える。

カ、消酸塩類

A、硝石

火薬、花火、ガラス、醫薬品製造に使用する。
單獨または炭素末、いおうマツチ、その他の有機物の混合物は打撃やまさつによつて爆發する。
火災に對しては、四鹽化炭素、炭酸ガス、土砂撒布を行い、注水は不適當である。
ガラスまたは金屬もしくは完全に防濕裝置を施した器に入れる。
チリ硝石、硝酸アンモン等も同様の危險性をもつている。

(2) 第 2 類

自然發火するものと、可燃性の大きな物。

ア、黄りん

空氣中で發火する。ガスは有毒で、中毒したら醫師の診斷をうけ、皮膚についたときは水でよく洗い過マンガン酸カリ等の酸化劑をぬる。日光を防ぎ水をはつたガラスびんに入れて貯藏する。
殺鼠劑、マツチ、合成化學に用いる。

イ、赤りん

赤茶色の粉末で、マツチ製造に使う。火災に對しては注水消火をする。不良品には、黄リンが混つているから、取扱いに注意がいる。純粹なものは黄りんよりも安全である。ガラス製または金屬製容器に入れて密封する。

ウ、リユウ化りん

黄色、淡黄色の粉末で、引火性が大きく自然發火する。
打撃、まさつによつて爆發することがあり、濕氣によつて、引火性で有毒なリユウ化水素を發生する。
ガラス製または金屬容器に入れて密封する。
濕氣によつて分解している時は、リユウ化水素のにおいがするから換氣を行う。
火災發生時は、土砂撒布、炭酸ガス等で消火する。

エ、金屬粉A—マグネシウム末、アルミニウム末

A、マグネシウム粉末

加熱または點火によつて强い光を放つて燃燒、自然發火を起すことがある。火災に對しては大量注水消火を行う。
ガラス製、金屬製のいれものに入れて密閉し引火性、發火性、可燃性の物質を近づけないで通風の良い冷所におく。この場合、雨でしめらないよう

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 102/NNSC NO.

に注意することが大切である。

オ、金屬粉B

A、亞鉛末

灰色の粉末で酸、水、濕氣等により水素を發生し爆發の危險がある。火災に對しては四鹽化炭素、炭酸ガスで消火する。

少量の水を注ぐ時はかえつて火災をひろげるおそれがあるから、引火性、可燃性の物および酸類とはなしてガラス製、金屬製容器に入れ乾燥した場所にたくわえる。

この他に、還元ニツケル粉、還元鐵粉、鉛粉等がある。

カ、いおう

可燃性で刺激性、窒息性の亞リユウ酸ガスを發生する。

火藥、マツチ、漂白劑、醫藥品の製造に使う。火災に對しては、防毒マスクを使用し、初期のあいだは土砂撒布でよいが、火が大きくなれば多量注水をする。木箱、木だる、麻袋に收める。

(3) 第 3 類

水にあつて發火し、あるいは激しく發熱するもの

ア、金屬カリウム

空氣中の濕氣、水等にあうと烈しく分解發熱し水素を發生して發火、爆發する。脫水劑や、化學工業に使用する。ぬれ手で取扱つてはいけない。

火災發生の初期は、土砂撒布、被覆消火をして、火勢が擴大した時は、炭酸ガス消火をする。石油その他により空氣をシヤダンしてガラス製または氣密の金屬製容器に入れて密封する。

イ、金屬ナトリウム

水と化合して、カ性ソーダになる。

性質、取扱方法、消火方法は金屬カリウムと同じ。

ウ、炭化カルシウム（カーバイド）

水や濕氣によつてアセチレンガスを生ずる。これは、燃え易く、爆發性を有し、人畜に有害である。アセチレンの臭氣によつて、容器が不完全なことを知つて密閉する。

火災が發生したら、炭酸ガスで消火する。ガラス性、金屬性容器に入れて密封する。

石灰窒素、溶接等に使用する。

エ、リン化石灰

水によつて分解し、りん化水素を發生するから自然發火することがある。

火災が發生したら、注水してはいけない。炭酸ガスまたは四鹽化炭素で消火する。ガラスびん、ドラムカンに入れて密封する。

オ、生石灰

空氣に觸れると水分と炭酸とを吸引して、炭酸カルシウムに變化する。

水を加えると强熱を發し、その際燃え易い物（ワラ、紙等の有機物）があると發火する。石灰石を燒いて作る。

雨水、濕氣に注意し、燃え易いものを近づけない。

(4) 第 4 類

引火性大なる物質

ア、エーテル

アルコールと濃リユウ酸を作用させ、これを加熱蒸留してつくる。無色、流動し易い液体で、引火點は低くて、空氣と混合し、爆發性をもつものである。醫藥としては麻醉藥、工業上は種々の樹脂や、脂肪の溶劑に用いる。多量に引火した時は密閉し、炭酸ガスや水蒸氣等を使つて消火する。

少量の場合は四鹽化炭素またはフトン等をかぶせて消火する。

火氣に注意し、引火性、爆發性があり、危險と思われる物質に近づけない。ガラス製、金屬製容器に入れて密封または密せんする。

イ、二リユウ化炭素

炭素といおうの混合物を電氣爐中で熱して得られる。揮發性にとみ、引火し易い。空氣との混合物は點火しないにしても、100度—150度になれば自然發火し、爆發することがある。溶劑、防腐劑に使用される。容器貯藏のときはエーテルと同じ。

ウ、コロデオン

硝化綿をアルコールとエーテルの混液に溶かしたもので、透明微黃色の粘稠体である。

原料がすべて引火し易いので、これも引火性が非常に大きい。

ニスの原料に使う。エーテルの場合と同樣の容器に入れて貯藏する。

エ、アセトン

引火、爆發性が大で、これと蒸氣と空氣との混合物は點火すれば、爆發する。有機溶劑、有機化合物の合成。セルロイドの原料である。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 NND NO.

ガラスびん、金屬性容器に入れて密封する。

オ、第1石油

これは、引火點21度以下の石油製品をいう。

ガソリン、石油エーテル、石油ベニジン、いずれも引火性大で、空氣との混合氣体は爆發性がある溶劑、燃料に用う。

密閉して、火氣を近づけないよう、また爆發性、發火性のものを近づけないように貯える。石油カン、ドラムカンに完全につめる。

カ、第2石油

引火點が21度（攝氏）から70度までのものをいう。燈油、輕油、ディーゼル油、ソルベント等である。第1石油に比較して危險性は少い。

キ、第3石油

引火點が70度以上のものをいう。おもに潤滑油として使用される。スピンドル油、マシン油、內燃機油、流動パラフィン等。引火性も高いが引火すれば、火熱大となるから注意を要する。

ク、アルコール類

可燃性であつて、これと蒸氣と空氣との混合氣体は爆發する。

塗料製造および溶劑、燃料に用いる。ガラスびん、さく酸びん、石油カン、ドラムカン等に入れ完全に密封する。

ケ、さく酸エステル

セルロイドの溶劑として用いられ、よいにおいがする。可燃性で引火し易く、これと蒸氣と空氣と混合した氣体は爆發する。

香料、醫藥品製造に使う。アルコールと同樣の容器に入れて貯藏する。

コ、ベンゾール

石炭を乾留してつくる。引火點が低く、これと蒸氣と空氣とが混合した物はホノオ、火花、高熱等をうけて爆發する。溶劑、有機化合物の合成、染料に使う。ガラスびん、金屬製カンに入れて密封する。

サ、テレビン油

樹脂を蒸留する。塗料の原料として使用する。引火點は30度。ヨードにあつたら爆發する。硝酸にあえば强熱を發して爆發する。ガラス製、ドラムカン、石油カンに入れて密封する。

このほか、松根油（松の根を蒸留したもの）シヨウノウ油などがある。

動植物油は食用油、カサにひくもの、潤滑油になる。

すなわち乾性油、半乾性油、不乾性油の三つに大別してその種類は大變多い。

第四類の消火には、すべて土砂撒布、炭酸ガス、四鹽化炭素の方法を使う。

(5) 第 5 類

爆發性、速燃性の物質

ア、ニトロセルローズ（綿火藥）

點火すると瞬間的に燃え、打擊によつて爆發する。セルロイド、コロジオンの製造や火藥に用う水洗不十分のため、酸を含むか、水銀鹽を含んだりまたは乾燥していると爆發する心配がある。

火災に對しては大量の注水をする。水またはアルコール溶液に浸して亞鉛板張りのフタのある木製容器にいれ、冷暗所に貯え、引火性、發火性の物質を近づけないようにする。

イ、セルロイド類

おもちや、學用品、化粧品器具、映寫用フイルム、ニスに使用される。

引火性が非常に大きく一たん引火すれば、容易に消火できない。空氣をシヤダンし、水氣または炭酸ガスを吹込んでも容易に消火できない。これはセルロイドの中にある酸素を放出するからである。

火災に對しては十分なる水をかける。金屬性または木製容器に入れてフタをする。冷たい所に貯え發熱性、引火性、發火性物質と引離して貯藏する。

ウ、ニトロ化合物

A、ピクリン酸

グリセリン、アルコール、ガソリン、酸化鐵、その他酸化し易い有機物と混合しているものは、まさつ、衝擊によつて爆發する。

火災に對しては注水する。冷たい所に、爆發の危險性のあるものと離して置き、日光の直射をさける。木製またはガラス製、純アルミニウム等の金屬容器に入れて密封する。

B、ニトログリセリン

不純なものは自發、爆發することがある。引火性、發火性物質と離して貯藏する。アルコール、脂肪油溶液として、小びんに入れ、光をさけて貯藏する。容器は前のと同じである。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNDS NO.

(6) 第 6 類

酸素を放出して燃燒を助ける物質と、水にあつて激しく發熱する物質をもつ物質。

ア、發煙硝酸

爆藥染料の製造原料。空氣中で二酸化窒素の蒸氣を出し、有機物にふれると發熱し、時には自然發火することがある。皮膚についたら腐食するので、水洗してアルカリ液にて中和する。

火災に對しては、土砂撒布または注水消火。ガラス製または陶器製容器に入れて密せんし、木製容器またはカゴに納めるか耐酸性金屬容器に入れ密封する。

イ、發煙硫酸

破損してもれた時は直ちに防毒マスクを使つてアルカリ溶液で中和した後水洗する。水分を少し含んだ有機物、たとえば木材等にふれると發火することあり、有機物との接近をさけ貯藏する。容器は發煙硝酸に同じ。

ウ、無水硫酸

水にあえば、多量の熱を發生し、硫酸を作り腐食性がある。染料、硫酸の製造に用いる。アンプルまたは密閉した鐵製容器に納める。

エ、濃硝酸

發煙硝酸と同様の性質をもち、その作用がそれ程大きくない。共せん硝子びんまたはつぼに納める。

オ、濃硫酸

發煙硫酸よりも弱い作用をもつ、共せん硝子びんまたはつぼに納める。

カ、クロールスルフオン酸

水分によつて、烈しく分解し、塩酸と硫酸に分解し、腐食性が極めて大であるから取扱いは特に注意を要する。

アルカリ性物質、金屬類とから離し、通風の良い乾燥した冷所に貯える。醋酸びんまたはつぼに納める。

キ、無水クローム酸

赤褐色の結晶で潮解性がある。酸化劑として使用される。危險性は小である。アルコール、ベニゾールその他一般有機物と混ぜると、發火、爆發する。ガラスびん、つぼまたは鋼製ドラムカンに納める。火災に對しては、四塩化炭素、砂等を以て消火する。注水することは腐食性の酸液を生ずるから適當でない。

(7) 貯造・取扱上の注意

ア、專用の倉庫内に納めること。

イ、1日に使用する數量以上を、一時に使用場所に持ち込まないこと。

ウ、第4類の危險物を貯藏する場所は、特に換氣に注意すること。

エ、第3類、第4類、第6類の貯藏取扱場所には特に火氣嚴禁の外、水氣嚴禁の標示をすること。

オ、第4類の貯藏取扱場所では、危險物の性質および周圍の狀況に應じて、何メートル以内火氣嚴禁と明示すること。

カ、注水消火が不適當な第3類、第4類、第6類等の貯藏場所には、水の外四塩化炭素、炭酸ガスのような、適當消火藥品を備えること。

キ、藥品たなには手すりや、適當な間仕切りを設け、容器がさかさにならぬようにすること 。

2 劇 毒 物

ア、亞砒酸 (As_2O_3)

動物剝製に用いることが大いが、頗る毒性が強く大人1回の極量0.005gである。

中毒豫防としては防毒衣、口覆、室内換氣、入浴等を、手當としてはサラダ油、ミルク、卵、石鹼水、殿粉等を水と共に多量に與え、食鹽水または芥子水を與えてはかせた後、濃いコーヒー又は茶を與える。

イ、青酸及び其の化合物 (HCN, KCN等)

血液と化合、中樞神經を犯し、しびれ、はきけ、呼吸麻痺、失神を起す。

HCN 0.12 — 0.15mg/1 危險。0.02—0.04mg/1 有害。皮膚からも吸收せられる。

中毒の手當としてはチオ硫酸ナトリウム、又はコロイド硫黄の注射、酸素吸入、アドレナリン注射等。

ウ、クロロフオルム ($CHcl_3$)

中樞神經を麻醉し、粘膜、目、鼻を刺激する。75mg/1危險。揮發し易く引火性大である。

エ、燐 (P)

急性として新陳代謝障害、慢性には骨殊に顎骨(エソ)を犯す。

中毒の豫防としては防毒面、保護手袋を用い、手當としては黄燐が皮膚に附着した時は硝酸銀0.3gを水4に溶し、テレビン油數滴を加えた液で洗つ

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNDS NO.

た後晒粉、炭酸ナトリウム、アンモニア等の希薄水溶液を塗る。
服毒の場合はミルク、卵、石鹼水、殿粉と水等を多量に與え、食鹽水又はカラシ水ではかせる。濃コーヒーを與える。

オ、石炭酸（C_6H_5OH）

神經系、皮膚（腐食、エソ）粘膜（痙攣）、失神等の障害を表わす。皮膚からも吸收される。
服毒の場合はマグネシアをオリーブ油、生卵及び牛乳と混合したものを與え、次に芥子又は硫酸亞鉛と水とを與えてはかせる。
消毒藥としては缺點あるため最近あまり利用しないが、防疫用としては5％溶液、傷口消毒用としては2％溶液、下水、便所、鐵器の消毒には粗製石炭酸の二倍希釋溶液を用いる。
5％以上の濃厚溶液が皮膚につくと知覺がなくなり、ただれて皮膚がはげ落ちるから注意を要する。
なお石炭酸の蒸氣を吸入するとせきを發し、胃の中にのみこめば惡心嘔吐を催し、甚だしい場合は疝痛及び吐シヤを伴う胃腸炎を發し、反射的心動休止が起り死ぬことがある。大人1回10—20gで致死、0.5—2.0gで有害。

カ、臭　素

粘膜刺激、皮膚、呼吸器、目、毛髮、胃腸を害する。0.04—0.06mg/1危險。0.001mg/1有害。

キ、硫酸（H_2SO_4）及び發煙硫酸（SO_3）

粘膜、呼吸器、皮膚、齒を犯す。H_2SO_4 0.5—2mg/1有害。
中毒直後に重炭酸ナトリウムの吸入。服毒後はマグネシア水、石灰水、石鹼水を與え、次に多量のオリーブ油、ミルク、卵、殿粉及び水等を與え作用を緩和しはかさせる。

ク、亞硫酸（SO_2）

粘膜を刺激し、呼吸器、胃腸に障害を與える。0.4—0.5mg/1が危險で0.02—0.03mg/1が有害である。重炭酸ナトリウム液でウガイ、洗眼をする。

ケ、一酸化炭素（CO）

血液と化合して酸素の吸收を不可能ならしめる嘔吐、失神、痙攣、をおこす。
0.18—0.26mg/1が危險である。中和劑としては、乾燥狀態に保つたMnO_2及びCuOの混合物は酸素の存在に於てCOをCO_2に變ずる。
手當としては、酸素吸入、强心劑注射をなす。

コ、エーテル

中樞神經を麻醉し100mg/1中に約30分以上で意識不明。これ以上の濃度で長時間呼吸すると死ぬ。

サ、水銀（Hg）

嘔吐、下痢、腎臟傷害、齒齦炎、神經衰弱を起す。一日に水銀0.4—1mgを呼吸（水銀蒸氣0.0007mg1/中に3—5時間呼吸）する時は、2　3月で中毒する。手當としては急性には$Na_2S_2O_3$の0.1～1.0gを1日2～3回に分けて靜脈注射、葡萄糖注射チオ醋酸ストロンチウム1gずつ2週間服用、牛乳攝取をする。
慢性の際は、沃化カリウム服用（1日2gまでに增加）溫浴等。

シ、炭酸ガス（CO_2）

呼吸中樞を犯し呼吸困難、窒息、痙攣を起す。60—80mg/1危險。20—30mg/1有害。手當としては新鮮な空氣、人工呼吸、酸素吸入をなし重症の場合は放血、食鹽注射をする。

ス、モルヒネ（$C_{17}H_{19}NO_3$）

0.05gの內服によつて皮膚は蒼白、昏睡に陷り0.2gで致死。
中毒の場合は茶又はコーヒーを多量服用し、或は過マンガン酸加里の溶液で胃の洗淨を行う。
呼吸麻痺を起すときはアトロピン又はカフインの注射をなし、人口呼吸法を行う。

セ、アンモニア（NH_3）

粘膜、眼、呼吸器（肺水腫）中樞神經（痙攣）を起す。2.5—4.5mg/1で危險。0.1mg/1で有害。
輕症の時は$NaHCO_3$水又は希薄レモン水の吸入を行い、重症の時は放血、葡萄糖注射をする。

ソ、鹽素（Cl_2）

粘膜を刺激し、呼吸器（氣管支炎、肺氣腫）齒を犯す。0.04—0.06mg/1で危險。0.001mg/1で有害である。
輕症にはアルコールとエーテルの等容混合液の蒸氣吸入、濃いコーヒーの飲用。重症には放血、酸素吸入、頸、胸の芥子水冷罨法を行う。

タ、鹽酸（HCl）

粘膜刺激、呼吸器、皮膚、齒を犯す。不純物は砒素を含み更に有毒。
1.5—2.0mg/1危險、0.01mg/1有害。

重炭酸ナトリウム液の吸入、マグネシア水、石灰水、石鹼水を與え、次に多量のオリーブ油、ミルク、卵、殿粉及び水等を與え作用を緩和し嘔吐させる。

チ、蓚酸 $\begin{pmatrix} CO_2H \\ | \\ CO_2H \end{pmatrix}$

粘膜、皮膚、腎臓を冒す。114gを内服すると死ぬ。

中毒の手當としてはマグネシア、石灰水、石鹼水を用いる。

ツ、硝酸 (NHO_3)

皮膚に觸れると黄色に腐敗し、其の作用激烈であるが痂皮を作るから深部に達せず激痛は永續しない。

内服すると胃内消化を害し、濃厚なるものは氣道の刺激疾狀を伴う。8gで致死。

テ、昇汞 (CI_2Ag)

猛毒性で大人1回の極量0.02g。

ト、硝酸銀 (NO_3Ag)

普通の硝酸銀液は約30倍の水を加えて作る。大人1回の極量 0.03g。

ナ、フオルマリン (CH_2O)

フオルムアルデヒドの水溶液で普通大凡35%溶液である。フオルムアルデヒドのガスを盛んに揮發し、眼や鼻の粘膜に溶けて峻烈な刺激を與える殺菌力強く1%水溶液は、一時間内に病原菌を確實に滅殺する。酒類にもフオルマリンの極微量(3萬分の1乃至15萬分の1)を入れて腐敗を防いでいる。液浸標本用としては20～30倍の水にうすめ、消毒用には1～2%に稀釋。

ニ、沃度 (I_2)

中樞神經を麻痺し皮膚、粘膜、血液呼吸器を犯す。0.003で勞働不能。

中毒豫防としては防毒面、保護眼鏡を用い、服毒の場合は殿粉及び水を與えてはかさせる。

ヌ、其　他

鉛及び其他化合物、弗化水素、アセトン、キシロール、クロルピクリン、蟻酸、醋酸、醋酸アルミピクリン酸、ニコチン、メタン、ベンゾールメチルアルコール、樟腦、アニリン等。

3 有毒植物

ア、どくうつぎ

路傍、河原等に生ずる灌木、初夏開花、8月頃結實、果皮は淡紅色美麗な肉質多漿の外皮を被り外觀は如何にもうまうに見えるため、幼兒は誤つて食することがある。

毒は果實、莖、葉に含有し誤食すばれ忽ち死ぬ。

田舍では『いちろべごろし』『ねずみごろし』等の別名がある。

有毒成分は、コリアミルチン (Coriamyrtin $C_{15}H_{18}O_5$) ……致死量0.2g。

ツチン (Tutin $C_{15}H_{13}O_6$)

イ、しきみ

全國に分布墓地に外い。果實は佳香を有するため口に入れやすい。有毒成分は、ハナノミン (Hananomin $C_{14}H_{22}O_{10}$)

ウ、ちようせんあさがお

一名まんだらげ、きちがいなすびともいふ。全國に廣く分布。有毒成分は、アトロピン(Atoropin $C_{17}H_{23}O_3N$) ヒヨスチアミン (Hyoscyamin $C_{17}H_{23}O_3$)

中毒症狀は皮膚發赤、呼吸及び脈搏頻數、瞳孔散大、次いで著しく發揚狀態を呈し高笑喚叫と共に狂い回る。この中毒症狀はアトロピンの0.01gですでに顯著である。致死量は0.1g。アトロピンの1%溶液は、1滴の點眼で瞳孔散大し眩しくて到底眼を明けておることが出來ない。この1滴中のアトロピンの量は1gの約2千万分の1である。

エ、はしりどころ

中毒者が發揚狀態に際して走り廻るから生じた名稱で、『ところ』というのは根莖が『ところ』という植物の根に似ているためである。毒物はアトロピンである。

オ、ひよす

内地では野生がなく、栽培せられているが滿州には野生する。嘗て日露戰爭の時、我軍が野營の際葉を煮て食し多數の中毒者を出したことがある。

カ、やまとりかぶと

アイヌ人は之を毒矢に應用した。狂言に「附子」というのがあり本邦俗間にもその猛毒を知られている。有毒成分は、アコニチン (Aconitin $C_{34}H_{77}NO_{11}$) 其他三種のアルカロイドである。

キ、あせび

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG No.

山地に生じ、又庭園に栽培せられる灌木である。馬がその葉をたべて往々斃れることがあるから『馬酔木』という。奈良公園にはこの木が特に多く花時は非常に美しい。他の木は鹿が食うのでよく枯れるが、この木は鹿が決して食わないからよく育つたのである。

有毒成分はアセボトキシン (Aseboxin)

ク、けし科植物

(大抵有毒)

くさのおう　ケリドニン(chelidonin $C_{20}H_{19}NO_5$)

其他

たけにぐさ・ホモケリドニン (Homochelidonin)

其他

きけまん　プロトピン (Protopin) 其他

ケ、どくぜり

食用植物の『せり』と混じて生えていることがあるから注意を要する。有毒成分は、チクトクシン (Cicutoxin $C_{19}H_{26}O_3$)

コ、じやがいも

新芽は有毒成分を含んでいる。ソラニン (Solanin)

サ、ひよどりじようご

果實中に、ソラニン (Solanin) を含む。

シ、まるばのほろし

果實中に、ソラニン (Solanin) を含む。

ツ、とまと

果實中に、ソラニン (Solanin) を含むが極めて微量である。

テ、きつねのぼたん

皮膚に引赤、又は水泡を生ぜしめる。有毒成分は、プロトアネモニン(Protoanemonin $C_5H_4O_2$)で非常に強い。刺激性の毒素で、極めて酸化しやすい物質であるから、この植物の汁液が皮膚に附着した時は直ちに過マンガン酸カリで洗えばよい。プロトアネモンを含む植物としては、きんぽうげ、たがらし、のうるし、たかとうだい等である。

ト、つたうるし

山中の大木に絡みついている。これは漆と同じくかぶれを生ぜしめるから注意を要する。有毒成分は、ラツコール (Lacrol $C_{23}H_{36}O_2$)

ナ、ひがんばな　有毒成分は、リコリン (Lycorin) というアルカロイドで吐根の代用品として法たん藥に用いる。

ニ、其　　他　うまのあしがた(きんぽうげ)、たがらし、やまぶきそう、てんなんしよう、うらしまそう等。

4 有毒菌類

(1) 種　　類

ア、てんぐたけ（はえとりたけ、ひようたけ）

イ、あしたかべにたけ

ウ、たまごてんぐたけ

エ、どくつるたけ

オ、つきよたけ(わたり、つきよばな、くまびら)

カ、いつぽんしめじ

キ、どくすぎたけ

ク、いろかわり

ケ、べにたけ

コ、つちかぶり（ぢわり）

サ、どくはつたけ

シ、すつぽんたけ

ス、きぬがさたけ（こむそうだけ、しけだけ）

セ、きつねのたいまつ

ソ、きつねのえかきふで

タ、きつねのろうそく

以上16種は我が國普通の毒菌で、毒性の烈しいもの弱いものがある。なおこの他にやぶたけ、どくかきしめじ、つまみだけ等がある。

(2) 有毒成分

多くはムスカリンと稱する非常に毒性の強い物質を含有する。其の外コリン或はアトロピン及びまだ成分の知れぬ有毒成分を含んでいる。

(3) 有毒菌と無毒菌との鑑別法

ア、すべて菌類は其のツボミの時に採つて食べてはならない。

イ、壺又は臺と稱するものを基部に有し、且つ莖に鍔を有するものはたべてはならない。

ウ、傷をつけた部分から白色又は黄色の乳汁を出し其の味の辛いものは有毒であつて、乳汁の赤いものは無毒である。

エ、肉が空氣に觸れて直に變化するものは有毒である。

オ、色澤鮮美で、質脆く破壊し易く且つ辛いものは有毒である。

カ、若い時に蜘蛛狀の膜、鍔を有し、蓋の表面粘

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNBS NO.

着で胞子の色が粘土のようなものは有毒である。
キ、きつねのちやぶくろ、のうたけ、おにふすべ等の類はまだ若い中、内部の白色のものは食用に出來る。
ク、ははきたけ、ねずみあし等の種類は害がない
ケ、悪臭を發する菌は有毒である。

(4) 中毒の症狀

嘔吐、腹痛、眩暈に始まつて次で躁狂のようになり、幻覺を發し、麻痺を來たし、昏睡狀態に陷ち入り遂に死ぬ事がある。

(5) 手當

早速醫師に行き、アトロピンの皮下注射、カンフル注射及び人工呼吸を施してもらうこと。

5 有害動物

ア、蜂

蜂に刺された時は針を扱き取り、アンモニア水をつける。痛みが甚だしい時は50倍の硼酸水か、百倍の鉛糖水で濕布する。

イ、蟻

刺された時はアンモニア水をつける。

ウ、ま む し

直ちに手當しないと死ぬ場合がある。毒が全身にまわらぬよう、その傷の附近の心臟に近い部分をきつく縛り、血液の循環を一時止め、傷口に唇を當て毒血を吸ひ出すこと。毒は血液に入ると危險であるが、口で吸い出す場合假りに呑み込んでも危害はない。このようにして應急手當をなし、醫師の手當を受ける。

エ、む か で

傷の上部を紐でくくり、傷口から血を絞り出してアンモニア水をぬる。

オ、さそり・はぶ

琉球、南洋方面にいて猛毒を有し、生命に關係することがある。

6 腐敗肉中毒

(1) 原因

腐敗した肉類をたべると、其の中のプトマイン等の毒性の強い腐敗成生物のために中毒を起す。

(2) 症狀

其の症狀は嘔吐、下痢等を催し、口内渇き聲かすれ、遂に卒倒し、うわ言、痙攣を起し、虚脱に陷つて死ぬ。

(3) 手當

直ちに吐酒石のような吐劑を服用せしめ嘔吐せしめる。もし吐劑のない時は鳥の羽根で舌の奥をなでると嘔吐を催す。又細く切つたガーゼを湯と共に呑み、後これの一端をもつて引出す時は吐く事が出來る。其の際多量の重曹水を服用させ再び吐かせ、このやうに重曹水をくり返して飲ませ吏に吐かせるやうに再三行う。尚これで治らない時はエーテル 2g水150g阿片丁幾10滴單舍20gを30分毎に服用せしめる。重症の時は醫師の手當を受ける。

7 ふぐの中毒

(1) 症狀

直ちに運動及び知覺の麻痺を來し、呼吸緩徐となり1－2時間で死ぬ。輕症なるものは嘔吐、頭痛めまい、知覺麻痺、舌運動及び嚥下困難、チヤノーゼを起し1日乃至數日で全治するか或は死ぬ。

(2) 手當

吐酒石等の吐劑を用いて嘔吐をさせ、人工呼吸を施し醫師により、ストリキニーネ或はカンフル注射をしてもらう。

第五 學校と安全

(A)運動場における安全

1、運動場使用道徳の向上

(1) 遊び時間には、少數の人で廣い場所を使つたり、他人の迷惑になるようなことをしない。

(2) 運動場をいためないようにする。雨上りには使用しない。

(3) 使用者がお互に注意して、運動場を大切にし常に清潔を保つようにする。

(4) 運動のため、花壇、農園がいたまないように

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNBS NO.

注意する。

2、設備器具の調査、整備、危険物の除去

(1) 設備、器具は時々調査して完全に万全を期す
(2) 使用の場合、危険が伴うと感じたり、破損のおそれあるときは、使用を禁止して速かに補修する。
(3) 安全巡視班によつて破損を發見し、危険を未然に防ぐ。全員これに協力する。
(4) 補修しても使用にたえないものは、すぐ關係方面と連絡の上とり除くこと。

3、設備、器具、使用上の注意

(1) 大勢の人が使用するのであるから、各自責任をもつて大切に取扱う。
(2) 体育科の授業で、鐵棒、とびばこ、マット、腰掛などを使用するときは、最初にその使用法を十分に指導し、危險が伴つたり破損することのないようにする。
(3) 器械、器具を使用して運動を行うときは、實施前に必ず點檢をし、危險を防止するため安全實施に確信を持つこと。
(4) 体育運動を行うときにだけ使用し、遊び半分に使うことはやめる。

4、健康調査

(1) 新しい學級を受持つたとき、各學期の始めに必ず入念に個性ならびに環境を調査し、兒童・生徒の心身狀況を十分に知つておき、個性に基づいた指導が出來るようにする。
(2) 調査の結果を兒童・生徒にも周知させて、自己の体位を認識させ、自覺に基づいた体育運動を行うよう指導する。
(3) 調査の内容
ア、身体狀況
身長、体重、胸圍、体溫、呼吸、脈はく、運動後の呼吸、視力障害、聽力障害、言語障害、奇型の程度、疾病異常、榮養狀況、ツベルクリン反應血液檢査、背筋力、握力、肺活量、凍傷の程度。
イ、運動能力
走力、ちよう力、懸垂力、巧妙力、持久力。
ウ、その他
精神的方面（知能指數、學習成績、性格）成育環境、家庭環境。

5、運動

(1) 運動前
ア、運動場を美しく清掃し、常に清潔に保つようにする。
イ、その日の身体の調子をしらべ、調子が悪い者は休ませる。
ウ、服裝に留意する。手足のツメをきつておく。
エ、使用する器械、器具を點檢する。砂場は軟らかくする。
オ、運動前に準備運動をする習慣を養い、漸次自覺して行うよう指導する。
カ、學年が進むにつれて、どの運動にどんな準備運動が必要であるかを知らせ、自治的に行えるよう指導する。
キ、月經時における處置。
ク、食後すぐ運動することは避ける。
(2) 運動中
ア、運動するときは、その練習過程を段階的に行い、あまり飛躍した練習はさけ、常に自己の能力と進歩の度を考えて行う。
イ、どの運動にも必要とする正しいフォームを修得させ、走つてころんだり、とんでくじいたり、投げて肩をいためたりしないようにする。
ウ、鐵棒、とびばこなどを大勢で利用するときは順序正しくして危險をさける。
エ、他人が運動しているとき、おたがいに注意してけがの起らないようにする。
オ、常に疲勞の程度を考え、無理をしたために思わぬ危險が伴つたということのないようにする。
カ、強い運動の後には必ず呼吸調整を行うこと。
(3) 運動後
ア、運動の強さに適した整理運動を必ず行うよう習慣づける。
イ、運動後の發汗の處置、身体の清潔、うがい等衛生に留意する。
ウ、運動による疲勞を早く回復させるため、入浴をし十分な睡眠時間をとるよう指導する。
(4) 季節と運動
ア、運動するときは常に季節、天候を考慮して行うこと。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDS NO.

イ、夏季の運動は、木蔭での休養を適當に入れて行う。
ウ、冬期に体育授業を行うときは、凍傷の兒童に注意し、シーズンに適した種目を選び十分に暖をとり、運動率を擧げるように注意が肝要である。
エ、冬季の運動には服裝に留意し、發汗の處置を確實に行うことが大切である。
オ、雨天の場合、教室その他屋内で運動を行うときは、ホコリが立たぬよう清掃を入念にしておくこと。

(B) 海濱、プール、河川における安全

1、水邊の安全

(1) 水泳の時期と場所を自治會で討議させる。一般の兒童・生徒の水泳開始は7月に入つてからが適當である。
(2) 危險な場所に對する認識を持たせ、その區域に立入らないようにする。
(3) 水泳はもちろん、魚つり、貝拾い、船遊びなどには決して一人で行かない。
(4) 魚つり、とんぼ取りなどをするときは池、野井戸に氣をつける。
(5) 貝拾い、魚取りをするとき、河底の危險物や川の深さ、流れの速さをよく知り、危險な場所を避けること。
(6) 船遊び、ボート遊びは子供同志でしない。船の上でわるふざけをしない。流れの速い所、波のある所にこいで行かない。もし危險を感じたときは大聲で助けを呼ぶ。
(7) 水邊での遊びのときは、必ず帽子をかぶること。
(8) 野外の不潔な水を飲まない。
(9) 傳染病が發生したとき、水邊での遊びは嚴禁する。

2、水　　泳

(1) 設備の完備
水泳實施前の水泳場の設備を完全にして、特に衞生施設の擴充を圖る。
(2) 入水者の豫備檢診
ア、水泳開始までに、豫備檢診を入念に行い、校醫、父兄と連絡の上、入水者を決定する。
イ、特に眼疾、耳疾、皮膚病、心臟病に注意する。
(3) 入水前の諸注意
ア、その日の健康狀態を調査して、調子の悪いときは避けさせる。
イ、準備運動を入念に行い、特に手足の關節をしなやかにする。手足のつめをきつておく。これが必要であるわけを自覺させ、習慣づける。
ウ、プール使用の場合は、シヤワーで身体を清潔にしてから入る。プール上に土足でのぼらない。
エ、入水の時は、いきなりとび込んだりしないで手、足、頭と心臟に遠い部分から水にひたすことの大切なわけを知らせて習慣づける。
オ、過去に耳を患つたもので、再發のおそれがある者には、適當な處置をとるよう指導する。
カ、入水前に水溫を調べ、溫度が低すぎるときは入水を見合せる。
キ、プールの水は、不衞生にならない程度に換水する。
(4) 入水中の諸注意
ア、水中で悪ふざけをしない。
イ、深い所へ向つて泳がない。水中で眼をあけること。
ウ、泳ぐ時間と休む時間をきめる。
エ、水泳區域をよく守つて、決して區域外に出ない。
オ、自分の身に危險を感じたり、人が危險になつているときは大聲で呼ぶ。
カ、公衆衞生を重んじ、決して不潔な行いをしない。
キ、プール使用中は常に滿水して、不潔物を除くようにする。
(5) 出水後の諸注意
ア、整理運動を入念に行う。
イ、シヤワーまたは美しい水で身体を清潔にする
ウ、うがい、洗眼は必ず行う。
エ、水泳後は冷たい食物をさけて、なるべく暖かいものをとる。
オ、水着は美しくセンタクして、よく日光で乾かす。
カ、水泳期間中は睡眠時間を十分にとる。
キ、プール使用の場合は、終了後に消毒藥を投入

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO.

する。
(6) 監督者の増加および見張船
ア、監督者の數を最大限に増し、人員不足と思われるときは、高學年生徒を助手につかう。
イ、海濱における場合は見張船を置き、監視を怠らないこと。
ウ、監督者は救助法、救急法を十分に心得ていること。
(7) 衛生思想の向上
ア、ちよつとした不注意が思わぬ禍をまねく場合が多いから、衛生には特に留意する。
イ、標語、ポスター、寸劇などによつて、衛生思想の向上に努力する。

(C)学習用具と安全

1、學習用品の携行と使用

(1) 危險なもの
切出し、ナイフ、安全カミソリの刃、シャープペンシル、コンパス、削つた鉛筆。
(2) 携　　行
ア、刃物は必ずサックをして筆箱に入れること。大きくて筆箱に入らぬものは布、紙等で巻いてカバンの底に横に倒して入れること。
イ、シャープペンシル、コンパス等先のとがつたものをポケツトに入れることは自他共に危險である。
(3) 使　　用
ア、自席または一定の場所で使用し、所持のまゝで歩き回らぬこと。
イ、切出し、ナイフは右手で支え、左手の親指で推進すること。右手のみで推進することは、力が餘つたりすべつたりして危險である。
ウ、受渡しする時は、握る部分を相手の方へ向けて差出すこと。

2、工作機械器具

(1) 危險なもの
各種の小刀・キリ・ノコギリ・カンナ・のみ・やすり・つち・ねじまわし・釘抜・手おの・均台・はさみ・板紙切・裁縫刀・電動機・鋸斷機・せんばん・万力・えんさん・えんかあえん・こんろ・鑄鍋・ハンダこて。
(2) 携　　行
ア、刃物の携行には、學用品の項にしるした注意が必要である。
イ、ノコギリ・ヤスリの類も箱に入れるか布で巻くこと。
ウ、えんさん・りゆうさん・しようさん等の藥品は容器の破損と、藥品自体の危險と二重の注意をすること。
(3) 使　　用
各種の小刀類（前出）
ア、キリ類
A、使用に際し直接の危險は少いが、足の上に落したり、他の兒童を刺したりする危險があるから作業態度をよくしなければならぬ。
B、キリ類、のみ類共に筆立のようなものに先端を上にして立てゝはならぬ。
イ、やすり・つち・ノコギリ・手おの類
使用に當り左手の支え場所を考え、使用中は注意を集中していなければならぬ。
ウ、動力・機械
A、スイツチの開閉にはぬれ手を嚴禁。金屬片を携行しないこと。
B、始動に際し、自他共に機械に捲き込まれぬよう注意と合圖が必要である。
C、服裝をきちんとし、特にそで口、腰まわり等に布片を出さぬこと。
D、强酸が皮膚、衣服に及ぼす化學作用を知つて取扱いに注意すること。
E、熱したこんろ、いなべ、ハンダこてを放置したり、他人に當てぬよう注意すること。
(4) 刃物のとぎ方
右手で刃物を支え、角度、動搖に注意し、左手で刃がといしに密着するように壓して、前方へ推進し、右手で元へもどす。竹の皮等を左指先に當ててもよい。

3、農　機　具

(1) 危險なもの
平くわ、備中ぐわ、唐ぐわ、バチぐわ、十字ぐわ、草かりがま等。
(2) 携　　行
ア、くわ類

DECLASSIFIED E.O. 12053 SECTION 3-402/NNDG NO.

A、單獨の場合　交通ひんぱんな所を通過する際には、刄先を布片で捲くこと。
B、團体の場合全員同じ側の肩にかつぐこと。肩を替える時は同時に行う。肩にかつぐ場合はクワの金屬部よりおおむね30cmの柄部を肩に當て、ひじを体側に密着すること。前後の距離をワクの柄の長さの2倍とする。
(3) 使　　用
ア、單獨の場合
A、使用に當り豫め柄の締り具合を確め、水で濕すこと。
B、クワの使用には、前に出した足を傷つけぬよう土の硬軟、クワの切れ具合に應じた力の入れ方に注意、工夫すること。
C、クツまたはぞうりをはくこと。
イ、團体の場合
A、おおむね一列に並び、同じ方法に向つて進行する。
B、向い合つて作業する場合はクワの柄の長さの3倍以内に接近させぬこと。
C、同方向に向つて波狀的に進行する場合もその距離を前と同じに保つ。
(4) 格　納、取 出 し
ア、クワ類は同型のものを同じ段に、刄を奥に向けて深く掛ける。
イ、大きく重い物ほど下段にする。
ウ、カマは板に切込みを作つたもの、またはわらを束ねたものに刄を差し込む。
エ、取出しに際しては、そのものが他のものに觸れないよう注意すること。
オ、如何なる場合にも必ず柄を持つて行うこと。
カ、團体の場合は一列に並び、先頭から1名ずつ取出すこと。

(D)安 全 巡 視 班

1 安全巡視班の編成

學校内および通學道路、その他學校區内の全般にわたつて、危險から人々を守るために兒童、生徒による安全巡視班を編成することは、安全生活に役立つ點が非常に多い。
巡視班は學校自治會（生徒集會）において討議の上、その班員、班長等を決め、これをさらに數班に分けて各々の分擔する箇所や任務を定めておくがよい。

2 學校内における活動

(1) 廊下、階段等における通行が安全に行われているかに注意する
(2) 教室、廊下等、屋内において床板が破損していたり、クギが出ていたり、ガラス片やピンなどが落ちていたり、窓ガラス等の落下の危險のある箇所等が無いかをしらべる。
(3) 運動場において、設備の破損箇所がないか、ガラス片やクギなどが落ちていないかをしらべる
(4) 危險な遊びが行われていないかに注意する。
(5) 教室、廊下の窓の開閉は適當に行われているかをしらべまわる。
(6) 危險器具、危險物品が放置されていないかに注意する
(7) 手洗場、ゴミすて場、便所等が不潔になつていないかに氣をつける。
(8) 盜難豫防に留意し、戸締りを忘れた箇所がないか氣をつける。
(9) その他、學校での兒童生活に不安を伴うような點がないかを注意し、發見された時には適當な處置をする。もし簡單に處置出來ないような場合には、班員の會議あるいは自治會での討議などによつて處置をとる。
學校職員 P.T.A 役員等もこれを十分援助する。

3 學校外における活動

(1) 登校、下校の通行が安全に行われているかに注意する。
(2) 道路上に危險物の放置または危險箇所（たとえば下水口のふたがなくなつていること等）がないかを調べる。
(3) 道路に面した建物等に落下する危險物がないか、ヘイなどに倒れるおそれのあるものはないか等に氣をつける。
(4) 學校區域内の建物、設備等に危險な箇所がないかを調べる。
(5) 危險な遊び、不健全な遊び、不適當な場所においての遊びが行われていないかを巡視する。
(6) 火災防止の立場から、危險な箇所を見つけだ

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/MNBS NO.

す。
(7) 防犯の立場から危険な箇所がないかに注意する。
(8) 衛生上の立場から危険な箇所がないかに注意する。
(9) その他、校外における一般生活に危険を與えるような點がないかに注意し、もし發見されたときには適當な處置をとる。（制止、除去、はりふだ、立札、注意）もし簡單に處置出來ないような場合には、學校、警察署、消防署等と連絡して適當な處置を依頼する。

第六　家庭と安全

(A)家庭における安全

1 遊　び

(1) 遊びの種類
よい遊びと悪い遊びについて話し合う。
道德上、衛生上から良い遊びを選ぶ。
(2) 家庭での遊び
ア、遊び場所について考える…危險な場所、不潔な場所をさける。
イ、遊び用具を吟味する。
A、危險なものをさける…例　ガラス玉、刃物。
B、不衛生的なものをさける…例　色彩の有毒なもの。
C、自分で工夫し創作する。
D、破損したらすぐ修理する。また破損したものは安全な處にすてる。
(3) 學校での遊び
ア、他人に迷惑をかけないよう。
イ、道德上よいと思うものを研究する。
ウ、衛生的な遊びでなければならぬ。
(4) 道路上の遊び
ア、交通規則にしたがう。
イ、安全道路に注意する。
ウ、遊戲道路と定められたところを守る。
(5) 遊びの時間
ア、毎日一定した時間で遊ぶ。
イ、疲勞し過ぎない程度で遊ぶ。

2 整　容

(1) 正しい身なり
ア、容儀上、正しい身なりをしなければならぬことについて話合う。
イ、街頭や學校で見た正しい身なりと悪い身なりについて話合う。
(2) 整容の工夫
ア、活動、勉强に便利で完全な服裝について工夫する。
A、質素であること。
B、丈夫であること。
C、學童としての品位の持てるもの。
D、流行を追つたり野卑なものをさける。
(3) 注　意　點
ア、清潔にしておくこと。
イ、スカートやズボンは折目正しくする。
ウ、破損の箇所は、すぐつくろいをしておく。
エ、頭髮、つめ等の手入は、特におこたらぬようにする。
A、散髮は月二回とする。
B、女子の洗髮は夏は週二回、他は週一回位。
C、入浴は毎日または二日に一回位。
D、つめは週一回位。
オ、ハンカチ、紙は常に持つこと。
定期的に持物檢査をする。

3 給　食

(1) 學校給食の理由考察
ア、進駐軍の好意が日本の食糧問題の解決の鍵であること。
イ、學童の保健のため、特別の好意が寄せられていること。
ウ、遲配や缺配が、學童の榮養に與える影響の多いこと。
(2) 輸入物資（食糧）の種類とその取扱い方
ア、カン詰類、粉乳類を調べる。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNBS NO.

イ、保存の方法と衛生狀態を調べる。
(3) 作　　法
ア、食前食後にあいさつをする。
イ、食器の音、食べる音をたてない。
ウ、大聲で話したり、よそ見をしない。
(4) 注　意　點
ア、食前に必ず手を洗う。
イ、食後には必ずうがいをする。
ウ、食器は清潔に始末する。
エ、蚊、はえの驅除をする。
オ、腐敗したものについてはその原因を考える。
カ、偏食の害を自覺させ改めさせる。

4 食　物

(1) 榮養と健康
ア、榮養上の役目に次のようなものがある。
A、熱や力になるもの。
B、筋肉その他の体組織を作るもの。
C、骨や齒を作るもの。
D、全体の榮養機能を高めるもの。
イ、榮養の種類には次のものがある。
A、水　　分
B、蛋白質
C、脂　　肪
D、炭水化物
E、粗纖維
F、灰　　分
G、ビタミンA、B_1、B_2、C、D、E
(2) 消化と攝取
ア、榮養價の高いものを取ることによつて健康を保持する。
別表により、食品中榮養價の高いものを知らせる。
(中學校家庭科教科書1年26ページ)
イ、カロリーと年齡
別表により、その攝取量を知らせる。(中學校第1學年教科書家庭科26ページ)
ウ、調理と榮養
調理によつて榮養を失うことのないように工夫する。別表により、調理法を實習させる。(中學校家庭科教科書第1學年36ページ)
エ、消　　化。
榮養價は高くても消化の悪いものは、どんな方法で料理しなければならないか。
例、粉食料理の實習をする。
(3) 食物と病氣
ア、榮養上の缺陷から病氣になる。
A、たんぱく質不足からくる榮養失調。
B、ビタミンCの不足から壞血病等になる。
C、混食の必要。
イ、食物はどんな狀態におかれると、傳染病を傳えるか、つぎのことに注意する。
A、未熟なもの。
B、不潔なもの。
C、腐敗したもの。
D、有毒のもの。
E、街頭で賣つているもの。
F、惡質の色彩を用いたもの。

5 衣服の調節

(1) 氣候と衣服
ア、季節と衣服。
A、季節により衣替をする。
B、冬は保溫に注意し室内と室外では必ず着物を1枚增減する。特にマスク、エリ卷、手袋は室内では外すこと。
C、下着類は清潔なものを度々とりかえて着る。
イ、衣地について。
保溫上、衛生上適當なものを選ぶ。木綿類は下着、絹毛類は上着に適する。
(2) 体溫と衣服
ア、厚着をさける。
A、厚着によりかえつてカゼを引くことが多い點を注意する。
B、活動している時と休養している時の衣服の相違に氣をつける。
C、寢衣は必ず直接に肌につけゆつたりとする。
イ、バンド、帶、ボタン等について。
きつくしめすぎないように注意する。

6 家の手傳

(1) 家事の分担
ア、子供で出來る仕事には、どんなものがあるか話合う。
(2) 責任の自覺

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 102/NNSC NO.

ア、家庭の一員として、樂しい家庭をつくることを自覺させる。

(3) 手傳の種類と心得

ア、留守番はつぎの點に注意してつとめる。

A、來訪者をよく見分けて落ちついて應對する。

B、不意の配給等には適當な處置をする。

C、留守中の出來事は必ず家人に告げる。

D、遊び友達が誘いに來ても出掛けない。

イ、子　　守。

A、幼兒を愛して育てることに興味と關心を持たせる。

B、幼兒の手本として自分の習慣を反省し發展させる。

ウ、清　　掃。

A、屋内は順序よくせいとんしてからはく。

B、はたきはあまり効果的でない。使うなら屋外に持ち出してかける。

C、ぞうきん度々水をとりかえる。

D、塵は種類別に處分する。

E、屋外は特に不潔な場所に主力を注ぐ。

F、掃除用具は常に手入を怠らないよう。

エ、買　　物。

A、良い品を見分ける。

B、正しい分量かどうかを確かめる。

C、價格の正、不正をたしかめる。

オ、炊　　事。

A、火の使用には用心する。

B、食器類はていねいに取扱う。

カ、老人の世話。

A、老人をいたわりよく親しむ。

B、話相手になる。

C、外出のお供をする。

D、愛好品を研究する。

7 睡眠と休養

(1) 睡眠の時間

ア、標準睡眠時間と、自分の睡眠時間を比較し考慮する。

學年	年齡	時間	學年	年齡	時間
1	7－8	11.2	5	11－12	10.0
2	8－9	11.0	6	12－13	9.8
3	9－10	10.7	7	13－14	9.8
4	10－11	10.3	8	14－15	9.3
			9	15－16	9.1

(2) よく眠る方法

ア、寢る前に食べない、食べ過ぎない。

イ、不消化なものや、刺激の強いものを食べたり飲んだりしない。

ウ、寢る前に氣持をあらだてたり、心配したりしない。

エ、夜おそくまで起きていない。

オ、靜かな部屋、暗い部屋あるいは、薄明かりの部屋で寢る。

カ、換氣や保溫に注意する。

キ、寢具や寢まきを清潔にする。

(3) 休　　養。

ア、家庭は、心身の最もよい休養の場所でなければならないことを理解させる。

イ、休息の方法。

A、姿勢は横になる。

B、あんま、入浴、茶を飲む、良い音樂をきくこと等。

C、仕事と仕事の間でも適當な休息をとる。

8 病氣の豫防及び家庭常備藥と衛生用品

(1) か　　ぜ。

ア、『かぜは万病のもと』といわれているからつぎの點に注意してかぜにかからないようにする。

A、季節の變り目には特にからだの調子に氣をつける。

B、外出から歸つたら、いつもうがいをしてノドを大切にする。

C、人ごみや、ほこりの多い所に行かないようにする。

D、日ごろから日光浴、運動、水泳、乾布まさつ等によつて皮膚を丈夫にしておく。

E、下着は清潔なもの乾いたものを身につける。

F、入浴の後にかぜを引きやすいから体をよくふき保溫に氣をつける。

G、かぜぐらいと考えて手當を怠らないよう早くなおしておく。

(2) 結　　核

ア、我國の結核の狀態。

A、全國結核死亡數149,912名（昭和21.10～昭和22.9）すなわち3分半に1名結核で死亡する。

B、全國結核年次別性別死亡率

人口1万に付（自大正8年 至昭和22年）

年　度	男	女	計
大正 8年	21.7	25.5	23.6
同　9年	20.9	23.9	22.4
同　10年	20.1	22.4	21.3
同　11年	20.5	23.1	21.7
同　12年	18.9	21.5	20.1
同　13年	18.4	20.3	19.3
同　14年	18.5	20.3	19.4
昭和 1年	17.9	19.4	18.7
同　2年	18.9	20.1	19.5
同　3年	18.7	19.8	19.2
同　4年	18.9	20.3	19.7
同　5年	18.3	18.9	18.6
同　6年	18.6	18.7	18.6
同　7年	18.2	17.7	18.0
同　8年	19.1	18.6	18.8
同　9年	19.5	19.1	19.3
同　10年	19.4	18.8	19.1
同　11年	20.9	20.5	20.7
同　12年	20.5	20.1	20.3
同　13年	20.8	20.4	20.6
同　14年	21.7	20.6	21.2
同　15年	22.0	19.9	21.0
同　16年	22.5	19.2	20.9
同　17年	23.5	19.5	21.5
同　18年	25.2	20.5	22.8
同　19年	—	—	—
同　20年	—	—	—
同　21年	—	—	—
同　22年	20.9	16.9	18.8

C、大阪府結核死亡數　7,156（昭和22年）

年　齡	男	女	年　齡	男	女
1 未滿	19	32	35—40	419	227
2	35	36	40—45	395	162
3	35	33	45—50	347	133
4	24	22	50—55	343	96
5	29	24	55—60	224	81
5 —10	70	71	60—65	163	51
10—15	88	105	65—70	97	48
15—20	350	388	70—	52	33
20—25	693	638	計	4304	2852
25—30	461	376			
30—35	462	296	合　計	7156	

イ、豫防法について

A、感染の豫防

a、結核患者には注意して接する。

b、他に感染さすおそれのある患者は出來るだけ入院させる。

B、發病の豫防

a、感染しても發病するのは10分の1以下である。すなわち感染してから（ツベルクリン反應が陽性になつてから）約1年間攝生のある生活をしなければならぬ。過度の勉學運動其の他精神的肉体的の過重の負擔を避けなければならぬ。

b、結核は發病しても無自覺であるから集團檢診は進んで受けなければならぬ。

ツベルクリン反應で感染したかどうかをしらべる

ツベルクリン反應陰性者は未感染者であるからBCG接種によつて免疫性をつくる。

ツベルクリン反應陽性者は發病しているかどうかをレントゲン間接撮影でしらべる。

間接撮影で疑わしいものは更に精密に檢査する。

すなわち赤血球沈降速度をしらべ病勢を知る。

たん中の結核菌をしらべ開放性か非開放性かをきめる。レントゲン撮影で病巢の性質狀態を知る。

以上を總合して一般診察により養生法を決定する

c、一般人も自己の健康に注意し定期的に診斷を受けること。結核は特に專門家の診斷が必要である。

d、一度結核と診斷されたら迷わずに專門家の指示に從つて養生すること。

(3) 近親眼およびその他の眼病

ア、我國の近視眼者の狀態。

A、日本人の近視眼者の多いことでも有名である

B、小學校以後多くなり、學校教育を受けることが多くなる程その率が高くなる。

イ、豫　　防

A、眼がつかれたまゝ回復しないと近視眼になるから眼をやすませる。それには讀書の後に綠の木の葉をながめたりするのもよい。

B、部屋の明さ、物と眼の距離および姿勢に注意する。

C、ビタミンA等のような榮養をとる。

D、初期に眼鏡をかけたり治療したりする。

(4) む　し　齒

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION: 3-402/NNDC NO:

ア、栄　　養
A、質のよい歯をつくつてむし歯にならないようにする。
B、妊娠中母体にカルシユム、リン、ビタミンA、B、C、D、の栄養をとる。
イ、豫　　防
A、偏食をさける。
B、砂糖の過食は酸性血液になり易いからさけねばならない。
C、食後に口中清掃を十分にする。
ウ、歯の掃除
A、外部的には正しいみがき方をしつける。…『起きてみがいて、みがいて眠れ。』
B、年2回ぐらいは歯石除去を醫師にしてもらう
C、臼歯のかみ合せ面に硝酸銀を塗布するのもよい。

(5) 胃　腸　病
ア、種類（まん性）
A、胃擴張
B、胃下垂
C、胃酸過多
イ、豫　　防
A、日本人の食生活を改善する。
B、よくかむ。
C、過食暴飲をさける。

(6) 寄生虫病
ア、種　　類
A、回虫
B、十二指腸虫
C、べん虫
D、ぎよう虫
E、東洋毛様線虫
F、さなだ虫
G、肝臓ジストマ、その他
イ、保有者狀態
　近年は農村も都會もその數がふえて昭和20年の調査では64%となつており、ことに回虫は80%といわれている。
ウ、豫　　防
A、野菜は必ずていねいに何度も水をかえてよく洗い、栄養を失わぬ程度に熱湯をくぐらせて食べる。攝氏70度で1秒間すれば回虫は死にます。
B、檢便後保有卵者は醫師指導のもとに驅虫薬を服用する。

(7) 傳　染　病
ア、傳染病の種類
　腸チフス、パラチフス、赤痢、コレラ、ハツシンチフス、ジフテリヤ、流行性腦セキズイマク炎ショウコウ熱、テンネントウ
イ、傳染病の流行期、うつる經路、症狀につき研究する。
A、季節の變り目に注意する。
B、雜踏する人ごみの中に行くときは個人衛生に特に注意する。
ウ、豫防するにはどうすればよいか。
　傳染病はその發生の條件の一つを缺くことによつて豫防することが出來る。
A、病原体をころすこと。
B、傳染の經路をたちきること。
C、抵抗力の強いからだを作ること。
D、生活を改善すること。
E、流行期に特に有效な豫防注射を受けること。

(8) 常　備　薬
ア、内服薬および外用薬。
A、解熱劑。
B、消化劑。
C、止血劑。
D、消毒劑。
E、强壯劑。
F、外傷用劑。
G、藥草類
イ、注　射　薬
A、栄養劑。
B、沈痛劑。
ウ、藥品の保存
A、暗い冷たい所におく。
B、品名を明示しおく。
C、他の物と離れたところにおく。
D、嚴密にせんをしておく。

(9) 衞生用品
ア、次の物を備えておく。
A、体溫計
B、目盛グラス
C、氷のう水枕。
D、懐爐、湯たんぽ、その他。

9 災害に備えて

(1) どんな種類の災難であつたか
A、天災地變。出水、津波、火災、震災、落雷、積雪、爆發、感電等。
B、人の加害。
C、不慮のけが。
ア、どんな經過であつたか。
イ、どうかして避けられなかつたか、または被害を輕減できなかつたか。
(2) 特に火災豫防について
ア、季節的に統計をとつて見る。
イ、ある期間の火災の原因と、損害見積りの統計を作る。
火鉢、いろり、こたつ、七輪、かまど、ストーブたき火、煙突、煙草の吸がら、油の引火、漏電、セルロイド、電熱器、火遊び、殘り火等。放火、自然發火、雷火等。
ウ、火の用心についての實効ある方法を研究する
エ、火の始末についての動作の習慣を確立する。
オ、防火資材、整備を點檢してまわる。

10 住　　居

(1) 災害に耐えること
災害については別項に示した。
(2) 防犯に適すること
防犯については別項に示した。
(3) 衞生的であること
ア、日本式建築と、洋式建築の衞生上の比較檢討をする。
A、疊は不潔であり、濕氣の多い日本には適しない。
B、日本の家はひさしがあまり深すぎるので陰氣である。
C、窓が少いのと、戸障子であるため雨天の時に困る。
D、障子は長所も多いが不經濟であり不要心である。
イ、改善しなければならない點。
A、彩光通風をよくし暗い部屋を改造する。
B、炊事場を家の片隅や日光のあたらない所につくらない。
C、衣服との關係で改善は困難であるが寢臺の方がよい。
D、水道や下水溝を清潔にする。
E、ガラス窓に出來るところは作りかえる。
F、農村のナヤという部屋は改造する。
(4) 能率的であること
ア、炊　事　場
A、立つたまゝすべての用事が出來るようにし炊事の能率をあげる。
B、食器たなや食品入れを明るいようにする。
イ、フ　ロ　場
炊き口、排水を安全に清潔にする。
(5) 慰安に適すること
ア、家族の慰安所としての工夫をする。
A、季節により部屋の趣きをかえる。
B、繪や活花によつて心のつかれを慰す。
(6) 掃　　除
ア、毎日の掃除。
朝と夕方に家の內外を清掃する。
イ、週1回の中掃除。
調度品等を外に出し、天井、壁の羽目板、下水道を清掃する。
ウ、大　掃　除
A、年に2回または3回ぐらい、疊や建具を取りはずして清掃する。
B、消毒藥で驅虫する。
エ、臨時の手入と清掃。
A、風雨のあと、落葉の季節などには屋根、雨どい、雨戸をしらべて補修する。
B、ふすま、障子、ガラス戸はよごれないうちに手入する。
C、木製の箇所の手入。濕けやすい季節、乾き過ぎる時期には白木のものがくるうから前から注意し、きはつ油でふくか、またはろうをぬる等して汚れやくるいを防ぐ。
(7) 清掃用の藥品
ア、つぎのような藥品を備えておいて、清掃や修繕に使う。
重炭酸ソーダ、苛性ソーダ、ホウサン、ホウシヤ、アルコール、ミヨウバン、アンモニア、サクサン、ワセリン、ベンジン

11 家庭用品の使い方

(1) 家庭用品の調査

ア、用途により、資材により分類して見る。
イ、安全な狀態にあるかどうかを吟味する。
A、安全で便利な場所におく。
B、安全な裝置がしてあるか點檢する。
(2) 使用上の注意
ア、配線一電線に配力以上のものを使用してはいけない。電流が正しい狀態であるように注意する
A、點滅裝置…接觸箇所をみがく。
B、シーリング…ヒューズのとぶのは銅線や鐵線を使用して修繕した時に起る。
C、ソケット…きつくしめておく。
イ、電氣器具。
A、アイロンは餘熱を利用して使い、差し込みの所がいたみ易いから時折分解點檢をする。
B、電熱器は差込みとニクロム線がさびないように注意する。
C、湯わかし器、同前。
D、電鈴、コードがさびないように注意する。
E、電燈…笠や電球をきれいにし、照度を適當にする。制限以内の量を使う。
F、ラジオは必要以上に音を高くしないこと。
G、電蓄はスイツチの切替に注意する。
ウ、ガス器具。
ガスこんろは空氣を適當に入れて燃燒を完全にし使用後は時々分解掃除をする。
エ、水道、かまど、井戸。
A、水道は水の出口のところを時々取はずして管の中の皮をとりかえる。
B、かまどは灰をためないように注意し燃え殘りの始末をする。
オ、炊事用具。
A、ほうちよう、ナイフ類はさびないように手入をすること。
B、まないたは使用前に必ず洗うこと。
C、アルミ製品は酸性の物をいれないこと。また融點が低いから高熱で長時間煮つめないこと。
D、鐵製品は水氣をよく切つてさびないようにしておく。
E、アルマイト製品はきずをつけないようにする
F、食器類はすべて煮沸、または日光消毒をする
G、塗物は日光の直射にあてたりストーブのわきにおいたりするとき地にくろいがくる。
H、ニスの塗物は熱い物をのせたり熱い湯をこぼしたり、水でもこぼしたりすると白いかたが殘るもしかたがついたらアルコールでふく。
I、金物、金具類も水氣のまゝにして置くことはいけない。雨季にはことに注意する。
カ、計　量　器。
A、自動はかりははかり量を越えた物をはかつたりすると、ゼンマイがのびるからその點に注意する。またほこりをためないようさびの來ないよう注意する。
B、ます類は木製のものガラス製のものいずれもほこりをためないこと。
C、時計は使用上便利な所におき仕事の能率をあげること。
D、代用として茶さじ、玉さじ、バケツ、ひしやく等の容量をはかつておく。
キ、裁縫用具。
A、針箱は常に針の本數に注意し、はさみは袋に入れて危險のないようにする。
B、ミシンは分解またはおおいをかけておく。
ク、せんたく用具。
木製のたらい、せんたく板は濕氣を防ぐよう注意する。

12 冬の衛生

冬の氣候につき研究し、冬にはどんな病氣にかかり易いか、その豫防にはどうすればよいか等につき話し合う。
(1) かぜひきの豫防
ア、常に外氣にふれる習慣をつけること。
イ、厚着をせぬこと。
ウ、皮膚の抵抗力を强くするために、乾布まさつ冷水まさつを行うこと。夏期には海水浴で身體を鍛えておく。
エ、その時期には、うがいを勵行すること。
(2) かぜひきの手當
ア、安靜にして餘病をおこさぬようにし經過をみること。
イ、家庭ではその狀態に應じて發汗、濕布、吸入をする。
(3) しもやけの豫防
ア、まさつをして血液の循環をよくすること。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 101/NNSC NO.

イ、清潔保持につとめること。

(4) しもやけの手當

皮膚のくずれぬ前なればヨードチンキ、カンフルチンキを塗布する。

(5) 家庭常備藥品

アスピリン、健胃劑等。

(6) 暖房と換氣に注意すること。

一酸化炭素中毒をおこさぬようにする。

13 急場の手當

(1) 自分や他人のけがの經驗をお互に發表し、けがや急病の處置をどうすればよいか話し合う。

ア、けが　血液の量は通常體重の1/13であるが、その全量の1/3を失うと死ぬといわれている。傷口が小さくても、出血量が多いと非常に危險であるから速やかに止めること。

出血の部位とその大小に應じて、つぎのような物の用い方を研究する。

ゴムひも、棒、手ぬぐい、ガーゼ、ほうたい、綿、副木、三角布。

イ、骨折には手の場合は副木をあて三角布でつるし、動搖させずに醫師の診察を受ける。

ウ、腦貧血は頭を低くし、衣類をくつろげて横に寢させ、ブドウ酒等を飲ませる。

エ、おぼれた人は水をはかせ、人工呼吸法をほどこしてからだを溫める。

オ、中毒は下劑で洗腸し、醫師の指圖を受ける。

カ、卒倒は絶對安靜にし醫師を招く。

キ、やけどは植物性の油を塗つておく。

ク、虫にさされたり、犬にかまれた場合は患部を消毒する。

ケ、異物をのみこんだ場合はすぐ診察を受ける。

コ、鼻血は頭部を冷し、あお向けの姿勢をとらせる。

(2) 家庭にはつぎのような救急藥品を常備しておく。

ヨードチンキ（赤チン）ホウサンなんこう、亞鉛華、オレーブ油、過酸化水素水。

14 家庭内の防犯

(1) 盜難の豫防

ア、戸締りを嚴重にする。

イ、決して留守をしないこと。

ウ、盜心を誘發するような物件を、外部にあらわさないこと。

エ、隣近所との連絡協力をすること。

オ、就寢中は外燈を明るくして、内部は消燈すること。

カ、物賣り其の他の來訪者に警戒すること。

キ、玄關口に鈴などつける。

ク、便所の窓、くみ取口等に注意する。

(2) 盜難の處置

ア、被害の原因を考えて點檢する。

イ、現狀のまま屆出る。

15 病人の看護

正しい親切な看護が出來、日常生活にいつそう衛生上の注意が行き屆くよう話し合う。

(1) 病室の要件を考察する

ア、換氣、日光は病人にどう影響するか、そのためにどんな處置をとるか。

イ、暖房には何々を用いるか。

ウ、隔離を要するのはどんな病人か。

エ、靜かにしておく必要のあるのはどんな病人かそれにはどんな處置をするか。

オ、病室として適當なものにするにはどんな工夫がいるか。

(2) 病人の被服について話し合う

ア、どんな病床が病人を喜ばせるか。

イ、寢具にはどんな注意が必要か。

ウ、着物を着かえさせるにはどうすればよいか。

(3) 病人の食事の研究と實習

ア、流動食を要するのはどんな病人か、流動食にはどんなものがあるか。

イ、半流動食にはどんなものがあるか。

かゆ、くず湯、半熟卵、野菜スープ。

(4) 回復期における病人にはどんな注意が必要か

(5) 體溫表の記入、吸入法、便器の取り扱い方を實習する。

16 女子の衛生

(1) 女子の生理の自覺

ア、月經の生理。

A、初潮期の學童に對し、月經についての豫備知

識を與える。
B、初潮時の處置法を知らせる
イ、月經時の處置法。
A、清潔な手當をしなければならぬ…脫脂綿、ガーゼ、丁字帶、ズロースを準備させる。
B、腰部は特に保溫の必要がある。
C、過激な運動をさけ、安靜にしなければならぬ
(2) 貞操の確認
ア、正しい貞操觀念を持たせる。
A、心身の純潔を保つよう修養する。
B、言語、動作は上品にする。
イ、誘惑に負けないよう、平時から態度に注意する。
A、外出の時は父母に行先をつげる。
B、夜間は單獨で外出しない。
C、けばけばしい身なりをしない。
D、通學の途中に遊びに行かない。
ウ、被害を受けた時の處置。
A、沈着にして被害を大きくしないよう。
B、直ちに助けを求め、打明けて相談する。

(B)不良化防止

1 青少年の不良化防止について

(1) 犯罪發生の場
ア、家　　庭
イ、學　　校
ウ、社　　會
a、路　　上
b、公共機關、映畫館等の娛樂場、交通機關內、百貨店、ヤミ市等の經濟的な交涉の行われる所等
(2) 犯罪の動機原因
ア、內面的な原因。
a、低　　能（先天的）
b、性格異常（變質者、ゆがんだ性格の持主等）
c、奇型あるいは生理的缺陷（主に後天的のもの）
イ、外部的な原因
a、家庭の破たんから來るもの。
兩親のない家庭、兩親があつてもけんかの絶えない家庭、親の品行の良くない家庭、父嚴母寬に過ぎる家庭、偏愛に傾く家庭、秘密があつたり複雜な事情のある家庭、嚴格または放任に流れる家庭、金錢の取扱いがふしだらな家庭、安心の出來ない家庭、樂しみのない家庭、等。
b、社會的環境の影響によるもの。
c、友人の感化によるもの。
(3) 不良行爲の態樣
喫煙飮酒、家出浮浪、金錢浪費、暴力けんか、自家金錢物品持出、遊惰道樂、婦女追隨、凶器所持その他。
(4) 青少年犯罪の種類
窃盜、强盜、詐欺、とばく、傷害、橫領、强かん、殺人、わいせつ、放火その他。
(5) 不良化の徵候
ア、態度、顏付に變化が來る。
イ、言葉つきが變る。
ウ、ウソが多くなる。
エ、服裝に變化がくる。
オ、學校や勤め先からの歸りがおそくなる。
カ、外出が多くなる。
キ、惡友が出來、誘い出しが多くなる。
ク、持物に疑點が出來る。
ケ、讀み物に變化が來る。
コ、金遣いが荒くなる。
サ、金品の持出しが多くなる。
シ、勉强や業務を怠るようになる。
(6) 不良兒の善導法
ア、不良行爲を正確に判定する。
イ、動機を究明して適當な對策をみつける。
ウ、長所をみつけて、希望を與える。
エ、母に愛情と了解と抱擁とを見出す。
オ、實際的な仕事をさせる。
カ、協同作業に加わらせ、連帶責任をもたせる。
キ、生理的缺陷があれば、まずなおす。
ク、本人の發憤をまつ。
ケ、社會が切實に責任をもつようにする。

2 不良化防止に關する學習活動例

(1) 學級の不良化防止について話し合いをする。
(2) 學校自治會で不良化防止について協議する。
(3) 不良化防止及び防犯ポスター、標語、作文等の作成および展覽をする。
(4) 劇を作つて發表する。
(5) 犯罪、防犯についての研究をする。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDS NO.

(6) 防犯、不良化防止に有効な讀み物を讀ませたり、映畵をみせたりする。

(7) 警察官から防犯についての話をきく。

(8) 感化院、刑務所等を見學する。

第七　産業安全

1 職業病や職業傷害はなぜおきるか

(1) 水仕事をながいことやつていると、水虫ができたり『しもやけ』や『ヒビ』ができる。

(2) 針仕事をながいことやつていると肩がこつてくる

(3) 工作をやつていると、刃物で手をきることがある。

(4) びようをうつたり鐵板をたたいたりする『騒音』の中で仕事をすると『つんぼ』になる。

(5) 太陽をみると眼がくらむように、強い光の出仕事をしていると眼をいためる。

(6) 明るさのたりない部屋で作業をしていると近眼になる。

(7) ゴミ、ホコリの出る仕事をしていると、呼吸器をいためる。

このように悪い環境、悪い作業方法についていると職業病になつたり、職業傷害をおこす。

2 どんな職業病があるか

(1) 作業環境條件に原因する職業病

- 病源生物
  - 水虫（製糸工）
  - 炭そ病（獸毛皮業牧畜屠業）
  - 黄たん出血性フピロヘータ病（炭坑夫）
  - 十二指腸虫病（炭坑夫、農夫）
- 有害液体
  - 中毒（ベンゼン扱工、酸扱工、製藥工）
  - 皮膚疾患（酸アルカリその他藥液扱工、ウルシ工）ガン（ある紡績工、テール扱工）
- 塵埃
  - 鉛中毒（印刷工、塗工、染料工、蓄電池工）
  - 皮膚炎あるひはハツシン（鐵線業者、獸毛皮業）ぜんそく（製材、纖維工）
  - ケイ肺（採鑛、石、鑄物、研磨、陶磁器工）
- 歯牙
  - 歯牙酸食（硫酸、硝酸等酸扱）
  - 癌（ひそ扱、煙突掃除夫、ガス工）
  - 金屬蒸氣熱（熔接工、鑄造工）
  - 水銀中毒（計器、科學實驗者、水銀劑製造）
  - ベンゼン中毒（染料製造工、塗工）
  - 二硫化炭素中毒（人絹工、ゴム工）
  - 硫化水素中毒（人絹工、下水工）
  - 一酸化炭素中毒（自動車運轉手、ガス工・製鐵工）
- 震動　血管神經症（さく岩、穿孔工）
- 音響　難聽（造船、鉄打、織布、製罐）
- 放射線
  - 眼球震とう症（石炭坑）
  - 肉腫（夜光時計業）
  - 生殖不能（X線療者）
  - 白内症（ガラス、鍛冶）
  - 眼炎（溶接）
- 異常氣壓
  - 山岳病（航空、登山）
  - ケイソン病（潜水、隧道工）
- 異常溫度
  - 神經痛（冷凍作業、隧道作業）
  - 凍傷（農夫、屋外勞働者）
  - 心臟病（火夫）
  - 熱中症

(2) 作業方法に原因する職業病

- 作業の不規則性
  - 不眠症（夜勤一發電所　郵便局員）
- 作業姿勢
  - 扁平足（紡績、製糸、車掌等立業者）
  - 肋膜炎（たる製作所、靴工）
  - 胃腸病（座業者、立業者）
  - 靜脈瘤（紡績、百貨店員等立業者）
  - 脊柱彎曲（かじ、文士）
- 運動不足　胃腸病（呉服員、會社員、學者）
- 作業過重
  - 肋膜炎（上肢作業者）
  - 胼胝（仲仕、章魚業、保線工、かじ工）
  - 月經異常（紡績、その他立業、過勞者）
  - ヘルニヤ（仲仕、重量扱者）
  - 近視（印刷、時計修繕）
  - 腐れん（書記、速記者、タイピスト）

3 どんな勞働死傷があるか

昭和24年度の産業災害

死亡	3,750件
重傷	572,000件

業種別	1,000人當り災害
土木	300人
荷扱	150人
金屬	100人
製材	90人
機械	90人

勞働者死傷原因別發生調（百分比）

昭和24年1月－12月　勞働省調査

原因別	死傷別	%
動力運轉災害	動力傳導裝置災害	2.03
	動力揚重機災害	1.98
	動力運搬機災害	2.62
	一般動力機械災害	10.92

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDS No.

作業行動災害	手動揚重運搬機災害	4.88
	手動機工具災害	6.95
	取扱運搬災害	30.01
	飛來崩壞災害	14.67
	撃突墜抜災害	9.34
	墜落災害	6.68
特殊危險災害	電氣災害	0.94
	電劇災害	1.30
	爆發破裂災害	0.61
	高熱物災害	3.24
雜原因災害	火事災害	0.08
	倒壞災害	0.13
	雜災害	3.62
合計		100.00

4 防止方法は

(1) 法規による防止方法

勞働基準法、勞働安全衞生規則を制定、これによつて産業災害と職業病を防止するための最低限度の基準をしめし、これ以上ない場合には罰則を設け、これにまちがいのないよう監督している。

(2) 法規にはどうした事がもられているか

使用者が責任をもつこと、勞働者の災害や職業病をなくするように、また勞働者はその目的につくつた規則は守ること。各事業場には、安全・衞生管理者をおくこと。安全・衞生管理者は責任をもつて管理の仕事をすること。危險な作業には、作業擔當主任者をおくこと。危險な作業には技能試驗合格者がつくこと。特別な作業には6カ月未滿の未經驗者の就業禁止、疾病者の就業禁止。なお特に設備の最低限度を具体的に示し防止している。

(3) 設備の改善による防止

建家は大きく、明るいものをつくり、通路を廣く機械類は作業の行程に從つて、順序よくならべ、機械や工具は良いものを使用し災害や病氣を防止しようとしている。

(4) 安全裝置による防止。

(a) といし車（グラインダー）には丈夫な覆(カバー)が必要である。

グラインダーはもろい性質のもので出來ているので回轉中破損すると大きな災害が起き易いからである。

(b) 丸のこ盤（製材用）には反ぱつ豫防裝置を取付けなければならない。

木材が回轉中の先齒に觸れるとか、木理、抜節等の關係で大きな力ではね返される災害が起ることがあるので、割刃と稱する安全裝置をとりつけ木材をひき割つた間隙がしめられる場合はクサビとして働きひき目を擴げて挽材がのこぎりを締めつけるくせをおさえ、また齒先に木材の接觸することを防ぐのである。

(c) 帶のこ盤、切斷に必要な齒部を除いて圍またはカバーをしなければならない。これは齒に對しての接觸危險と切れた場合の危險を防ぐためである。

(d) 壓機（プレス）プレスには衝撃的な作用によつて加工する機械で指先のけがが多いものであるこのような機械には安全裝置をつけるとか、手を使わずに道具によつて加工品の出し入れをするか手がはいらないようにするとか、あるいは根本的に加工品の送給を自動的にするとかして災害を防ぐことが必要である。

(e) 機械の齒車（ギャー）、調車（プーリー、動力を傳達するに用いるベルトのかゝつている車）接觸の危險があるものにはカバーをしなければならない。

回轉中の齒車や調車にかみ込まれたり巻き込まれたりする危險が多いからである。

(f) 調帶（ベルト）調車（プーリー）、床面から1.8メートル以內（普通の人の高さより少し高いくらい）にあるもので、接觸の危險があるものはカバーまたは圍をしなければならない。

回轉中に巻込まれたり接觸してけがをする危險が多いから。

(g) ベルトの繼目につき出た金物を使つてはならない。

ベルトの繼目金物に引つかゝつてけがをする例が多いからです。

(h) 車(軸シヤフト)に附屬する止め金具類は埋頭型のものか、または適當なカバーをしなければならない。

これは止めねじ、クサビ(キー)が突出して回轉し

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNBS NO.

ていると、それに引つかゝつたり、巻付かれる危険があるから。

(5) 教育による防止

作業別に安全衛生心得をつくり、その周知てつていに、安全週間を設けたり、衛生週間を設けたりして、やつている。

なお、技術の向上をはかるために技術教育を並行してやつている。

安全教育(社会科)指導案例

第 1 學 年

第1學期　うれしい1年生

1、入學式に參列しよう。——點呼。組分け。校長先生のお話し。校名、級名、先生のお名前を忘れぬようにしよう。

2、學校を回つていろいろな所を見學しよう。學校で氣をつけねばならないことを話し合う。

ア、二階の上り降り（おさないで右側を通ろう）

イ、廊下を走らぬように（廊下の角で突き當らぬよう氣を付けよう。）

ウ、鐵棒やロクボク等に先生の許しなく登らないようにしよう。

エ、學校の廊下、教室、運動場を歩いてガラス片さびくぎの出ている所はないか、その他危い所を見つけて修繕しよう。

オ、學校の電氣裝置、シヤツー等にさわらぬよう氣をつけよう。

カ、運動場で走り回つて人に突當つたりまた混雜した所では野球やナワとび等をやめよう。

キ、飲料水を正しく使おう。

ク、ケガをしたときの經驗を話し合い、どう處理するか考えよう。

ケ、家庭で父母が危險防止にどうしていられるかを話し合う。

3、通學途上での話し合い

ア、學校から家までの道順をきめよう。

イ、通學途上のいろいろな危險について話し合い注意すべき場所を砂箱を利用して示す。

ウ、道路通行上のきまりをきめる。（右側通行。ひろがつて歩かぬ。橫斷の注意。車に對する注意交通信號の見方。車道人道の區別。）

エ、交通訓練をする。

オ、踏切上の注意（斜斷機。信號機。信號標。）

カ、交通巡査から交通安全について話をきく。安全の映畫を見る。

キ、交通安全のポスターを見て感想發表。

第2學期　なかよしこよし

1、家庭での色々な遊びについて話し合う。

ア、まゝごと遊びをしたときの樣子を話し合う。

イ、まゝごと遊びをする。（道具をきめる。役割をきめる。場所の設定。食物の取扱い方、準備のときの清潔を觀察する）。

ウ、お客樣や親遊びを加える。

エ、まゝごと遊びにおける危險防止について話し合う。（小刀の使用法、ガラスの破片の取扱、陶器の破損、その他道具の破損）

オ、危い遊び、所を考えて自分のことは自分でやる習慣をつくる。

2、學校での遊び指導。

3、よい遊びと悪い遊びについて話し合う。——他人に迷惑をかけない遊び。衛生的の遊び。

4、道路上の遊びについて考える。（交通規則。安全道路、遊戲道路）

おまわりさん

1、町内の地圖に交番所を記入する。

2、交番へ行つておまわりさんと話し合う。

3、警察署へ行つて巡査の仕事を見學する。——ア、交通係（規則違反）。イ司法係(犯人の逮捕ウ、經濟係(ヤミの取締り)。エ、衛生係（ハツシンチフス等の傳染病取締り）。

4、統計表をつくる——ア、犯罪。イ、交通事故。ウ、傳染病發生數。

5、おまわりさんに協力する——ア、交通規則に違反しない（遊びの指導、自轉車2人乘禁止、安全巡視班に協力）。イ、防犯に盡力する（家の戸締り、留守をしない、隣近所との連絡協力）。ウ、傳染病の豫防。エ、ヤミ買の廢止。オ、警察官のいろいろの苦心談を聞く。カ、警察官への感謝日をつくる。（お禮の手紙、慰安の劇をする。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 NND 963001

おいしやちま

1、このごろの天氣をしらべよう。（雨が多くて外で遊べぬ）
2、梅雨の話を先生から聞いて、食物の腐敗しやすいわけを考える。
3、このごろの食物をしらべる。
4、1ケ月の病缺日數をしらべ、原因をさぐる。（病氣しらべ）
5、氣候と健康の關係を考える。（肌着のせんたくの指導をする。）
6、冬の氣候について話し合う——ア、冬にはどんな病氣にかゝりやすいか。イ、かゝらぬようにするにはどうすればよいか。
7、かぜを引いた時のことについて話し合う——ア、かぜを引いた時のからだの様子について報告する。イ、どんなにしてかぜを引いたか話し合つて考える。ウ、どんな子がかぜを引きやすいか。エ、校醫からかぜについて話をきく。オ、体溫計の見方の指導（体溫36•2—36•7、34—40を超えては生命危險）とその實施。
8、家に於ける防寒設備について——ア、暖い部屋にするには？（ストーブ、火ばち、こたつ、電熱、フロ）イ、木造建築と鐵筋建築のちがい。
9、冬の着物について——ア、夏から秋へのうつり變り。イ、冬の準備（草木の様子を見る）。ウ、厚着と薄着 エ、乾布まさつ。オ、ひび、あかぎれ、しもやけの處置。
10、公衆衛生について話し合う——
ア、かぜを引いた時の一般の人に對する注意。
イ、社會人としての衛生思想普及の重要性を知る
11、お友達の病氣見舞をする。
12、よい習慣をつけるよう實行する。
ア、身体、身のまわり、學校、學校のまわり、家等を清潔にする。
イ、用便のよいしつけをする。
ウ、セキの時、口を手か手ぬぐひでおさえる。
エ、日々の健康を維持するための行いを繪日記にあらわす。
オ、鉛筆、指等口に入れぬ。
カ、よい姿勢。
キ、通風室、窓の開閉。
ク、入浴の注意。

第3学期　　火の用心

1、火事を見たときの話し合い。
ア、おそろしい事、大變な損害であつたこと。
イ、何がもとで起りどんな風に燒けたか。
ウ、一年間にどの位火事があつたか、原因は何か消防署できく。
2、火災豫防について考える。
ア、お父さんやお母さんがお家で危險を防ぐにどうしておられるか話し合う。
イ、學校や家庭で氣をつけねばならぬことを話し合う。（ランプ、電氣裝置、七輪の殘火など）
ウ、火災ポスターをかいて見たり火事について綴方をつくる。
3、火災訓練をする。
ア、火災の時報知する方法を考えたり聞いたりする。
イ、飲用水の正しい使い方。
ウ、防火訓練の非常口を覺える。
エ、消防署の人に話しを聞く。
4、有事の際の必掛けについて話し合う。
ア、日常品のせいとん。
イ、寢る前に衣類のせいとん。

第2學年

第1学期　　私のからだ

1、お友達の缺席病氣しらべ（日數、原因）グラフに記入する。
2お友達への見舞をする—もつて行くもの、もつて行く人をきめる。
3、お家の人々のかゝつた病氣をしらべる（春、夏、秋、冬）。
4、病氣の原因をしらべる。どんな手當をすべき話し合う。
5、病氣をしたときのお家の人々の様子（心配と感謝）
6、どんな藥を常備しているか。表にしておいて箱にはりつける。
7、かかりつけの醫者名、所をしらべ、町内の醫院を繪地圖であらわし所要時間を記入。
8、醫院の看板を繪にかく（内科、外科、小兒科婦人科、皮膚科、齒科、眼科、耳鼻咽喉科。）

9、病院見學をし、病院の様子をきく。
10、けがについてしらべる。
ア、けがをする場合を話し合う（家、學校）
イ、やけど。
11、友達の最近の大きな怪我について、反省會を行う。
12、消毒藥について學校技官からきく。
13、歯科醫、眼科醫から話を聞く——歯ブラシ訓練をする。
14、衛生檢査をする——つめをきる、ハンカチ、手ぬぐいの檢査。
15、四月にはかつた身長、体重、胸圍のグラフをつくり、一年生のときとくらべる。
16、間食、偏食について話し合う。

電車ごつこ

1、遠足や旅行について話し合う。
ア、どこへ。
イ、だれと。
ウ、どうして。
2、乘りものについてしらべる、ア、電軍、汽軍自動車の繪を集め型の新舊を考える。
3、驛、停留所へ行つて見たことを話し合う。
4、乘車について話し合う。
ア、よい乘車方法。
イ、正しい通行方法。
5、電車に乘つたときの注意について話し合う。
ア、ハンドルに觸れぬ。
イ、ドアーエンジンに觸れぬ。
ウ、行儀。
6、電車ごつこをする
ア、切符のこと。
イ、驛の仕組。
ウ、發着。
エ、從業員。
オ、規則（並んで乘ろう、おしたり割り込まぬ、無理乘りはしない、飛乘り、飛降りをやめる、車外乘車の禁止、老幼をいたわる、プラットフオームの白線内に立つ、運轉臺にたゝぬ、荷物の紛失をさける。

第2学期　　遊　び

1、私たちの毎日の遊びについて話し合う。
2、川遊びについて話し合う
ア、計畫（準備、目あて、交通上の注意）
イ、川遊びの工夫（池をほる、魚や貝や虫をとる。さゝ舟をながす、水車をつくる、砂遊びをする）
ウ、遊泳上の注意（すべらぬように氣をつける。流れの早さに氣をくばる、春や秋には身をひやさぬ）
エ、海水浴の注意（入水時間、入水場所、遊泳時の注意。同行者。耳に水を入れぬ、整理準備体操をすること。）
3、山遊びについて話し合う。
ア、山登りの目的と計畫（準備、服裝、同行者）
イ、危險防止（輕擧せぬ、毒虫、毒草、危險場所）
4、野遊びについて話し合う。
ア、花つみについて經驗を話し合う。
イ、危險な場所（野井戸等）に氣をつける。
ウ、毒虫、毒草に氣をつける。
5、火遊びについて——花火遊びにおける注意。
6、浮浪兒について話をきく——（浮浪兒數）收容所、職業。

お　　店

1、食料品店や食料配給所見學。
ア、どんな品物があるか。
イ、どこで出來るか。
ウ、どうして配給されるか。
エ、價格は。
2、店の美化について。
ア、臺やたなの工夫。
イ、商店の陳列。
ウ、廣告方法。
エ、衞生方法、（ハエをさける、腐敗をふせぐ、ほこりのかゝらぬよう。）

第3学期　　火の用心

1、消防署の人々を招いて話しをきく——火のみやぐら、消火自動車、消火報知機（付、電話のかけ方）
2、火の歷史について知る。
ア、昔の人のくらし。
イ、火の發明と文化。
ウ、もえる火ともえぬ水。
エ、大切な火と恐ろしい火。
3、火事の原因——殘り火、こたつ、焚火、火遊

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNBS NO.

び等の注意。
4、火事を見たらどうするか話し合う。
5、火災訓練
ア、どうして逃れるか。
イ、被害をどの程度にくいとめるか。
ウ、やけど。
6、夜まわりとポスターの作成。
7、統計表を考える。昭和21、10——22、5

		全燒	損害 千万円	原因
(1)、22.4	長野縣飯田市	4100	150	煙突
21.12	和歌山縣新宮市	2398	100	地震
22.4	茨木縣那河町	1134	20	焚火
20.11	青森縣川原町	711	8	煙草
22.4	茨木縣那珂	233	14	弄火
22.1	富山縣岩瀬町	243	2	かまど

2)、火を出さないようにするには（火遊びをしない、かんてきに石を敷く、たばこをすてぬ）
3)、火が出たときはどうする（油等のある所へ火を近づけぬ、水をかける）
(4)、我が身が危いときはどうする（煙につゝまれた時は風上へ逃げる。2階のときは）
(5)、風が出たり、空氣が乾くと、出火しやすいから、防火準備をし、外でたき火をしたり、煙草の吸がらをすてぬ。
(6)、倉庫（石油、ガソリン等）の禁煙、火氣嚴禁の立札を見てどう思うか。
(7)、セルロイド製のおもちやを火に近寄せぬ（きはつ油、アルコール等も同じ）

第 3 學 年

第Ⅰ學期　町の安全

1、最近どんな事件がよく起つたか調べよう。
（新聞、ラジオにて知つたことを毎日記入。）
2、調査の結果をまとめてグラフにする。（私たちの町、區または町、郡全体または都市に分け
3、我が身の安全をおびやかす原因を話し合う。

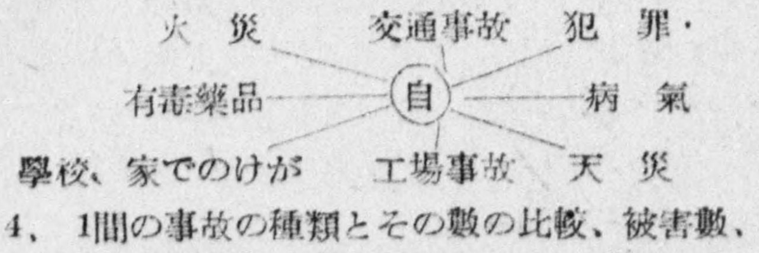

4、1間の事故の種類とその數の比較、被害數、事故と氣候との關係をグラフにし、繪巻物にする。
5、わが身の安全を如何にして圖るかを考える。
6、どんな所で遊んだらよいか（室外、室内、道路上）
7、その缺點、長所はどこか話し合う。
8、危險な場所（河や池、野原、道路上の危險地域）をしらべ立札を立てよう。
9、道路上での遊びについての可否を話し合う。
——遊戲道路の明示。
10、どんな遊び道具があるかしらべよう。
11、花火、藥の取扱。
12、安全巡視班をきめて校内を回ろう。

食　　物

1、配給物の種類價格表をつくる。
2、輸入物資（カン詰、粉乳等）の種類やその保存方法、衞生狀況をしらべる。繪で示す。
3、學校給食の理由を話し合う。
ア、學童体格表の戰前、戰後の比較。
イ、進駐軍の好意が日本食糧問題解決の鍵であることを知る。
ウ、缺配遲配の學童の榮養に與える影響、偏食の身体に及ぼす影響を知る。
エ、外人と日本人のカロリー攝取法のちがい。
4、給食する場合の作法や注意事項を考える。
ア、自主的にするには配給法をどうすればよいか
イ、衞生上どんな點に氣をつけるか。
ウ、用具の處理。
エ、作法。
5、氣候と食物との關係——付「梅雨と食物」
6、かびを生じたり、腐敗したりする原因を本でよむ。
7、中毒について話し合う——アイスキヤンデーの作り方を見て、衞生狀況をしらべる。
夜、身体をひやす飲物をのむことの注意。
8、カ、ハエ、ネズミの驅除法を考える——ハツシンチプスとネズミ、しらみ。
9、大清掃について話し合う——
ア、掃除分擔をきめる。
イ、最も注意すべき箇所の決定。
ウ、修理すべき箇所をさがす。
エ、クギが出ていないか、破損している所はないかしらべる。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNBS NO.

オ、電線の被覆箇所をしらべ處置を講ずる。
10、カ、ハエ、驅除のポスターとハエとりを實行する。（水たまりを清潔にする）

第2學期　のりものしらべ

1、町の交通要所に立つて1日の交通量をしらべて、午前7時から午後7時まで1時間毎に記入。——歩行者、牛馬、人力車、自轉車、荷車（荷物の有無）牛馬車（荷物有無）リヤカー、サイドカー、バス、自動車、トラックの上り下り。
2、乘物の種類をしらべ事故發生の箇所または發生すべき可能性ある所をしらべ立札を立てる。
3、事故發生原因をグラフにする。
4、事故防止について話し合う——
ア、整列乘車。
イ、無理乘り禁止。
ウ、飛のり飛おり禁止
エ、車外乘車禁止。
オ、老幼婦人をいたわる。
カ、ホームにおける白線内整列。
キ、荷造の完全。
ク、荷札の完全。
5、交通信號について——
ア、信號機、シヤダン機。
ウ、交通巡査のてぶり。
エ、自動車の合圖。
6、正しい乘車法、正しい通行方法について話し合う。
7、近くの交差點に出て實施訓練をする。
8、交通事故統計をしらべる。表を見て感想發表

川　と　船

1、私たちの町を流れている川をしらべる。
2、私たちの町を流れている川の名を地圖に記入する。橋の名を地圖で調べる。
3、川や池での遊び危險防止——とんぼつり、水泳、魚つり、ボート遊び。
4、港に出かけ港灣設備を見學し危險防止にどんな事をしているか見る。
5、船にのつて船の構造をしらべ、機械取扱いに注意すべき點をたずねる。
6、船の交通事故防止について話しをきく
ア、ブイ。
イ、燈台。
ウ、淺瀨。
9、遭難のときの乘客の處置について話しをきく——救命袋、ボート等。
10、氣象と海上交通の關係をきく——警報。

第3學期　あらしと地震

1、台風の發生について本でしらべたり、測候所のおじさんから聞く。
2、1年間にどの位台風が起こるだろうかを調べる（新聞、ラジオにより）
3、二百十日、二百二十日のわけをしらべる。
4、台風による被害をしらべる。
ア、被害の種類。
イ、被害地。
ウ、損害額。大正6年東京地方昭和9年關西大風害
10年東京地方　21年關東大風害
5、あらしの害、大水の害をいかにしてふせぐか話し合う。
ア、ラジオ、新聞により台風の進路を知り天氣豫報に氣をつける。警報發令。
イ、台風襲來のときの注意（雨戸、ヘイ、木等にささえ棒をする。屋根の修理）
ウ、大水、津波襲來の注意（海岸地域には大波が起るから舟を上げておく。川のまがつた地點や海岸に堤防をつくる。）
6、風の速さについてしらべる。
7、地震の發生回數（最近10年間の大きな地震）とその地域をしらべる。

大正12. 9. 1	關　東	死99331	倒128266
昭　2. 3. 7	京都奥丹後	死3017	
昭　8. 3. 3	岩手縣	死2986	
昭　21. 1.13	愛知縣	死1961（もつと多い）	
昭　21.12·21	南　海	死1330（もつと多い）	
昭　23; 6.28	福井縣	死5575（もつと多い）	

8、地震のため、どんな害を受けたか話し合う——家の倒壊、火災、水道破損、橋、鐵道の破損通信の停止、山くずれ、山つなみ、斷層、地われ
9、津波に對する處置——海岸における堤防見學——防風林、防波堤。
10、地震に備えての話し合い——火を起しやすい

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNBS NO.

上下動のとき飛び出すとあぶない。石とうろう石べいの傍へ行かぬ、地割れに注意、水道破損、防火準備、被災後の傳染病に氣をつける。

停　　電

1、停電したときのようすを話し合う

ア、停電したとき困つた實例を話し合う。

イ、停電したときの打開策と照明方法について話し合う。（ランプ、バツテリー、カーバイド等）

2、變電所、配電所を見學し停電理由をきく。

3、停電中の危險防止について話し合う。

ア、ランプの倒落。

イ、バツテリー充電過多、ローソクの倒れ等。

4、電氣使用上の注意を話し合う。

A、危險防止

ア、雨降りの時やフロ場やせんたく場等でからだがぬれたままで電氣にさわらない。

イ、水浸になつている電線にふれない。

ウ、高壓線にタコをひつかけない。——感電した人の救助には必ず長い竹の棒に乾いた布をまきつけ電線をはらいのける。

B、火災發生の危險

ア、コードが古くなり被覆がやぶれて裸になつている時。

イ、コードがもつれてこぶをこしらえている時。

ウ、安全器のヒユーズにむやみに太い銅線または鐵線を代りに入れた時。

エ、二本の電線にぬれたせんたく物をかけたりすると漏電して火事となる。

オ、粗惡な電球や器具を使つたときも同樣危險である。

5、高壓線と低壓線の區別と危險防止。

大阪市北區浮田町八七番地
財團法人　安　全　協　會

定價三十五圓

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNBS No.

INDEX

DATE	TO	SUBJECT
1 Feb 50		Establishment of the Safety Council on Prefectural Level
19 Mar 50		Proposed Agenda for a Section Officers Conf. on Safety
30 Dec 49		Special Safety Program
"	Chief, KCAR	Special Safety Program
16-30 Nov 49		Safety Ed. Weeks
29 Nov 50		Safety Ed. Conf.
16-30 Nov 50		Safety Ed. Weekw in Osaka Pref.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNSS NO. [illegible]

For your information, Mr. Austin

Safety Education Weeks in Osaka Prefecture

In order to promote Safety Education, "Safety Education Week" is held under the joint sponsorship of Prefectural School Board and Municipal School Boards in the prefecture.

1. Period: November 16 - November 30 1950

2. Extent: Public & Private U.S.S., L.S.S. and P.S. children in the prefecture

3. Supported by: Osaka Prefecture and City Governments, National and Municipal Police, Osaka Labor Standard Bureau, Prefectural School Hygine Promotion Association, Fire Bureau, and Safety Association

"Safety Education Weeks" is being carried on in the following manner and through the children their parents will be educated:

1. Safety Education within school.

2. Safety Education without school.

3. Safety Education centered around home.

4. Report on the activities during the weeks is requested to be submitted to Prefectural School Board.

Jr 17

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNSS NO. [illegible]

9

Safety Education Conference
Sponsored by Osaka Prefectural Safety Council
Prefecture and City Boards of
Education

DATE: 29 November 1950 (Wednesday)

PLACE: Osaka YMCA

1300 Opening address by Prefectural Board of Education

1305 Address by Governor

1310 Lecture by CAR Officer

1340 Lecture by Mr. Kiichi Minaura, President of Safety Association

1410 Panel Discussion

- 1410 Home Safety - Mrs. Suzuko Kono, President, Osaka YWCA
  Miss Watermann, Manager of Mido Civil Hall
- 1430 Traffic Safety - Mr. Fujisawa, Chief of Traffic Department, Osaka City Police
- 1440 School Safety
- 1450 Disaster Prevention - Mr. Takata, Chief of Prefectural Disaster Prevention Section
- 1500 Question and answer

1530 Resolutions

1535 Closing by City Board of Education

1545 Movie

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNDS NO.

昭和25年度秋季安全教育強調期間

「安全教育大会」プログラム案

とき　11月29日（水）
ところ　大阪Y.M.C.A講堂

13.00	開会の辞	大阪府教育委員会
13.05	挨拶	大阪府知事（会長）赤間文三氏
13.10	講演	近畿民事部
13.40	〃 〃	安全協会長　三村起一氏
14.10	研究討議会	（パネルディスカッション）
14.10	家庭と安全	大阪Y.W.C.A会長 河野須壽子氏 ミドウ社会館主事 ミス・ウオータマン
14.30	交通安全	警視庁交通部長 藤沢言雄氏
14.40	学校安全	
14.50	防災について	府防災課長　高田竜雄氏
15.00	質疑応答	
15.30	決議	
15.35	閉会の辞	大阪市教育委員会
15.45	映画	
	「人間の生長」	
16.30	解散	

主催　大阪府安全委員会
大阪府、大阪・堺・岸和田市教育委員会

目的 { 学校教育における安全教育
学校自体の安全

DECLASSIFIED E.O. 12033 SECTION 3 402/NNBS NO.

教委保第三〇二号
昭和二十五年十一月十日

大阪府安全委員会長　赤間文三
大阪府教育長　浜田成政

各講師
役員　殿

昭和二十五年度秋季安全教育大会
講師、役員依嘱について

このたび別紙の通り実施されます昭和二十五年度秋季安全強調運動の一環として開かれる標記大会の講師（役員）として貴殿をお願いしたく思いますので、なにとぞ御承諾のうえ何分の御高配を賜わるよう御依頼申し上げます。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDS No.

教委保第三〇二号
昭和二十五年十一月二十日

大阪府安全委員会長
大阪府、各市教育長

各高・中・小学校長 殿

「安全教育大会」実施ならびに期日変更について

さきに通知した昭和二十五年度秋季安全教育強調期間の実施要領(三)によるご標記大会を、都合により期日変更のうえ左記のとおり実施するにつき、貴校安全教育関係教官ならびに生徒・児童およびP・T・A役員の参加方につき配意相成りたい。

記

一、とき　昭和二十五年十一月二十九日(水)
午後一時～四時

二、ところ　大阪キリスト教青年会館(Y・M・C・A)講堂
〃下図参照〃　大阪市西区土佐堀通二丁目十二番地

三、内容　大阪市教育長開問会の辞・知事、市長あいさつ。
近畿民事部講演。
研究討議会。
映画、最新着総天然色「人間の成長」その他。

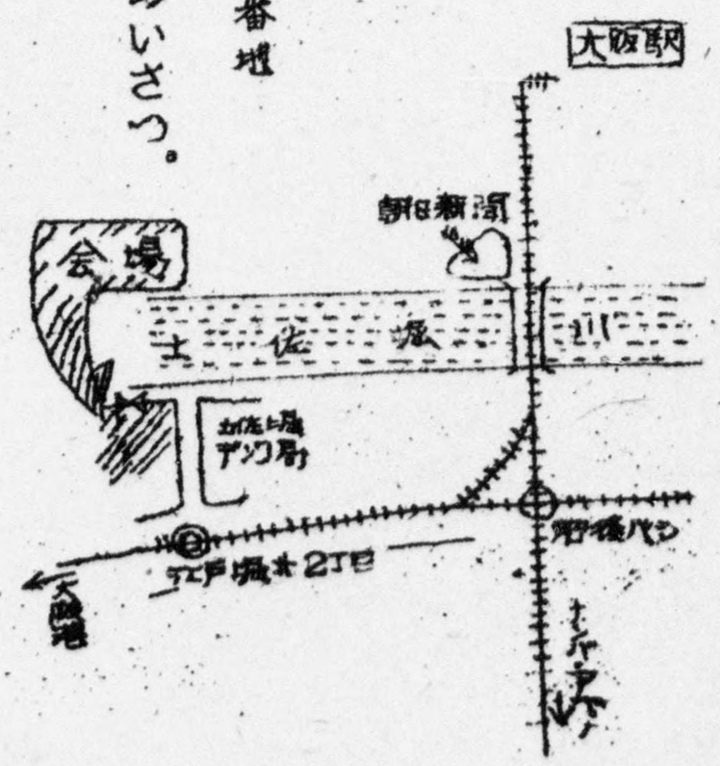

DECLASSIFIED E.O. 11652 SECTION 3 (E)(2) NARS DATE 12/31/75

昭和二十五年度 秋季安全教育強調期間實施要領

一、目的　十一月は前月にひきつづき各學校において体育大會、文化祭及び遠足、修學旅行等の校内行事がよく行われ、又火災その他いろ〳〵の災害事故の多い年末冬季をひかえた月でもあるので期間中の無事故を期し、あわせていろ〳〵の安全運動の根本をつちかう安全教育の振興をはかるため生徒、兒童を對象にしていてはそれらを通じてP・T・A、各種團体、家庭等に及ぼして、府民の安全思想の高揚をはかるため本期間を設定する。

二、期間　昭和二十五年十一月十六日から十一月三十日まで十五日間

三、範圍　大阪府下の公私立高等、中、小學校生徒、兒童

四、主催　大阪府、各市教育委員會、大阪府安全委員會

五、後援　大阪府、大阪市、國警大阪府本部、大阪市警視廳、大阪勞働基準局、大阪府學校衛生振興會、財團法人安全協會

六、主催者の實施事項

(1)報導機關、印刷物、興行場スポットアナウンス等による趣旨宣傳の總合的企畫、實施にあたること。

(2)『大阪府安全教育大會』の開催

(3)防火質問書の配布收集

(4)『大阪府安全教育指導要領』の改訂發行

(5)安全期間プログラムの組み方についての相談、安全運動方法の實際的指導講師の派遣斡旋（別注、この項は『例えば』として入れること。）

(6)各專門部門との連絡協調及それらと各學校との連絡斡旋に努めること（例えば警察消防）

(7)各學校の企畫實施に協調すること及びその効果的活動を促すべき適當な手段をとること。

期間に關する調査、報告、表彰等の事務にあたること。

七、各學校の實施事項並に注意事項

(1)計畫は學校と生徒兒童が共同して立案し、その實施に萬全を期すること。

(2)生徒兒童の安全班（衞生）の自主的な活動を促進するようにし、未組織のところはその結成につき指導協力すること。

(3)P・T・A及び地元の婦人團体、日赤奉仕團、青年團等の協力を求め、或はそれらの團体、家庭への趣旨徹底につとめること。

(4)地元の警察署、消防署等の關係官公廳と連繫を保ち、その指導協力を受けること。

(5)期間中の行事は地方及び學校事情に應じて、なるべく週別行事或は旬に重點をおいて日次計畫をたてい實施すること

(6)いろ〳〵の行事、教材等に『安全』のことを織込むようにする。

(7)すべて兒童生徒に興味を持たせるように計畫し『安全』に對する關心から實踐研究にまで進むよう指導するようにすること。實施内容としては次のような事項が考えられる。

A學校内

イ、教室、運動場のほか校舍内の清掃、整理整頓。

ロ、運動器具用具の點檢、補修。

ハ、通路、階段、手すり等の點檢、補修

ニ、電氣、ガス施設の點檢。

ホ、危險、有害性物品の貯藏、取扱いの檢討。

ヘ、火災等防止報知施設の點檢整備。

ト、作業場のあるところはそれについての各注意。

チ、その他。

B學校外（登校、下校時野外生活、遠足、修學旅行）

1、交通關係法規の熟知遵守と交通道德の高揚。

交通信號を守ること、交通標識に從うこと、對面交通（歩行者右側通行）の實踐徹底、斜の横斷禁止—横斷道路の利用、踏切の一旦停止、進駐軍等スピードある乘物に對する注意（このことは却つて郡部の交通閑散地方に於て事故の發生が多い）多人數が横に列んで歩かぬこと、『馬車、荷車を追つかけたり、つかまえたりすることをやめること』

2、乘車、下車時の指導

押し込んで乘車したりしないこと—倒れたりフォームとの間にはさまつたりする事故がよく起る—窓から手や首を出さぬこと、なるべく電車の最前方又はドアの附近に立たぬこと、座席の買占めをやらぬこと等。

3、自轉車利用時の注意

左側通行、車道通行の勵行、横隊行進の禁止、前車追拔き禁止、道路横斷の注意、車体の點檢、子供貸自轉車利用に關する指導、通行禁止區域に入らぬこと、夜間の燈火必備等。

4、道路上のスポーツ遊戲をやめること、—遊戲道路の設定、小運動場の多數設置、その安全管理。

5、マンホール、溜池、野井戸等危いところへ立ちよらぬこと、特にマンホールにおいては破損した蓋の補修、又野井戸には蓋の設置が必要である。

6、遠足、登山、修學旅行等の場合、高所から岩石を落下さすこと、岩登り崖、溪谷、瀧、吊り橋、一本橋等の場所では絶對禁止、特に注意すること、天候、氣象等に充分注意して無駄な日程を組まぬこと。食いすぎ、飲みすぎ、寢冷え、衞生救急に充分の注意手配を加えること。特に女子の生理的特性に注意すること。團体生活のエチケット特に男女間の友情の善處に留意すること。

C家庭を中心とした安全

1、家屋内の整頓—物のおき場の一定、使用すみのもの、跡仕末、危險物品の完全保管、隔離、家具架設物の合理的配置と安全的配慮、出來れば子供專用或は自由に使用できる部屋をきめてやること。

2、身の回りの清潔衞生

3、手洗いうがいの勵行、ハンカチーフ、はな紙の常時携行。

4、危い遊び、不健全な遊びを禁止—早寢、早起の勵行、家族揃つての体操。

5、火氣に特に注意する—火を弄つたり、物を燃やしたりすることを嚴禁すること。

6、その他前記A、Bについても家庭とは密接な連絡協調を得るようにすること。

八、實施報告

期間中の實施内容成績を左によつて報告されたい。

A形式は自由なるも左記の各項を記載すること。

1、學校名　2、校長名　3、安全主擔教官名（一人と限らぬ）

4、安全班組織の有無　5、安全班の内容（創設年月日、班員數、班代表者名、主な仕事その他）　6、期間實施の指導計畫大綱　7、期間中の實施行事（各行事毎に月日、參加者數、年級批評等記載すること）　8、十一月の事故調査（事故數、原因、場所、程度等期間市及び期間前に分けて記入すること）　9、備考（感想批評ほか右各項以外の事項について）

B、締切、提出先

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDS No.

安全期間實施計畫の作り方について

安全運動期間中の行事實施に關しては（一）の七においていろいろと說明しておいたが要は各々の學校が自主的に實施計畫をたてゝ期間後にも通ずるような教育的効果を最大限にあげることがその眼目であるがその實施方法の一つとしては期間中に適宜安全週間を設けて本運動の趣旨の徹底をはかることも効果的だと思う。一例をあげると、

第一日　整理整頓の日　第二日　設備補修の日　第三日　通學安全の日第六日　家庭協力の日　第四日　救護避難訓練の日　第七日　反省發表の日

方法としては講話、研究會、劇、紙芝居、映畫會、幻燈、調査討論會、移動展、ポスター標語の作成、その他を適宜おり込み活用すればよいが、すべて安全運動に關する生徒兒童の實行手段は決して難しいことを要求しているのではなく、手近なところから始めると學校がよくなり、安全が守れるのだという觀念を與えなければならない。

例えば運動場の石コロやゴミを取りのぞき、凹みに土を運んだり、溝蓋を修理する。通路においてある物品を片づける、清掃危險物の仕末等二三人で短時間でやれるようなことを自發的にやるような示唆を與えることが大切である。前記の週間日割行事もこの様な考えから實施すると効果があることゝ思われるなお期間中に利用する標語等は新しいものもよいが、今までのものでよいものを繰り返して活用するということも必要と思われる。

大阪府安全教育大會大綱

（別途詳細通知する）

一、期　日　昭和二十五年十一月廿九日（水）午後一時―四時

二、會　場　大阪キリスト教青年會館（Y・M・C・A）講堂

三、內　容　講演、研究討議會、映畫その他

四、參加者　各高、中、小學校『安全』擔當教官『安全班』生徒兒童、P・T・A等一校あて三名以上

防火質問書の配布

三、防火質問書は、ひいては兒童を通じて學校―家庭における災豫防の普及徹底を圖る趣旨でもあるのでこの點に留意されたいこと。

四、別紙『大阪府消防統計』を參照するほか消防署、消防團との連絡を密にされたいこと。

五、答案は十一月二十五日までに優秀なものを一校一種選定して同案三枚をそれぞれ各市教委、市役所、府教委郡出張所を通じて大阪府教育委員會事務局保健體育課あて送付されたいこと。

國家消防廳より送付され、大阪府民生部防災課と協力して本質問書を各校に配布し、その刊行の趣旨の徹底をはかろうとするものであつて、次の各號の事項に御留意の上、これを實施されたい。

一、防火質問書は中、小學校生徒兒童に對して所揭設問の答案をもとめるものであるか、その間生徒兒童に防火思想をしん透されるとともに消防（消防署及び消防團）に親しませ、これを理解させ、ひいては自主的に協力させるように指導されたいこと。

二、防火質問書は、その配布枚數が少ないので、設問は學級課題とする等自由なプランで有効に利用されたいこと。

A學校內

イ、教室、運動場のほか校舍內の清掃、整理整頓。
ロ、運動器具用具の點檢、補修。
ハ、通路、階段、手すり等の點檢、補修
ニ、電氣、ガス施設の點檢。
ホ、危險、有害性物品の貯藏、取扱いの檢討。
ヘ、火災等防止報知施設の點檢整備。
ト、作業場のあるところはそれについての各注意。
チ、給食、衞生厚生關係施設の點檢とその整備、關係者の健康診斷勵行。
リ、緊急避難、救急處置の訓練。
ヌ、救急用具の點檢整備。
ル、安全規律の作成勵行。
ヲ、安全思想の向上に資する行事の實施。
ワ、優良者、功勞者の表彰。
カ、衞生教育の實施。
ヨ、不良遊びの禁止とよい遊びの指導奬勵。

A學校內

イ、教室、運動場のほか校舍內の清掃、整理整頓。
ロ、運動器具用具の點檢、補修。
ハ、通路、階段、手すり等の點檢、補修
ニ、電氣、ガス施設の點檢。
ホ、危險、有害性物品の貯藏、取扱いの檢討。
ヘ、火災等防止報知施設の點檢整備。
ト、作業場のあるところはそれについての各注意。
チ、給食、衞生厚生關係施設の點檢とその整備、關係者の健康診斷勵行。
リ、緊急避難、救急處置の訓練。
ヌ、救急用具の點檢整備。
ル、安全規律の作成勵行。
ヲ、安全思想の向上に資する行事の實施。
ワ、優良者、功勞者の表彰。
カ、衞生教育の實施。
ヨ、不良遊びの禁止とよい遊びの指導奬勵。

（1）計畫は學校と生徒兒童が共同して立案し、その實施に萬全を期すること。

（2）生徒兒童の安全班（衞生）の自主的な活動を促進するように、未組織のところはその結成につき指導協力すること。

（3）P・T・A及び地元の婦人團体、青年團等の協力を求め、或はそれらの團体、家庭への趣旨徹底につとめること。

（4）地元の警察署、消防署等の關係官公廳と連繫を保ち、その指導協力を受けること。

（5）期間中の行事は地方及び學校事情に應じて、なるべく週別行事或は週又は旬に重點をおいて日次計畫をたてい實施すること

（6）いろ〳〵の行事、教材等に『安全』のことを織込むようにする。

（7）すべて兒童生徒に興味を持たせるように計畫し『安全』に對する關心から實踐研究にまで進むようにすること。實施內容としては次のような事項が考えられる。

八、實施報告

期間中の實施內容成績を左によつて報告されたい。

A形式は自由なるも左記の各項を記載すること。

1、學校名　2、校長名　3、安全主擔教官名（一人と限らぬ）
4、安全班組織の有無　5、安全班の內容（創設年月日、班員數、班代表者名、主な仕事その他）
6、期間實施の指導計畫大綱
期間中の實施行事（各行事毎に月日、參加者數、年級批評等記載すること）
8、十一月の事故調查（事故數、原因、場所、程度等期間市及び期間前に分けて記入すること）
9、備考（感想批評ほか右各項以外の事項について）

B、締切、提出先
府、私立高等學校、
國立中、小學校→大阪府教育委員會事務局保健体育課社會体育係（二通）

十二月十五日まで
大阪市立高、中、小學校大→阪市教育委員會事務局各區出張所（四通）
堺、岸和田市立高、中、小學校→各市教育委員會事務局社會教育課（三通）
ほか各市立高、中、小學校→各市教育課（三通）
郡內中、小學校→府教委郡出張所（三通）
〃
〃
〃

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNBS No.

Mr. Otsuka, Vice-Governor
Mr. Kiichi Nomura, Pres. of Safety Assn
Speakers at Safety Ed Conference
Osaka YMCA, 29 Nov 1950.

Sponsors:
Pref Govt
Pref. Sch Bd
City Sch Bd

Safety Education Weeks

(Nov. 16 - Nov. 30)

I. The soonsors will take up the following matters:

1. Campaign through information organs, publication, shows & etc.
2. Osaka Prefectural Safety Education Conference.
3. Publication of the revised edition of the handbook of "Safety Education".
4. Distribution and Collection of Questionairs regarding "Fire Prevention".
5. Coordination and cooperation with special departments concerned, the establishment of close relationship between schools and the depts.
6. To cooperate with schools in their developing the programs.
7. Investigation, report and commendation will be done by the sponsor.

II. The following ideas will be taken in their programs at respective schools:

1. The program will be made by the school authorities and the children.
2. To promote the autonomous activities of children or students in charge of "Safety", and give guidance in organizing "Safety Group" where there is no such group in existence.
3. To seek for the cooperation of PTAs, Women's organization, Red cross, Seinendan and infiltrate Safety ideas to their homes also.
4. Be in close contact with the police station and fire stations and other agencies concerned and get their guidance and cooperation.
5. The program will be so made that it will meet the particular situations of respective communities.
6. To make utmost efforts to have "Safety" ideas in instruction materials and others.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNSG No.

7. To make the program in such a manner that the children will take interest in "Safety" and try to lead the children so that they will put "Safety" into practice.

8. Suggested items for the content of the program.

a. Cleaning of classrooms and ground, orderliness.

b. Checking and repairing of equipments.

c. Checking on the staircases and passages.

d. Checking on gass and electric apparatus.

e. Checking on the storage and handling of dangerous and harmful things.

f. Checking on a fire-bell.

g. "Safety" in the workshops in case they have.

h. Checking on School Lunch, sanitation and health.

i. Drill in "disaster escape" and first aids.

j. Checking on first aids materials.

k. Making and enforcement of Safety regulations.

l. Programs for helping the promotion of "Safety".

m. Encouragement and enforcement of health education.

n. Prevention of delinquent plays and encouragement and guidance in healthy plays.

III. Outside Schools:

(On the way to and from the school, out-door activities, field trip and school excursion)

1. Observance of traffic regulations and promotion of traffic morality.

2. Caution in getting in and out of the car.

3. Caution in riding a bicycle.

4. No play on the street.

5. Beware of manholes, and deserted wells.

6. Cautions in climbing hills and mountains.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 NND NO.

IV. "Safety" centered around homes:

1. Orderliness, storage of dangerous things and etc. at home.
2. Cleaning of hands, handkerchieves, gargling and etc.
3. Prevention of unhealthy playing, encouragement of keeping early hours.
4. Caution in handling fire and etc.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNDS NO.

健康と安全

冬のけんこうと安全

大阪府安全委員会編

（大阪府教育委員会事務局保健体育課内）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNBS NO.

安全教育パンフレット發刊に當って

大阪府教育委員会事務局保健体育課長 岩野次郎

民主的な明朗で平和で安定した社会を建設する基本的條件は，社会の安全にあることはいうまでもない。しかし私達の社会には不注意と故意により種々の不安定があり，若い生命が不用意に失われて行くことが多い。教育者はもちろんP. T. A. も社会も国民1人1人もお互に生命の安全確保にもつと注意し，純眞無クな生徒・兒童を災害から守り，身心の健全な発達をはかることに一そうの努力をしなければならない。こうしてこそ文化の香りの高い日本が育成されて行く。今回安全教育に熱心な各委員の協力により從來の大阪府安全委員会編著の指導要領を，漫画を主体として，その眞髄をまとめ発刊する。

この安全教育パンフレットは，生徒・兒童の安全教育に資する点が大きいことを疑わない。この安全教育パンフレットにより，これを教育の場において実踐し，「安全」への習慣，態度を養い，日本国民の良い性格となり，事故なしの国となることを望んでいる。

もくじ

はじめに……（1）
冬の清潔……（2）
冬の病氣……（4）
結核にまけないために…（6）
冬のきもの……（7）
冬のたべもの……（8）
冬の空氣……（9）
冬のあそび……（11）
冬のれいぎ……（12）
こんなコトは……（13）
冬の火事……（16）

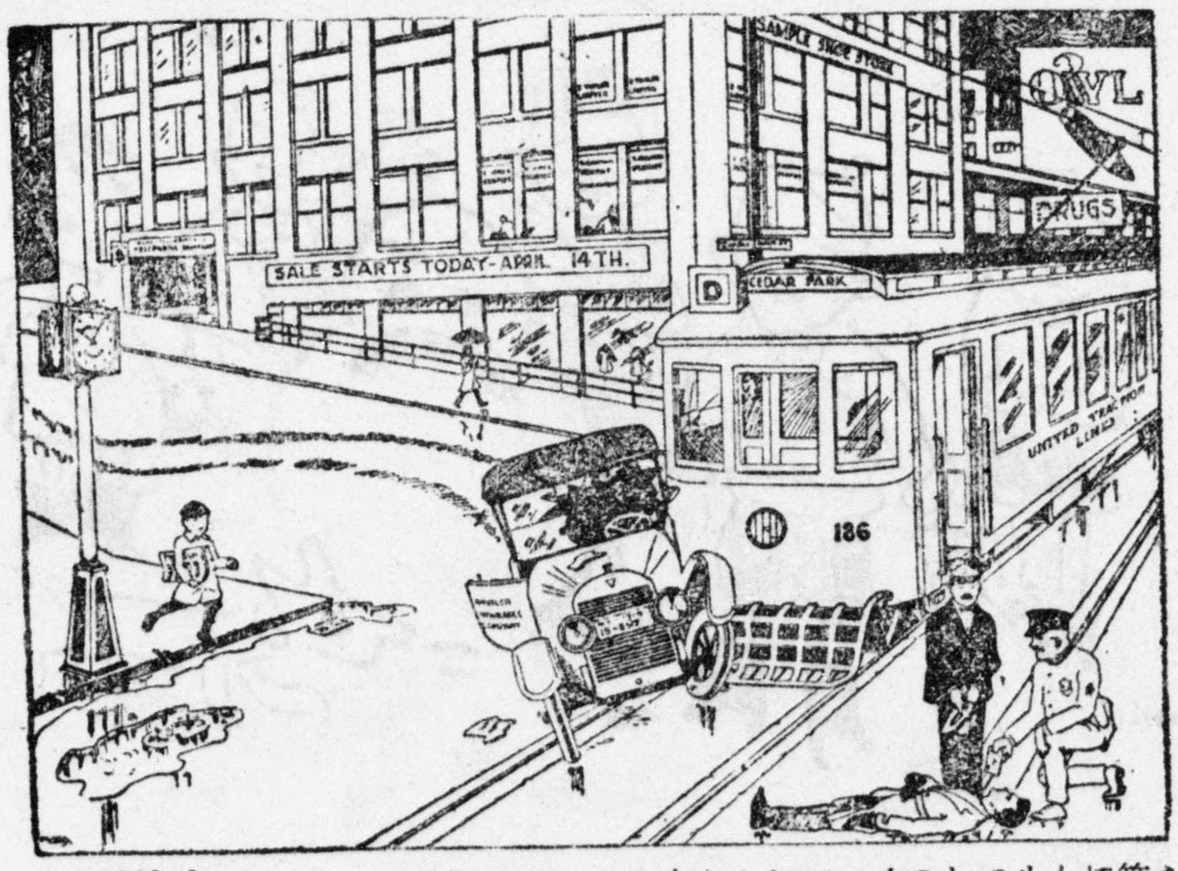

心理検査 この絵を1分間みて，この本をとじて，次のしつもんに答えて下さい。 1 どの程度のソンガイがありましたか。 2 事故は何時におきたのですか。 3 ケガ人は何人できましたか。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNBS No.

はじめに

あなたが いままでに 見た 弱々しい人や 病人について 話し合って ごらんなさい。
あなたが いままでに 見た ケガについて 話し合って ごらんなさい。
わが國の 病人と 外國の 病人の數や 種類を 比べて ごらんなさい。
わが國に ケガ人の多い 原因は どこにあると 思いますか。考えて下さい。
以上のようなことを ナクすることは 何さい位から 注意したら よいでしょうか。
おわりに 自分を〔安全と健康〕にするためには どうしたらよいかを 考えて下さい。

1. 冬の清潔

私たちのへやは，掃除をせずにほうっておきますと，ゴミが一ぱいたまり，くものすがはります。私たちのカラダも，いつもせいけつにしていないと，バイキンがはいります。

(1) 朝起きたとき

ア，なぜ顔を洗わねばならないか。
イ，なぜ歯をみがかねばならないか。
ウ，なぜ大便をしなければならないか。
エ，なぜ食事の前に手を洗わねばならないか。

(2) 夜ねるとき

ア，なぜ歯をみがかねばならないか。
イ，なぜ寝着にきかえねばならないか。
ウ，コーヒや紅茶をのんではならないか。
エ，なぜ暗くして寝るか。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNBS NO.

(3) 入浴するとき

ア，何のために フロに はいるか。

イ，1 週間に 何回 フロにはいったらよいか。

ウ，よごれた下着を きかえるのは 何日目位が よいか。

(4) スポーツをするとき

ア，なぜ うす着になって するか。

イ，たくさん あせをかき 手足に ドロがついたときは どうするか。

(5) 頭の毛，つめ，鼻じるは

ア，頭の毛や 手足のつめを のばすと どんな害が あるか。

イ，鼻じるの 正しいかみ方を しっていますか アメリカ人の子どもが 片方ずつ 鼻をかみますが どういう わけでしょう。

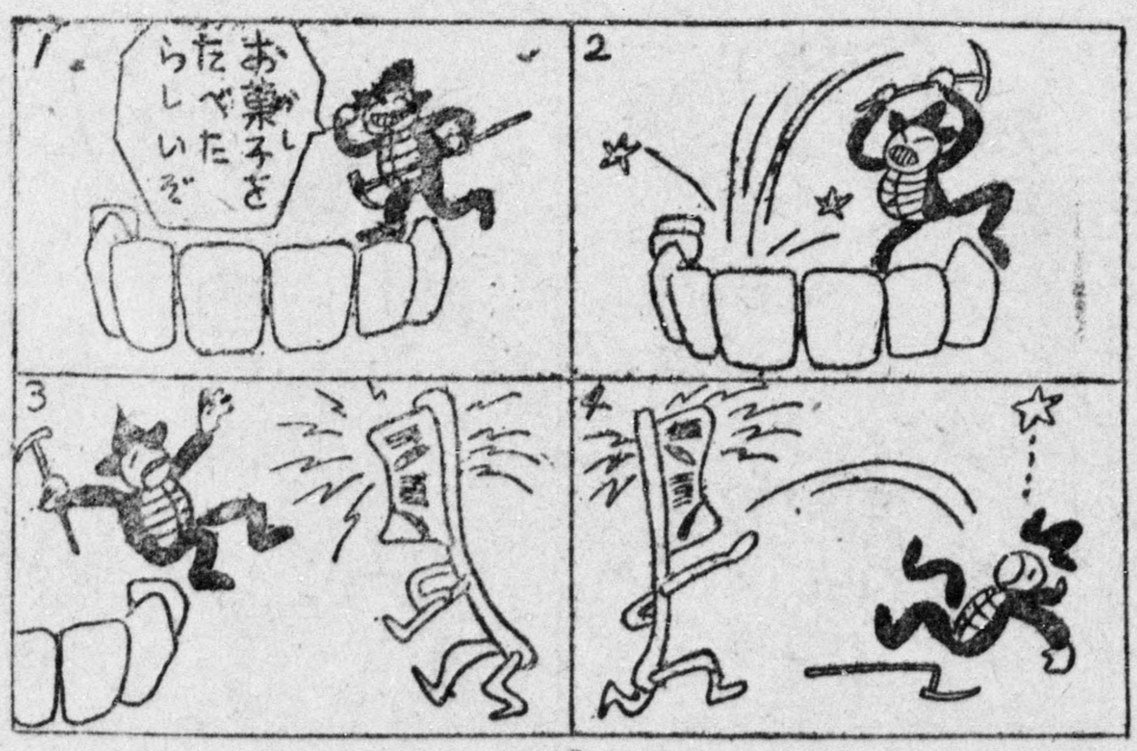

DECLASSIFIED E.O. 12033 SECTION 3 402/NNDS NO.

2. 冬の病氣

(1) かぜひき

かぜを 引いたことが あるか。
そのかぜは どうした原因でかゝりましたか。

◎かぜに かゝらないように するには
ア，うがいを する。
イ，厚着を しない。
ウ，いつも外の空氣にふれ抵抗力をつよめる
エ，湯ざめを しないように する。
オ，人ごみや，ほこりの多いところへ 行かない。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 102/NNDS NO.

(2) **しもやけ**

しもやけに なったことが あるか。
どこが なったか。
どうした原因で 出來たと 思いますか。

◎しもやけに かゝらないように するには
ア，手足をこすって，血のじゅんかんを よくする。
イ，ぬれた手は すぐに よくふく。
ウ，雪あそびのあと 手を よくふく。

(3) **ハッシンチフス**

ハッシン チフスは 何によってうつりますか。
シラミは夏と冬ではどちらが多く わきますか。

◎ハッシンチフスにかゝらないようにするには
ア，下着にはモメン類を使うこと。
（毛類 を着ると シラミがわく）
イ，下着類を 時々とりかえる。
ウ，シラミがわいたら，キハツ油か 熱い湯で 洗うこと。

3. 結核(けつかく)にまけないために

（ア） ツベルクリン検査とは 何ですか。
また 何のために しますか。

（イ） B.C.G とは 何ですか，また 何のために しますか。

（ウ） レントゲン寫眞は何のためにとりますか。

(1) ツベルクリン反應檢査は，ツベルクリンの少量を皮内に接種しますと，結核にうつつていない人は，何ともありませんが，結核にうつつた人は赤くはれます。前者を「いん性」後者を「よう性」といいます。
(2) B.C.Gは，結核にうつつていない人に，結核にまけないようにメンエキをつくるためにします。
(3) レントゲン写眞は，「よう性」の人が，どのくらい結核菌におかされているかを調べます。

4. 冬のきもの

教室と 家の中と へやの外の温度を はかって，比べて下さい。一番低いのは どこですか。このように，冬は 室内と 室外とでは 温度がちがう。これに對して 着物は どう合せたら よいか。

(1) へやの中では 厚着をせず，がいとう，えりまき，手ぶくろを はずすこと。

(2) 外に出るときは へやの中よりも，よけいに 着ること。

(3) 寢るときは，寢まきに きかえること。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 NOT/NNDS NO.

5. 冬のたべもの

植木に 水や こやしを やらないと どんなになりますか。

わたくしたちが 物をたべるときに大切な 4つのものを考えて下さい。

すききらいなく たべるためには，どうしたらよいか。

冬の食物は どんなのが よいか。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 102/NNDS NO.

6. 冬の空氣

へやに太陽の光がはいってくると光のオビができます。光のオビをよくみると ゴミが飛んでいるのがみえます。

光のオビのゴミをさわがしいへや，靜かなへや，そうじの前後と外とを比べてみて下さい。このへやのゴミを風によって外に出すためにはどうしたらよいか考えてみて下さい。

ヴアーノン氏（1926年）は，3カ年間，ダービイシヤイアにある20の小学校について，各教室をみて，片側にだけ窓のある場合は，その換氣度を，1.0とし，両側にあるときは2.0とし，ほかにベンチレーターがある場合には2.0以上の数字をあてはめ，これと生徒の欠席率を比較対照して次の結果をだした。

学校数	生徒数	平均年令	平均換氣度	欠席率
6	1,560	11.7	2.2	7.7%
8	1,938	11.2	1.5	9.2%
6	1,466	10.9	1.2	10.7%

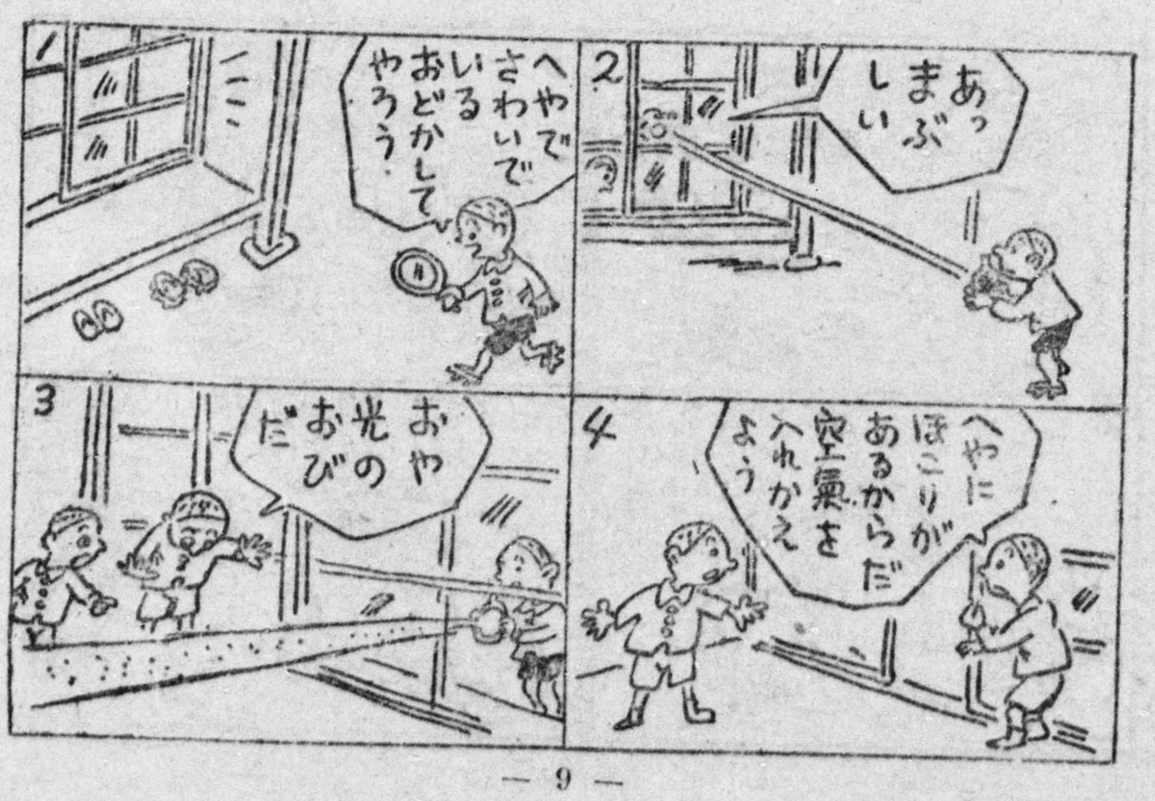

DECLASSIFIED E.O. 12033 SECTION 3 402/NNDS NO.

◉ 呼吸は 何のために するのですか

しめ切ったへやで 100 人もの人が 3 時間いると どんな狀態に なりますか。
これを 解決するためには どうしたら よいですか，スミや石炭を もやすと どんなガスが でますか。そのガスは 人のからだに どんな害を あたえますか。これを 解決するためには どうしたら よいですか。

成人は 1 回に 490 立方センチメートルを呼吸し，1 分間に 16 回の呼吸運動をするから， 490 × 16 = 7840cc である。
1 時間には，7840 × 60 = 470,400cc の空氣を呼吸する
呼氣中に炭酸ガスが 4.0% あるとすれば 1 時間には
470,400cc × 0.04 = 18,816cc の炭酸ガスをはきだす。

	吸氣	呼氣
サンソ	20.96%	16.5%
炭酸ガス	0.04%	4.0%
チツソ・アルゴン	79.00%	79.5%

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNDS NO.

7. 冬のあそび

一年中で，一番日光が弱く，戸外で遊ぶ時間の少い季節はいつですか。冬は寒いので，戸外スポーツをするのがいやになりますが，室内あそびと戸外スポーツとは健康にどちらがよいか理由をあげて考えて下さい。

(1) 雨のとき 教室や へやの中で あそぶときは ゴミが立たないよう 注意しましょう。

(2) トランプや 花かるたで，バクチの まねをするのは やめましょう。

(3) へやの中で あそぶときは あまり 夜おそくまで 遊ばないように しましょう。

(4) **たこ** が 電柱にひっかかったときは，そのまゝにして，感電しないように 注意しましょう。

(5) ていぼうのしばふをやいて あたたまる 悪いあそびは やめましょう。

(6) 氷の上で スケートをする場合は，お友達に突き當らないよう 注意しましょう。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 102/NNSC NO.

8. 冬のれいぎ

こんなことを してはいませんか

(1) 朝，目がさめてから 長く寝どこにいる。
(2) ツクエにむかったときの 前かがみ。
(3) 学校の ろうかを 走る。
(4) ナイフを ふりまわして あそぶ。
(5) 夕方 くらいところで 本をよむ。
(6) 給食コップを 洗わない。
(7) 頭の毛を 長く のばす。
(8) ランボウに コマを まわす。

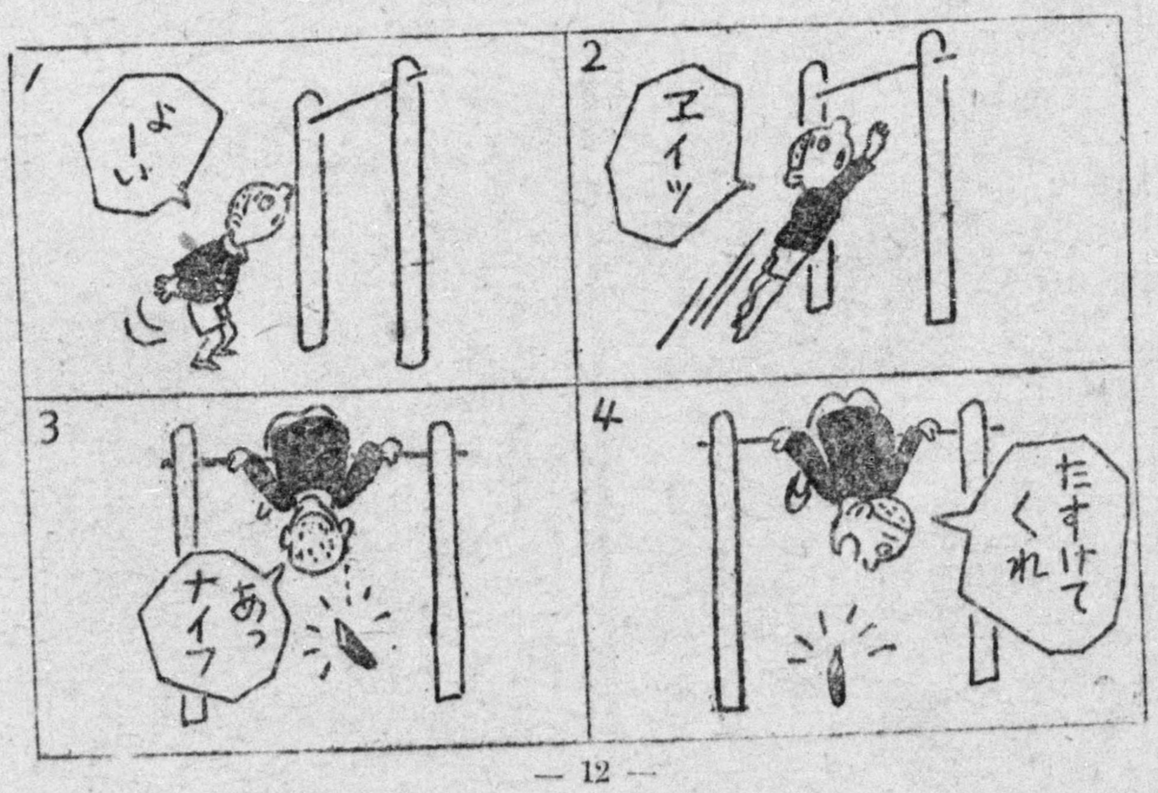

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 NOT/NARS NO.

こんなことを してはいませんか

へやの中で　大聲をだすこと

こんなことは なぜ いけないか，考えて下さい。
これに にたことで，いけないことを 考えて下さい。
こうしたコトを やめさせるためには どうしたら よいと 思いますか。

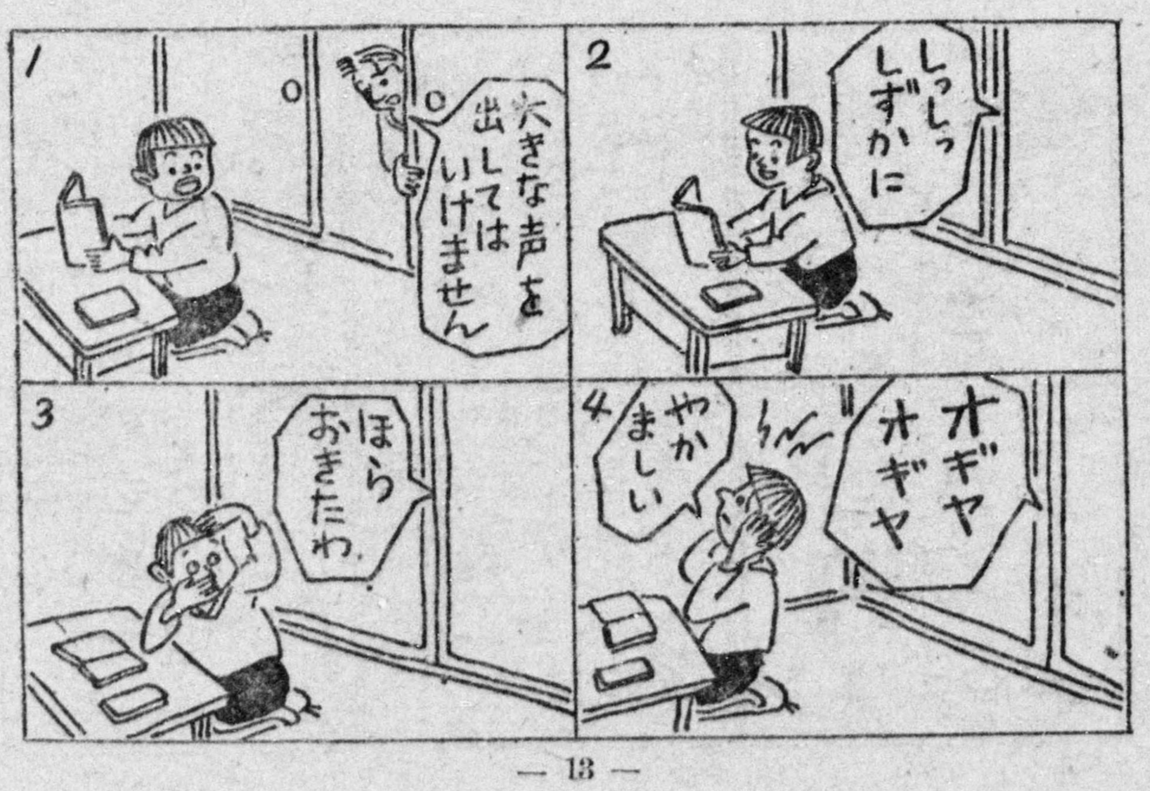

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 NL/NARS NO.

こんなことを してはいませんか

へやの中を バタバタ走ること。

これに にたことで，いけないことを考えて下さい。

こうしたコトを やめさせるためには，どうしたら よいと 思いますか。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDS NO.

こんなことを してはいませんか

人の前で セキを することと なぞ。

これに にたことで，いけないことを 考えて下さい。こうしたコトを やめさせるためには，どうしたら よいと 思いますか。

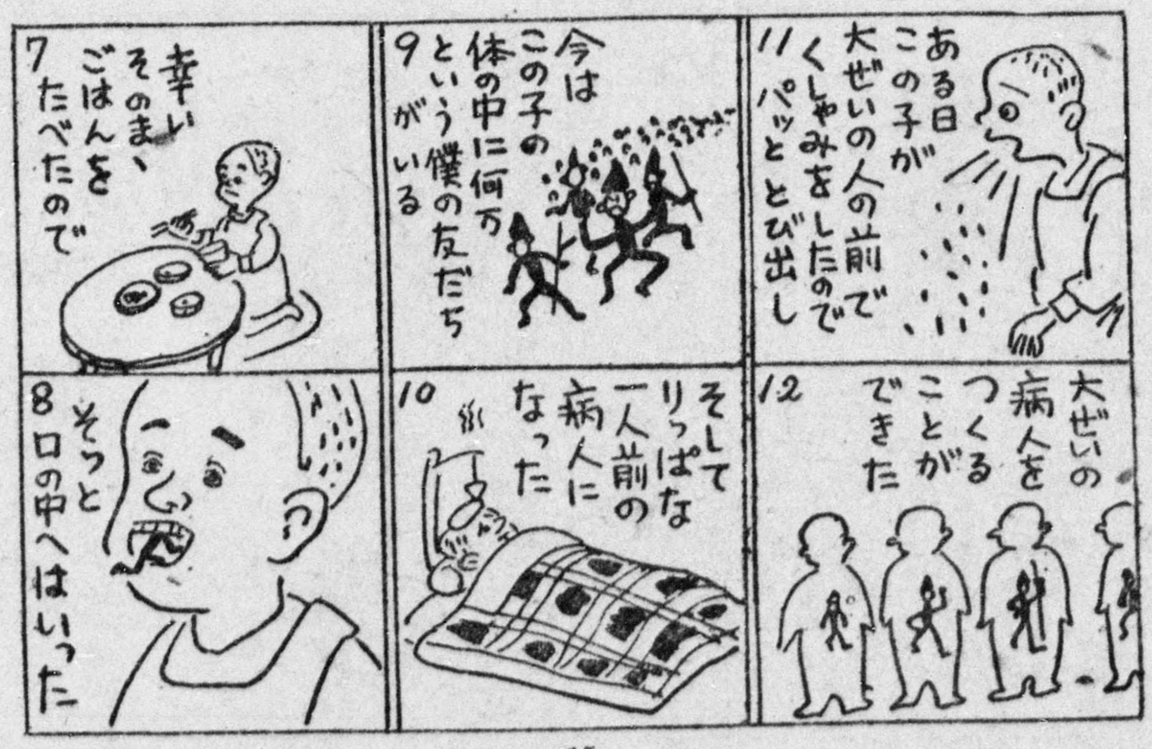

8 冬 の 火 事

冬になると たいへん火事が多く，まいばんのようにサイレンやハンショウがなり，消防自動車が走り 夜中に 眼をさまされることが ありますが，いったい日本國中で一年間にどれほど火事の損害が あるでしょうか，また どんな原因で 火事が起こるでしょうか。

(A) 火災の損害は（昭和24年度）

火災件数	18,488件
死　者	425人
負傷者	4,331人
損害額	26,997,308,573円
燒失坪数	968,426坪

(B) 火事の原因は

(ア)タバコのすいがら
(イ)煙突の飛火や熱しすぎ
(ウ)カマドの火の不始末
(エ)こんろの火の不始末
(オ)はいの不始末
(カ)ガソリンへの引火
(キ)たき火
(ク)ロー電
(ケ)藥品のばくはつ
(コ)火遊び

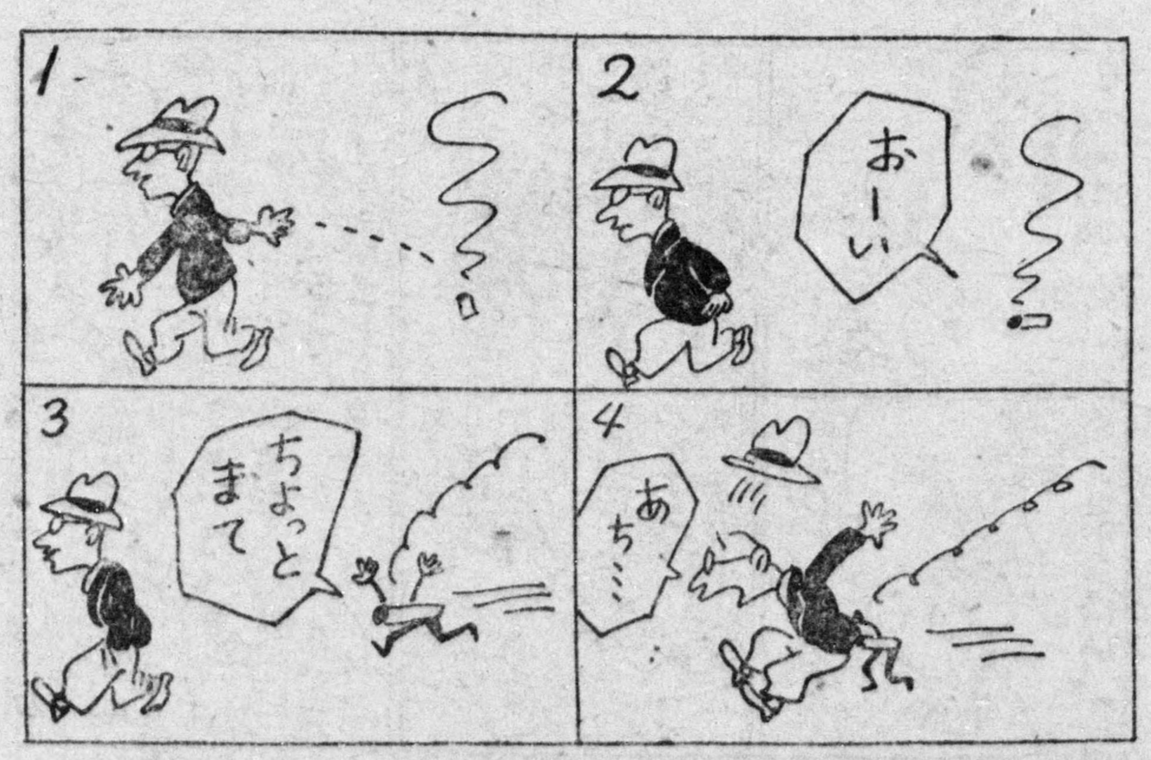

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 (d), NARS NO.

次の問題に 答えて下さい

(1) 日本全國で1年平均いくらの火事があったか。
(2) 〃 1時間に いくら やけたか。
(3) 〃 1年平均 いくらの 損害か。
(4) 〃 1ケンの家が 12ツボとすると 何ゲンやけたことになるか。
(5) 1ツボ2万円で 家がつくられるとすれば, 26,997,30 万円では 何ゲンたてられるか。
(6) なぜ 冬に 火事が多いのでしょうか。
(7) 空氣のカンソウ程度は 何で計りますか。
(8) 夏と冬の平均しつ度は 何度ぐらいですか。

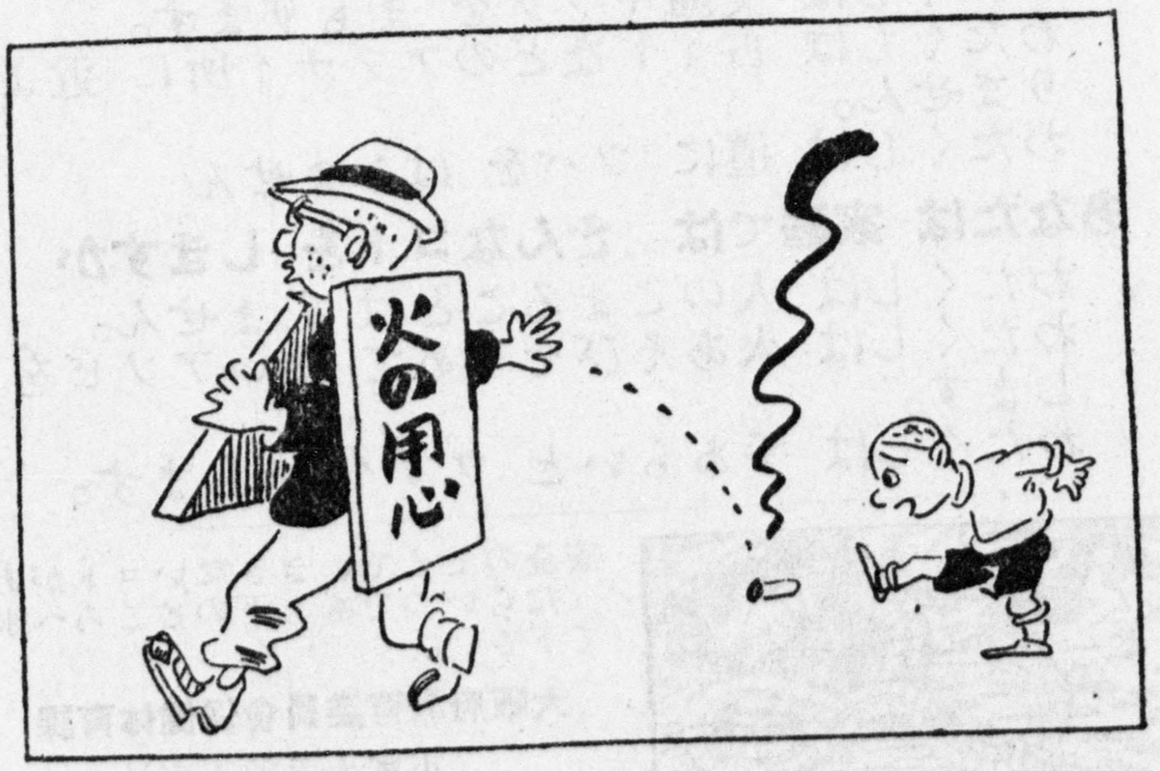

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO.

ごぞんじ ですか

イマは安全教育の期間です

この期間は，秋の体育大会，文化祭，遠足などの学校行事と冬の災害事故の多くなる年末をひかえて，生徒・兒童のケガやアヤマチがなくなるようにその安全の心をもりあげる目的のためと，生徒・学童をとおして，P. T. A. 家庭にもヒサンなカナシイ事故をなくするためにもうけました。

範　囲	大阪府下の公私立高等，中，小学校生徒，兒童
主　催	大阪府，各市教育委員会，大阪府安全委員会
後　援	大阪府，大阪市，国警大阪府本部，大阪市警視廳 大阪市消防局，大阪労働基準局，大阪府学校衛生 振興会，財團法人安全協会

あなたは 學校内で ぞんなコトを しますか

わたくしは キケンな所を見つけたら それを なおします。
わたくしは アブナイあそびをやめて よいあそびを します。
わたくしは アブナイものは かたづけます。

あなたは 學校外で ぞんなコトを しますか

わたくしは 交通キソクを まもります。
わたくしは 古イドなどのアブナイ所に 近よりません。
わたくしは 道に ツバを はきません

あなたは 家庭では ぞんなコトを しますか

わたくしは 人のこまることは しません。
わたくしは 火あそびをやめて よいアソビを します。
わたくしは 手あらいと ウガイを します。

この絵はギリシヤ神話にでてくる「災害事故」をあらわしたものです。

安全のことで、ききたいコトがあったらいつでも、下のところへ來て下さい。

大阪府教育委員會保健体育課

（市電大手前下車）

財團法人 安全協会發行 定價五円

DECLASSIFIED E.O. 11652 SECTION 3 (E)(1)(2)(3) or (4) By [illegible]

Safety

HEADQUARTERS
KINKI CIVIL AFFAIRS REGION
APO 25 (Osaka, Honshu)

FILE: SUBJECT: Special Safety Program

TO: (Number each note)		Office, initials and date.
Chief, KCAR	1. I have been thinking about the details of a new safety program which you mentioned. In the next few days I shall ask various police officials to show me licenses, registration cards, and other documents which vehicle owners and drivers sign when they are issued same. I shall contact Mr. Scott of Legal and Government and obtain from him the names of various officials with whom I might work in preparing a new 1950 safety program. I shall recommend that these officials make available to every licensed driver and to every vehicle owner a cheaply-printed leaflet, in easy-to-understand Japanese, covering safety precautions. Two weeks after my initial conferences with these officials, I shall ask them to submit to me a brief report on what they have done.	W. THORESEN CI Section 30 Dec 49
Copies to: L & G Economics Labor Civil Education ✓ Public Welfare ✓	2. I shall ask Mrs. MacFarland to work closely with the radio stations in order to increase the number of spot-announcements on traffic safety. We shall aim the spot announcements not only at vehicle drivers but also at heads of households. Announcements will point out that parents are responsible for the acts of their children. 3. I recommend that the Civil Education Section make immediate contact with the six prefectural school superintendents in order to include in every school program several short lessons daily on safety measures-how children should walk along the street, how they	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNBS No.

should cross the street, where they should play, etc. I recommend that these lessons be placed on the blackboard of every school room of every school building in the six prefectures. School children should be advised to tell their parents about these special lessons. Also, those in charge of PTA publications and school newspapers should be advised to print short articles on safety measures. By schools, I mean every educational institution in existence, including the high schools and colleges. I find that many young men in Japan are too "smart" - many of them deliberately obstruct traffic. Policemen should not hesitate to "write them up". I believe that in every city, town, and village the policemen should make a few arrests in order to set examples. Some of these young men might benefit from a 24-hour detention in the local police station.

4. I recommend that the Economics Section advise all factories to place large hand-made posters at the entrances and exists of all factories. Posters should advise every one to observe the new traffic regulations. The Labor Section might well advise all the labor unions to pass the word along to their members.

5. Mr. Tsunezumi of Civil Information will contact those in charge of public address system and will advise those officials of the necessity for numerous spot-announcements on traffic safety.

6. He will also recommend that the six prefectural film libraries contact their hundreds of licensed projectionists to advise those projectionists to say a few words about traffic safety at each film showing.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNBS NO.

HEADQUARTERS
KINKI CIVIL AFFAIRS REGION
APO 25 (Osaka, Honshu)

FILE:	SUBJECT:	
TO: (Number each note)	**7. Policemen should be encouraged to scold severely parents of small children who run "wild" in the streets.** **8. Some efficient method of checking safety features of all vehicles should be encouraged.**	Office, initials and date.

DECLASSIFIED E.O. 12033 SECTION 3 402/NNDS No. [illegible]

HEADQUARTERS
KINKI CIVIL AFFAIRS REGION
APO 25 (Osaka, Honshu)

30 December 1950

SUBJECT: Special Safety Program

TO: Chief, Kinki Civil Affairs Region.

1. I have been thinking about the details of a new safety program which you mentioned. In the next few days I shall ask various police officials to show me licenses, registration cards, and other documents which vehicle owners and drivers sign when they are issued same. I shall contact Mr. Scott of Legal and Government and obtain from him the names of various officials with whom I might work in preparing a new 1950 safety program. I shall recommend that these officials make available to every licensed driver and to every vehicle owner a cheaply-printed leaflet, in easy-to-understand Japanese, covering safety precautions. Two weeks after my initial conferences with these officials, I shall ask them to submit to me a brief report on what they have done.

2. I shall ask Mrs. MacFarland to work closely with the radio stations in order to increase the number of spot-announcements on traffic safety. We shall aim the spot announcements not only at vehicle drivers but also at heads of households. Announcements will point out that parents are responsible for the acts of their children.

3. I recommend that the Civil Education Section make immediate contact with the six prefectural school superintendents in order to include in every school program several short lessons daily on safety measures-how children should walk along the street, how they should cross the street, where they should play, etc. I recommend that these lessons be placed on the blackboard of every school room of every school building in the six prefectures. School children should be advised to tell their parents about these special lessons. Also, those in charge of PTA publications and school newspapers should be advised to print short articles on safety measures. By schools, I mean every educational institution in existence, including the high schools and colleges. I find that many young men in Japan are too "smart" - many of them deliberately obstruct traffic. Policemen should not hesitate to "write them up". I believe that in every city, town and village the policemen should make a few arrests in order to set examples. Some of these young men might benefit from a 24-hour detention in the local police station.

4. I recommend that the Economics Section advise all factories to place large hand-made posters at the entrances and exists of all factories. Posters should advise every one to observe the new traffic regulations. The Labor Section might well advise all the labor unions to pass the word along to their members.

5. Mr. Tsunezumi of Civil Information will contact those in charge

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/MNSS NO. [illegible]

of public address system and will advise those officials of the necessity for numberous spot-announcements on traffic safety.

6. He will also recommend that the six prefectural film libraries contact their hundreds of licensed projectionists to advise those projectionists to say a few words about traffic safety at each film showing.

7. Policemen should be encouraged to scold severly parents of small children who run "wild" in the streets.

8. Some efficient method of checking safety features of all vehicles shoudl be encouraged.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNSS No.

James: If we don't have plan safety please start one. JC 3/15/50

Proposed Agenda for a Section Officers Conference on Safety
(Sponsored by Miss Colletti, CE Officer)

Place:

Time:

Program:

1. Orientation (5 minutes)

   Report of the First Conference with Capt Hall by Miss Colletti

2. Suggestions on selection of groups to be represented at the Safety Commission and inviting additional suggestions (10 minutes)

   Education

   a. Board of Education

   b. PTA leaders

   c. Principal of School of all level

   d. Superintendent and teacher consultant

   e. Women's organizations

   f. Boy Scouts, girls scouts leaders

   g. Athletic organizations

   h. Recreation facilities (public swimming pools, boat houses)

   Information

   a. Newspaper

   b. Radio

   d. Motion picture ~~makers~~ producers

   d. Theatre managers

   e. Publishers of magazines and posters

   f. Kamishibai operators

   Economic and Labor

   a. Safety technicians stationed at Labor Standard Bureau

   b. Railroad and various transportation

   c. Department store managers

   d. Chambers of Commerce and Industry

   e. Hospitals attached to industrial firms

   f. Insurance companies managers

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNBS No.

Legal and Government

a. Police officers (indluding a woman policeman)

b. Court officials

c. Governors and mayors

d. Legislations

e. Fire Dept.

Public Health

a. Nurses organization

b. Doctors organization

c. Hospitals (government and public)

d. Dispensaries

e. Pharmaseusists

f. Drug stores

g.

Public Welfare

a. National Health Insurance Society Fed.

b. Health Insurance Society Fed.

c. Social Workers Association

d. Child Welfare Centers

3. Who should be the paid official in charge of Safety (5 minutes)

4. Presentation of suggested activities; additional suggestions to be invited (20 minutes)

   a. Dissemination of traffic rules (L)

   b. Regular checking and repair and installation of signals, signs and vehicles including elevators, boilers and all explosive materials (L)

   c. Uniformity of traffic regulations (L)

   d. Campaign for home safety (E)

   e. Reward system for non-accident drivers, signal men, lighthouse keeper

   f. Form for accident report

   g. Where to submit the report

   h. Statistics of monthly accidents

DECLASSIFIED E.O. 12065 Section 3 (b)(1) NND 969

i. How to get technical service from outside the commission

j. Monthly publicizing of accident data

k. How to finances

(1) Posters

(2) Merit badges

(3) Insignia: design and qualification of bearers

l. Membership campaign for proposed National Safety Association (?)

5. Planning of a conference of Japanese counterpart (10 minutes)

6. Allocation of responsibilities in each section of this headquarters prior to the conference with the Japanese (20 minutes)

Total: one hour

DECLASSIFIED E.O. 11652 SECTION 3 (E)(1)(2)(3) or (4) NNSC Ltr

Welfare
Regulations
Labor

Health
Educ.
Info.

DRAFT

Report: The first conference on Safety.

1 Feb 1950

Subject: Establishment of the Safety Council on Prefectural Level

TO:

Persons present: Capt. Hall, His assistant, Miss Colletti, Handa, Fujiwara, Iida, Frances.

The following suggestions were made and agreed upon:

1. Establishment of a Standing Public Safety Council, composed of representatives from the following agencies: Fire Dept. Police, Health, Labor Standard Bureau, Board of Education, various Transportation Associations, PTA, Industrial Organizations, Dept. Stores in each prefecture and if possible, a paid coordinator whose function will be that of coodinating public safety programs and keeping the wheel going through throughout the holding regular meetings and carrying on surveys and information programs, with necessary technical services.

2. The Council will be headed by a paid official, the rest on-paid out held honorary members of the Safety Council, which is closely affiliated to the US or world wide campaign with the same purpose, and entitled to wear the insignia significant in its impact.

The following procedure was suggedted by Miss Colletti as preparatory to the organization.

1. Preparation of the agenda.
2. Schedule meetings with CI, L.G. E.C. Health, with Capt, Hall, toward Middle of March, preferably on Wednesday.
3. Schedule meeting with Japanese Counterparts.
4. Prepare an insignia for Safety Council.
5. Prepare Accident Report Form.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 NLJ/NMS NO.

十月

第一

世界ノ自然美

プログラム要旨 ― 加藤

主人役 ― 金子 森

生席 照呼 ― 各自ガ行ツタトノアル景ヲ美クレイ
場所ノ名ヲ以テ答ヘル

世界ノ有名ナ滝 ― 田中

世界ノ有名ナ山 ― 甲斐

第二

世界ノユーマー

プログラム要旨 ― 多田

主人役 ― 吉田 フジタ

生席ヲ呼ハレルト何カ冗談ヲ云ッテ答ヘトス

外国ノ雑誌カラ漫画 ~~冗談~~ ヲ切リ又ハ
展ランス

外国ニオケル主ナ道化役者ノ ~~[illegible]~~ 地位 ― 山川

日本ノ有名ナ諧謔家

菓子トシテ焼芋ヲ出ス 一番多クタベタ者ハ
拂ハナクテヨイ 他ノ人ハ一人百円拂ヒソレハ
クラブノ会計ニ入ル

DECLASSIFIED E.O. 11652 SECTION 3 (E), NARS Date

Draft

Report: The first conference on Safety.
1 Feb. 1950

Subject: Establishment of the Safety Council on Prefectural Level.

To:

Persons present:
Capt. Hall, His assistant, Miss Colletti, Handa, Fujiwara, Iida, Frances.

The following suggestions were made and agreed upon:

1. ~~A Standing Public Safety Council be established~~ Establishment of a Standing Public Safety Council, in each prefecture ~~with city representatives.~~
2. The function ~~of the council~~ will be coordinating public safety programs and keeping the wheel going through ~~holding~~ regular meetings and carrying on surveys and information programs, with necessary technical services. and, if possible, a paid coordinator whose duty of
~~3. The council will be~~ composed of representatives from the following ~~capacities:~~ agencies Fire Dept. Police, Health, Labor Standard Bureau, Board of Education, various Transportation Associations, PTA, Industrial Organizations, Dept. Stores.
4. The Council will be headed by a paid official, the rest non-paid but held honorary members of the Safety Council, which is closely affiliated to the US or world wide campaign with the same purpose, and entitled to wear the insignia significant in its impact.

The following procedure was suggested by Miss Colletti as preparatory to the organiz~~ing factors:~~ation.

1. Preparation of the agenda.
2. Schedule meetings with CI, L.G. E.C. Health, with Capt, Hall, toward Middle of March, preferably on Wednesday .
3. Schedule meeting with Japanese Counterparts.
4. Prepare an insignia for Safety Council.
5. Prepare Accident Report Form.

Sch. Capt.

Dept. of Safety | (Coordinator) of

Standing Public Safety Council
In Each Pref - with City Mgrs.

Establish Fundamental Concepts

Radio & newspaper

(1) Fire, police, health, bds. ed.
various transp. assoc., P.T.A, other
Eng. - Industrial mgrs - Dept. Store
representatives - Mr. Iwano - Osaka Pref.
Labor Standard Bureau person in charge
of Industrial Safety.

(2) Monthly meeting - & Capt. Hall

(3). One such Comm. in each pref.

(4). Schedule meetgs. toward middle of
March (Wed. AM.), mon, Tues,
9th am

(5) Rewards

(6) Survey of industrial plants
(by Capt. Hall).-

(7) Legal & govt - laws established
re traffic

X

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 (b), MARS NO

Schools

Posters on playgrounds ✓
School hazards
Social Studies
First aid
Current events on accidents
Common sense to safety
Study of safety Hazards in
sch. bldg & grounds.

safety
Carry information to public - Radio

Set up a recording of injuries

No ink

Form for reporting accidents

Designate a Safety Council

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNBS No.

Capt. Hall
Safety 2 25th Div
Mr. Kayama

Safety

- New Traffic -

5th Div Zone

- Teaching of First Aid in Sch.

Visited - arrange to preview new Traffic

Dept. of Public Safety

Fire, Polic,

A book called "Some Essentials for Guidance of Safety Education in Osaka Prefecture" was edited by the safety committee in Osaka Prefecture and issued from the Physical Education Section of the Prefecture in June, 1948.

Contents

a. Safety concerning Transportation
b. Fire and Safety
c. Disaster and Safety
d. Safety in the Playground
e. Safety at the Beach, Pool and River.
f. Dangerous Objects and Safety
g. School Equipments and Safety
h. Safety at Home
i Safety Patrols
j. Counter-measures for Delinquency

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNBS NO. _____

Capt. Hall
Light 355

I. Prepare agenda

II. Schedule meeting with C1, Z6, EC. Hewlett, Capt. Hall

III. Schedule mtg. with Japanese Counterparts

X IV. Prepare an insignia for Safety Council (great deal of publicity)

V. Accident Report Forms

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNSS NO. [illegible]

1. Don't play with matches. { Uncontrolled fire causes death and destruction -- Be careful
2. Don't tease animals. ?
3. Don't throw sticks or stones at anyone or anything. ?
2. 4. Obey the traffic policeman.
(5. Walk only on a green light.) ?
4 6. Look right and then left before crossing the street.
3. 7. Always walk on the right side of the street facing the traffic.
1. 8. Stop, Look, listen and live.
9. Don't ride two on a bicycle.

Stairs and steps
Poisons should be labeled & locked up.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 NND/NRS NO.

IX Learning to judge weight, time, distance

X When to help children to think

Reasoning expressed in words as well as actions

Learning to make decisions
likes, rooms, etc.
A - B - C {advantages disadvantages etc.

Practice in decision —
To be allowed to make ones & be adapted to their ability
(not snap judgements)

Development by imitation & suggestion
Model is of great importance